

平成23年 月 日法務大臣決定

平成23年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第7条の規定及び法務省政策評価に関する基本計画（以下「基本計画」という。）に基づき、法務省事後評価の実施に関する計画（以下「本実施計画」という。）を以下のとおり定める。

1 計画期間

本実施計画の計画期間は、平成23年度の1年間とする。

2 政策体系

基本計画に基づく政策体系を、別紙1のとおりとする。

3 事後評価の対象とする政策

法務省の当面の重要施策及び成果重視事業（注）を含む施策を中心として、1年ないし3年程度の周期で事後評価の対象とする。

本実施計画における事後評価の対象施策を別紙2のとおりとし、当該各施策に係る評価等の実施内容を別紙3のとおりとする。

4 実施計画の見直し

本実施計画は、政策評価の実施状況、政策効果の把握の手法その他政策評価の方法に関する調査及び研究の成果並びに開発の動向等を踏まえ、適宜適切に政策所管部局の意見を聴いた上で、所要の見直しを行うものとする。

(注) 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月21日閣議決定）において、成果目標（Plan）－予算の効率的執行（Do）－厳格な評価（Check）－予算への反映（Action）を実現する予算制度を定着させるために導入されたもの。

別紙1

政 策 体 系

基本政策	
政策	
施策	
I 基本法制の維持及び整備	
1 基本法制の維持及び整備	(事前規制型社会から事後チェック・救済型社会への転換、社会経済構造の変革に対応した基本法制の維持及び整備を行う。)
	(1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備 (情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢を反映した犯罪事象に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により、国民が豊かな創造性とエネルギーを發揮する社会の実現と、我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに、事後チェック・救済型社会の基盤を形成し、社会の安定に資するものとする。)
2 司法制度改革の成果の定着に向けた取組	(社会の複雑・多様化、国際化等がより一層進展する中で、事前規制型社会から明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後チェック・救済型社会への転換を図り、自由かつ公正な社会を実現していくために、司法制度改革の成果の定着を図り、司法の機能を充実強化する。)
	(1) 総合法律支援の充実強化 (裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに、弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制整備の充実強化を図る。)
	(2) 法曹養成制度の充実 (高度の専門的な法律知識、幅広い教養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。)
	(3) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化 (国民がそのニーズに応じて多様な紛争解決手段を選択することができるようするため、裁判外の紛争解決手段について、その拡充・活性化を図る。)
	(4) 法教育の推進 (法や司法を身近なものとし、自由かつ公正な社会の担い手である国民が法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身につけるとともに、裁判員制度を始めとする司法の国民的基盤確立の条件を整備するため、法教育の推進を図る。)
3 法務に関する調査研究	(内外の社会経済事象を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。)

- (1) 法務に関する調査研究（内外の社会経済事象を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法規制等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。）

II 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持（犯罪被害者等のための施策及び再犯防止対策を含む。）

4 檢察権の適正迅速な行使（国家刑罰権の適正かつ迅速な実現により、社会の平和を保持し、個人及び公共の福祉を図る。）

- (1) 適正迅速な検察権の行使（刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、裁判の執行を指揮監督するなどの権限を適正迅速に行使する。）
(2) 検察権行使を支える事務の適正な運営（検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるよう検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。）

5 矯正処遇の適正な実施（被収容者に対し適正な矯正処遇を実施することにより、その改善更生及び円滑な社会復帰を図る。）

- (1) 矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備（研修、訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図るとともに、各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図る。）
(2) 矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施（被収容者の生活条件を含めた収容環境を維持することにより、国民が安全に安心して暮らせる社会を構築するとともに、被収容者の個々の状況に応じた適切な処遇を実施することにより、その改善更生及び円滑な社会復帰を図る。）
(3) 矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施（民間委託等を実施することにより、高率収容等に伴う職員の業務負担の軽減を図り、かつ、矯正処遇の充実を図る。）

6 更生保護活動の適切な実施（犯罪をした者及び非行のある少年の社会内における改善更生を図るとともに、犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。）

- (1) 保護観察対象者等の改善更生等（更生保護活動を通じて、保護観察対象者等の改善更生を図るとともに、犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。）
(2) 医療観察対象者の社会復帰（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対する地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保し、医療観察対象者の社会復帰の促進を図る。）

7 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施（破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。）

- (1) 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施（破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。）

8 団体の規制処分の適正な審査・決定（公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関し適正な審査及び決定を行う。）

（1）**団体の規制処分の適正な審査・決定**（破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制処分に際し、適正な審査及び決定を行う。）

III 国民の権利擁護

9 国民の財産や身分関係の保護（経済活動や社会活動に不可欠である財産上及び身分上の権利を適切に保全するための法制度を整備するとともに、円滑な運営を行う。）

（1）**登記事務の適正円滑な処理**（登記事務におけるシステムの見直し等により、事務処理の効率化、システム関係経費の削減を図るとともに、国民の利便性を向上させる。）

（2）**国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理**（国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営することにより我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図る。）

（3）**債権管理回収業の審査監督**（債権回収会社について必要な規制を行うことにより、債権管理回収行為等の適正を図る。）

10 人権の擁護（国民の人権の擁護を積極的に行う。）

（1）**人権の擁護**（人権の擁護に関する施策を総合的に推進し、もって人権が尊重される社会の実現に寄与する。）

IV 国の利害に關係のある争訟の統一的かつ適正な処理

11 国の利害に關係のある争訟の統一的かつ適正な処理（国民個人の権利・利益と国の正当な利益との間における争訟に対して、統一的に対処し適正な調和を図る。）

（1）**国の利害に關係のある争訟の統一的かつ適正な処理**（国の利害に關係のある本案訴訟を適正・迅速に追行することにより、国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与する。）

V 出入国の公正な管理

12 出入国の公正な管理（不法滞在者等を生まない社会を構築するとともに、出入国管理行政を通じて国際協調と国際交流の増進を図る。）

（1）**出入国の公正な管理**（不法滞在者等を生まない社会の構築を図るとともに共生社会を実現するため、新たな在留管理制度の創設に係る法令の整備を始めとする施策を行うとともに、我が国の国際協調と国際交流を推進し、我が国社会の健全な発展を目指す。）

VI 法務行政における国際化対応・国際協力

13 法務行政における国際化対応・国際協力（外国関係機関との連携等を通じて、法務行政の国際化や諸外国への協力に適切に対応する。）

- (1) 法務行政の国際化への対応（国際化する法務行政の円滑な運営を図る。）
- (2) 法務行政における国際協力の推進（法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供することにより、国際協力を推進する。）

VII 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営

14 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営（説明責任の履行、透明性の確保、人的物的体制の整備確立等を通じて、法務行政を円滑かつ効率的に運営する。）

- (1) 法務行政に対する理解の促進（法務行政を国民に開かれた存在にし、その理解の促進を図る。）
- (2) 施設の整備（司法制度改革の推進、治安情勢の変化に伴う新たな行政需要等により、十分な行政機能を果たすためには執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設の整備を行う。）
- (3) 法務行政の情報化（国民の利便性、行政サービスの向上を図るため、法務行政手続の情報化を推進するとともに、法務省で運用する情報システムについて、政府全体で取り組んでいる業務・システムの最適化を図り、業務及び情報システムの効率化を推進する。）
- (4) 職員の多様性及び能力の確保（社会経済情勢の変動に適切に対応するため、職員の多様性を確保し、能力の開発・向上を図る。）

別紙 2

政策体系			事後評価の対象とする施策等	
基本政策	政策	施策	H 22 年 度	H 23 年 度
I 基本法制の維持及び整備				
1 基本法制の維持及び整備	(1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備		○	○
2 司法制度改革の成果の定着に向けた取組	(1) 総合法律支援の充実強化 (2) 法曹養成制度の充実 (3) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化 (4) 法教育の推進			○
3 法務に関する調査研究	(1) 法務に関する調査研究		○	○
II 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持				
4 檢察権の適正迅速な行使	(1) 適正迅速な検察権の行使 (2) 檢察権行使を支える事務の適正な運営		○	○
5 矯正処遇の適正な実施	(1) 矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備 (2) 矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施 (3) 矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施		○	○
6 更生保護活動の適切な実施	(1) 保護観察対象者等の改善更生等 (2) 医療観察対象者の社会復帰		○	○
7 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施	(1) 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施		○	○
8 団体の規制処分の適正な審査・決定	(1) 団体の規制処分の適正な審査・決定			
III 国民の権利擁護				
9 国民の財産や身分関係の保護	(1) 登記事務の適正円滑な処理 (2) 国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理 (3) 債権管理回収業の審査監督		◎	○
10 人権の擁護	(1) 人権の擁護		○	○
IV 国の利害に關係のある争訟の統一的かつ適正な処理				
11 国の利害に關係のある争訟の統一的かつ適正な処理	(1) 国の利害に關係のある争訟の統一的かつ適正な処理		○	○
V 出入国の公正な管理				
12 出入国の公正な管理	(1) 出入国の公正な管理		○	○ ○
VI 法務行政における国際化対応・国際協力				
13 法務行政における国際化対応・国際協力	(1) 法務行政の国際化への対応 (2) 法務行政における国際協力の推進		○	○
VII 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営				
14 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営	(1) 法務行政に対する理解の促進 (2) 施設の整備 (3) 法務行政の情報化 (4) 職員の多様性及び能力の確保		○	

(注) ○は一般事業、◎は成果重視事業

別紙3

事後評価対象施策に係る評価等の実施内容

目 次

1 平成23年度事後評価の実施に関する計画

社会経済情勢に対応した基本法制の整備 8

法教育の推進 15

法務に関する調査研究（諸外国における位置情報

確認制度の研究) 18

法務に関する調査研究（飲酒（アルコール）の問題を有する

犯罪者の処遇に関する総合的研究) 27

検察権行使を支える事務の適正な運営 34

矯正施設における収容環境の維持

及び適正な処遇の実施 38

保護観察対象者等の改善更生等 43

医療観察対象者の社会復帰 49

破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた

公共の安全の確保を図るための業務の実施 52

登記事務の適正円滑な処理 56

人権の擁護 60

国の利害に關係のある争訟の統一的かつ適正な処理 63

出入国の公正な管理 65

法務行政における国際協力の推進 69

施設の整備（大阪法務局北出張所新営工事） 77

施設の整備（苫小牧法務総合庁舎整備事業） 120

2 平成23年度成果重視事業実施計画

出入国管理業務の業務・システムの最適化 163

平成23年度事後評価の実施に関する計画

1. 施策名等

施 策 名	社会経済情勢に対応した基本法制の整備		
政 策 体 系 上 の 位 置 付 け	基本法制の維持及び整備 (I-1-(1))		
施策の基本目標	情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢を反映した犯罪事象に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により、国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と、我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに、事後チェック・救済型社会の基盤を形成し、社会の安定に資するものとする。		
予 算 (案) 額	平成23年度当初予算額：139百円		
評価実施予定期間	平成27年8月 (平成23年度は中間報告)	所 管 部 局	大臣官房秘書課政策評価企画室、民事局総務課、刑事局総務課企画調査室
評 価 方 式	総合評価方式		

2. 基本的考え方

(1) 課題・ニーズ

社会経済構造の変革と事後チェック・救済型社会への転換に対応するため、国民や企業の経済活動に関わる民事・刑事の基本法について、抜本的な見直しが求められており、法務省では、平成13年度から、集中的に基本法制の整備に取り組んできたところである。

しかしながら、民事基本法制は、国民生活の様々な分野に關係し、また、様々な面で円滑な経済活動を支えるものであって、その内容は膨大であるため、情報化・国際化等の取引社会の変化に対応していない部分や、関係各界から見直しに関する提言や指摘がされている分野が存在している。例えば、制定以来110年余りの間、実質的な見直しが行われていない民法（債権関係）の規定など、改正を必要とする分野が、なお多数残されている。

一方、刑事基本法制については、コンピュータ・ネットワークが不可欠な社会的基盤となっている中で、これを脅かすサイバー犯罪が増加している状況にある。また、厳しい経済情勢が続く中で、現行刑法の関係罰則では処罰が困難な手口による強制執行妨害事案が後を絶たない状況にある。そして、その捜査の過程においては、被疑者が犯行を否認したり、参考人の協力が得られにくいなどの現状にある。さらに、近年の社会経済の複雑・多様化に伴い、企業活動に伴う様々かつ複雑な違反行為が後を絶たず、その刑事责任の在り方が問われている。今後とも、我が国の治安及び社会経済秩序の維持を図っていくためには、そのような社会経済情勢の変化やそれに伴う犯罪情勢及び動向の変化等に的確に対応することが重要である。

上記のように、依然として基本法制の整備に関する社会のニーズは高く、経済活動に関わる民事・刑事基本法制の整備は、明確なルールと自己責任の原則に貫かれた「事後チェック・救済型社会」の実現に不可欠の基盤形成として極めて重要となっている。

(2) 目的・目標

上記の課題に対応するためには、まず、社会経済情勢の変化に応じた多様な立法ニーズに応え、民法・会社法等を始めとした民事基本法制について不断の整備を行っていくことが必要である。これによって、国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会が実現され、我が国の経済の活力の維持・向上に資することとなる。

また、社会経済情勢の変化を反映した犯罪事象に的確に対応することができるよう、刑法等の刑事基本法制を整備することが必要である。これによって、「事後チェック・

「救済型社会」の基盤を形成し、社会の安定に資することとなる。

さらに、国民に分かりやすい司法を実現するためには、法令を理解しやすいものとすることが不可欠である。これによって、明確なルールと自己責任の原則に貫かれた「事後チェック・救済型社会」の基盤形成をより実りのあるものとすることとなる。

法務省では、平成13年度以降、集中的に、経済活動に関わる基本法制の整備について取り組み、平成22年度に評価を行ったところである。しかし、依然として存在する課題・ニーズに対応するため、更に集中的に取り組むこととした。

目的・目標の具体的な内容は別紙のとおりである。

(3) 具体的内容

法制整備の体制については、平成12年11月、通商産業省（現・経済産業省）・総務省からの応援を含むプロジェクトチームを設置し、積極的、集中的に基本法制の整備に取り組んできたところである。平成13年4月には、更に積極的、集中的に法制整備を進めるため内閣の支援を得て、時限的に、参事官を中心とする作業班を増強した。現在は、約40名の民事・刑事基本法制プロジェクトチームにより作業を進めている。

法整備の具体的な内容は別紙のとおりである。

3. 評価手法等

民事・刑事基本法制の整備は、我が国の基本法制を事後チェック・救済型社会の基盤として有効で、社会経済情勢に対応したものとするためのものである。

そこで、本件総合評価においては、そのような観点から、本計画に基づき整備された民事・刑事の基本法制がもたらす効果を分析して、必要かつ十分な法制の整備が行われているかを評価する。平成23年度においては、平成22年度と同様、当該法制の立法作業の状況の説明を中心とする。

4. 関係する法令、施政方針演説等(主なもの)

○法務省設置法（平成11年法律第93号）第3条、第4条第1号、第4条第2号

5. 備考

別 紙

目的・目標の具体的な内容	法整備の具体的な内容
【民事関係】	
児童虐待は、深刻な社会問題となっていいるところ、現在の制度では、児童虐待の事案等において、子の利益の侵害を防ぐという現実の必要性に応じた適切な親権制限が困難であることが指摘されている。そこで、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から親権に係る制度について見直しを行う。	[民法等] ・民法の親権に関する規定の見直し
政府として「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（仮称）」（ハーグ条約）の締結を予定していることを踏まえ、その実施のために必要な子の返還手続等について整備する。	[新規立法] ・ハーグ条約実施のための子の返還手続等に関する法律の整備
社会や経済の著しい変化に適切に対応するとともに、国民一般に分かりやすい法制度を構築する必要がある。このような観点から、民事基本法典である民法のうち、債権関係の規定について、制定以来110年余りの間に形成された膨大な数の判例法理を整理・分析して、できる限り明文化するとともに、現代社会に適合しない規定を改める等、民法（債権関係）の全般的見直しを行う。	[民法等] ・民法（債権関係）の見直し
災害により建物が滅失した場合の借家人の保護等を内容とする罹災都市借地借家臨時処理法について、東日本大震災を踏まえつつ、現代社会に一層適合させるよう全面的な見直しに向けた検討を行う。	[罹災都市借地借家臨時処理法等] ・罹災都市借地借家臨時処理法について、現代社会に一層適合させるよう所要の法整備を行う。
近時、コーポレート・ガバナンス ^{*1} の強化やいわゆる企業結合法制の導入に関して規律を見直す必要性が指摘されている。このような状況にあることを踏まえ、会社法制について、会社を取り巻く幅広い利害関係者の一層の信頼を確保する観点から、企業統治の在り方や親子会社に関する規律等の見直しを検討し、会社法その他所管する法令の規定に関して、必要な整備を行う。 また、企業会計の分野では、国際会計基準の導入について検討されている。そこで、その導入に関する議論を踏まえつつ、会社の計算に関する規律への影響等を検討し、適切な時期に必要な整備を行	[会社法] ・企業統治の在り方について、例えば、社外取締役及び社外監査役の「社外」要件の在り方等を検討し、適切な整備を行う。 ・親子会社に関する規律について、いわゆる多重代表訴訟制度の創設及び子会社の少数株主の保護等を検討し、適切な整備を行う。 ・国際会計基準の導入に関する議論の状況を見極めた上で、必要な場合には、会社法への適用の在り方を検討する。 ・その他会社法、社債、株式等の振替に関する法律その他所管する法令について、実務における運用状況及び問題意識

<p>う。</p> <p>国際的な要素を有する財産権上の訴え及び保全命令事件について、いかなる場合に日本の裁判所が管轄権を有するかを判断する基準を明確化するため、民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正し、国際裁判管轄法制の整備を行う。</p> <p>さらに、非訟事件並びに家事審判及び家事調停の手続を現代社会に適合したものとするため、非訟事件手続法及び家事審判法の全面的な見直しを行う。</p> <p>また、上記国際裁判管轄法制に係る法整備及び非訟事件手続法・家事審判法の改正を踏まえ、人事に関する訴えなどについての国際裁判管轄法制の整備のための検討を行う。</p>	<p>等を踏まえ、適切な整備を行う。</p> <p>[民事訴訟法等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財産権上の訴え及び保全命令事件についての国際裁判管轄法制の整備 ・非訟事件手続法及び家事審判法の見直し ・人事に関する訴えなどについての国際裁判管轄法制の整備の検討
<p>行政事件訴訟法の平成16年改正（平成17年4月施行）では、取消訴訟の原告適格の拡大、義務付け訴訟及び差止訴訟に関する規定の新設等、多岐にわたる改正が行われたところ、改正法の附則は、その施行後5年の経過後に施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものと定めている。そこで、改正法施行後の裁判例や実務^{※2}の運用状況等について検証作業を進める。</p>	<p>[行政事件訴訟法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年改正行政事件訴訟法の施行状況の検証

【刑事関係】

<p>近年、コンピュータの利用者が急速に拡大し、その利用形態もネットワークに接続して利用するものが主流となり、世界的規模のコンピュータ・ネットワークが形成され、不可欠な社会的基盤となっている。このような状況下において、コンピュータ・ウィルスによるコンピュータへの攻撃やコンピュータ・ネットワークを悪用した犯罪も増加しており、我が国の治安や社会経済秩序を維持するためには、この種のサイバー犯罪に的確に対応し得るようにすることが不可欠であることから、これらのサイバー犯罪の特質に的確に対応し得る実体法及び手続法を整備する。</p> <p>上記を内容とする「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」については、平成23年3月1日に閣議決定されており、今後の国会審</p>	<p>[IT革命の推進等に伴う刑事関係法令（実体法・手続法）の整備]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サイバー犯罪に対する罰則の整備 ・コンピュータ・ネットワークに関する捜査手續の整備
--	--

<p>議の状況を踏まえ、円滑な施行に努めていきたい。</p> <p>厳しい経済情勢が続く中で、悪質な資産隠しや占有屋と呼ばれる手口等による強制執行妨害事案が依然として後を絶たない状況にある。これらの事案に適切に対処できるよう、こうした強制執行妨害行為に対する罰則を整備する。</p> <p>同罰則も「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」に盛り込まれ、平成23年3月11日に閣議決定されているところ、今後の国会審議の状況を踏まえ、円滑な施行に努めていきたい。</p> <p>また、近年の社会経済の複雑・多様化に伴い、企業活動に伴う様々かつ複雑な違反行為が後を絶たず、その刑事責任の在り方が問われている。そこで、企業の刑事責任の在り方を含め企業活動に関する犯罪に対する法整備について、引き続き、必要な検討を行う。</p>	<p>〔経済金融犯罪及び企業活動に関する犯罪に対する罰則等の整備〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民事執行、民事保全の妨害に関する犯罪に対する罰則の整備 ・企業の刑事責任の在り方
--	--

※1 「コーポレート・ガバナンス」

企業統治ともいわれ、企業経営を監視する仕組みの在り方を指すものとして一般的には用いられている。不正行為の防止（健全性）の観点だけでなく、近時は企業の収益性・競争力の向上（効率性）の観点からも世界的な規模で様々な議論がされている。

※2 「実務」

裁判所の訴訟指揮や当事者の活動などをいう。

参考

※平成21年度までに整備済みのもの

目的・目標の具体的な内容	法整備の具体的な内容
【民事関係】	
企業経営の効率化、業務執行の適正化や高度情報化への対応が強く要請されている。また、新規企業の資金調達の需要の増大、株式等の証券についての店頭市場の整備等に伴い、企業の資金調達に関する環境整備が求められている。このような状況にあることを踏まえ、企業統治の実効性を確保し、国際的に整合性のとれた制度を構築する。また、高度情報化に対応した効率的かつ確実な株主総会運営、資金調達の円滑化・流通性の確保、投資家の保護等により、我が国の企業の競争力の強化を図る必要がある。そこで、会社の機関の在り方、会社情報の適切な開示の在り方、株主総会運営の方法、資金調達の方法等に関する商法の規定を整備する。	<p>〔商法〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株主総会運営等におけるITの活用、ストック・オプション制度の見直し ・株主総会と取締役会の権限配分の見直し等を含む株式会社法制の抜本的見直し ・利用しやすい中小会社法制を構築するという観点からの有限会社法の抜本的な見直し ・会社法の整備 <p>〔民法及びその関連法〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間法人制度の創設（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成20年12月1日施行）に基づく一般社団・財団法人制度に統合） ・信託法について、信託制度をより国民に利用しやすくするとの観点からの全面的な見直し
社会や経済の著しい変化に適切に対応した法制度を構築するため、担保・執行法制、区分所有法を現代社会に一層適合させるよう整備するとともに、保険法（商法第2編第10章）の全面的な見直しを行う。また、民法（債権関係）の抜本的見直しに向けた検討を開始する。	<p>〔民法及びその関連法〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担保・執行法制、区分所有法について、現代社会に一層適合させるよう所要の法整備 ・電子記録債権制度の創設 <p>〔商法〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険法の見直し
国連国家免除条約を踏まえ、我が国の民事裁判権が外国等に及ぶかどうかを判断する基準を明確化するため、民事裁判権免除に係る法制を整備する。また、国際的な民商事紛争において、我が国の裁判所が管轄権を有するかどうかを判断する基準を明確化するため、国際裁判管轄に関する法制の整備に向けた検討を開始する。さらに、非訟事件並びに家事裁判及び家事調停の手続を現代社会に適合したものとするため、非訟事件手続法及び家事審判法の全面的な見直しに向けた検討を行う。	<p>〔民事訴訟法等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法制の整備
速やかかつ合理的な破たん処理、企業再建等を行うことを可能とし、経営資源の有効活用等を図るため、倒産法制を整備し、手続の簡素・合理化や社会情勢の変化に対応した実体規定の見直し等を行	<p>〔倒産法〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社更生法及び破産法等について、手続の簡素・合理化や倒産実体法の見直しなどの観点からの大幅な見直し ・特別清算制度の見直し

<p>う。</p> <p>司法の国民的基盤の確立のためには、分かりやすい司法を実現する必要があり、その前提として、司法判断の基礎となる法令の内容自体が国民にとって分かりやすいものであることが極めて重要である。我が国の基本的な法令の中には、民法の一部や商法など、明治時代に制定され、依然としてカタカナの文語体で表記され、現在では使われていない用語が使用されているものや、条文引用の方法等が煩雑であるものなど、法律専門家以外には容易に理解できないとの指摘がなされているものがある。そこで、こうした基本的法令の表記を分かりやすいひらがなの口語体に改めるなどの整備を行う。</p>	<p>[民法及びその関連法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民法典（第1編から第3編まで）の現代語化 ・信託法の見直し <p>[商法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社法の整備 ・一部現代語化 ・保険法の見直し
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民事司法制度をより国民に利用しやすくするとの観点からの、民事訴訟法の見直し及び人事訴訟手続法の全面的な見直し ・法の適用に関する通則法の整備 ・犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律

【刑事関係】

<p>クレジットカード等の支払用カード偽造等の事案が多発していることから、支払用カードに対する社会的信用を確保するため、支払用カードの電磁的記録不正作出等行為に対する罰則を整備する。</p>	<p>[経済金融犯罪及び企業活動に関する犯罪に対する罰則等の整備]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払用カードの偽造等の犯罪に対する罰則の整備
<p>長引く不況を反映して、企業や個人の相次ぐ倒産、不良債権処理が問題となっている。悪質な資産隠し等の手口による民事執行等の妨害などの事案に対し、実効的に対処できるよう、これら妨害に対する罰則を整備する。</p>	<p>[経済金融犯罪及び企業活動に関する犯罪に対する罰則等の整備]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・倒産犯罪等に関する罰則の整備

平成23年度事後評価の実施に関する計画（事前分析表）

施策名	法教育の推進		
政策体系上の位置付け	司法制度改革の成果の定着に向けた取組 (I – 2 – (4))		
施策の概要	法や司法を身近なものとし、自由かつ公正な社会の担い手である国民が法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに、裁判員制度を始めとする司法の国民的基盤確立の条件を整備するため、法教育の推進を図る。		
達成すべき目標	法曹関係者、学者、教育関係者、有識者等で構成する法教育推進協議会 ^{*1} 及び法教育普及検討部会 ^{*2} （以下「協議会等」という。）を実施し、協議会等において報告された法教育に関する最新の情報、協議の状況等を情報提供することにより、法教育の普及・推進を図る。法教育の意義についての理解を広め、法教育の実践が拡大するよう、広報活動、法教育に関する支援活動・助言等を行い、法教育の普及・推進を図る。		
目標設定の考え方・根拠	<p>我が国においては、「事前規制・調整型社会」から「事後チェック・救済型社会」への変化の中で、国民が自由に活動できる範囲が広がる一方で、自由な活動から生じる様々な紛争を法に基づいて解決する必要が生じている。また、司法制度改革においても、法や司法制度は、本来、法律の専門家ののみならず国民全体で支えるべきものとされている。これを受けて、司法を支える国民的基盤を確立するために、裁判員制度が開始されることとなり、国民が司法を支えるために能動的に参加することが求められている。</p> <p>このような状況にあっては、何よりもまず、国民一人ひとりが、自らの権利と責任を自覚し、国民の自律的な活動を支える法や司法の役割を十分に認識し、その上で、紛争に巻き込まれないように必要な備えを行うことができる資質・能力を身に付ける必要がある。</p> <p>また、仮に紛争に巻き込まれた場合には、法やルールにのっとった適正な解決を図るよう心がけるとともに、自ら司法を支えるために能動的に参加していく心構えを身に付ける必要がある。そこで、法や司法に関する学習機会を充実させるなど法教育を推進する必要がある。</p>		
予算（案）額	平成23年度当初予算額： 8 百万円	評価実施予定期	平成24年 8 月

測定指標	基準	23年度目標	
		基準年度	
1 協議会等の活動状況	－	－	協議会等を開催し、協議、情報交換等を行い、その協議の内容、法教育について有用な情報を提供する。
測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠			
法教育が普及・推進されるためには、裁判所、検察庁、弁護士会、司法書士会、教育機関などの諸機関・諸団体の積極的な協力及び取組が不可欠であり、それらの諸機関・諸団体の代表で構成される協議会等を開催し、密接な連携を図り、協議・情報交換等を実施する必要があることから、協議会等の活動状況を測定指標とした。			

参考指標	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
過去5年間の協議会等の開催実績	9	12	22	4	4

測定指標	基準	23年度目標			
		基準年度			
2 法教育に関する広報活動、説明 ・協力・支援・助言等の実施 状況	—	—	法教育シンポジウムの開催、法教育に関する論文コンクールの実施、各種団体からの講師派遣依頼の募集、法教育に関する法教育の実践に関する支援等を行うことにより、法教育の意義について理解を広め、法教育の実践を拡大させる。		

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国民一人ひとりが、自らの権利と責任を自覚し、国民の自律的な活動を支える法や司法の役割を十分に認識し、その上で、紛争に巻き込まれないように必要な備えを行うことができる資質・能力を身に付けるようになるには、広く国民一般に法教育の意義が正しく理解され、国民の意識、関心が高まり、法教育が実践されていくことが必要であると考えられる。そのため、平成16年度から法教育をテーマとしたシンポジウムを開催し、法教育の意義、法教育授業の実践報告等を行っており、さらに平成22年度からは法教育の中心的な担い手である教育関係者や法律専門家、将来の法教育の担い手となる大学生などを対象とした法教育に関する論文コンクールを実施している。また、法務省職員等を講師として派遣する法教育授業の募集、教員等に対する法教育についての説明要請、法教育の実践についての協力・支援要請等に対する法務省職員等の派遣も実施している。そこで、法教育に関する広報活動、説明・協力・支援・助言等の実施状況を測定指標とした。

参考指標	年度ごとの実績値				
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
シンポジウム実施回数（回）	1	1	1	1	1
シンポジウム参加者のシンポジウムに対する満足度（%）	—	—	81	67.9	80.4
論文コンクール応募総数（通）	—	—	—	—	69

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）			23年度 当初 予算額	関連 する 指標
	21年度	22年度			
①法教育の推進 (一 年度)	16百万円 (8百万円)	9百万円 (5百万円)	8 百万円	1,2	

達成手段の概要及び施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容

- ・学校教育等における法や司法に関する学習機会を充実させるため、法曹関係者、学者、教育関係者、有識者等で構成する法教育推進協議会を実施し、法教育の推進を図るとともに、国民一般へ法教育の意義についての理解を広めるため、法教育についての広報活動を行うものである。
- ・同協議会を実施し、また広報活動を実施することにより、法教育の普及・推進を図ることができる。

所管部局	大臣官房司法法制部司法法制課	評価方式	実績評価方式
------	----------------	------	--------

*1 「法教育推進協議会」

平成15年7月に、我が国の学校教育等における司法及び法に関する学習機会を充実させるため、これらに関する教育について調査・研究・検討を行うべく、「法教育研究会」が設置され、我が国において目指すべき法教育の在り方について検討が行われ、その成果が報告書として発表された。平成17年には、同研究会における検討の成果を引き継ぎつつ、さらに法教育の普及・推進を図るため、同研究会を改組する形で、法教育推進協議会が設置された。

*2 「法教育普及検討部会」

法教育懸賞論文コンクールの募集及び審査を行うことを通じて、法教育の普及方法を検討するほか、協議会での議論を踏まえた法教育の普及方法の在り方についての検討を行うため、法教育推進協議会のもとに設置された。

平成23年度事後評価の実施に関する計画

1. 施策名等

施 策 名	法務に関する調査研究（諸外国における位置情報確認制度の研究）		
政 策 体 系 上 の 位 置 付 け	法務に関する調査研究 (I-3-(1))		
施 策 の 基 本 目 標	内外の社会経済事象を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。		
予 算 (案) 額	平成22年度当初予算額：7百万円		
評 価 実 施 予 定 時 期	平成24年8月	所 管 部 局	法務総合研究所総務企画部 企画課
評 価 方 式	事業評価方式		

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

近時、重大再犯事件の発生等を背景として、再犯防止施策に関する社会的関心の高まりが認められる。犯罪対策閣僚会議では「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」において、「G P S 発信装置を利用することの可否等再犯を防止するために効果的な新たな施策について検討する」とし、G P S 発信装置を利用した再犯防止施策の検討は、政府として早急に対応すべき課題となっている。

そのため、諸外国において採用されているG P S 機器を中心とする電子機器を利用し、犯罪者の行動を監視する位置情報確認制度について、幅広い観点からその研究を行うことは、極めて有益であると認められる。

(2) 目的・目標

本研究の目的とする政策効果は「諸外国の位置情報確認制度を調査分析することにより、G P S 発信装置を利用した新たな再犯防止施策の検討のための基礎資料を法務省関係部局等に提供すること」であり、この観点から外部有識者等で構成される研究評価検討委員会による評価を受け、その評価基準（研究評価検討委員会における評価基準）に従って90点満点中63点以上の評価を得ることを目標とする。

(3) 具体的内容

ア 研究期間

平成22年度の1か年

イ 研究内容

(ア) 調査対象

米国、英国、フランス、ドイツ、スウェーデン、カナダ及び韓国的位置情報確認制度

(イ) 調査項目

① 制度導入の経緯等

導入の契機、検討過程等

② 制度の目的

制度の主眼が拘禁刑の社会内における執行にあるか、特定の種類の犯罪者の再犯防止にあるかなど

③ 対象者

年齢、刑事手続の段階など

④ 運用状況

実施主体、予算(費用対効果を含む)、G P S 発信装置等使用機器や確認記録の

- 保存・活用を含めた位置情報確認の具体的方法等
- ⑤ 実際上の効果
再犯防止・減少効果、対象者の改善更生への寄与
- ⑥ 運用上の問題点
主要な問題点及びそれらの解決方法
- (ウ) 調査方法等
- ① 文献等による調査
日本国内で入手できる文献・公開資料を入手し、対象国の制度について、前記項目を調査する。
- ② 諸外国における実地調査
上記①の調査に加え、調査対象国の関係機関を訪問し、担当者から聴き取りを行うなど実地調査を行う。
- ③ 調査結果を踏まえた考察
上記調査から判明した各対象国の実情・課題を踏まえ、我が国における位置情報確認制度の刑事司法の各段階における活用可能性を考察する。
- (エ) 成果物の取りまとめ等
上記(ア)から(ウ)を総合して、前記諸外国における位置情報確認制度に関する実情、同制度を我が国で活用する場合の課題と展望を取りまとめ、成果物を法務総合研究所研究部報告として刊行する。

3. 事前評価の概要

本研究について、平成21年4月27日に実施された研究評価検討委員会の評価を踏まえ、次のとおり評価を行った。

(1) 必要性

本研究は再犯防止という法務省が取り組む重要課題に密接に関連するものであり、しかも、早急の対応が求められているテーマである。また、本研究では、我が国と諸外国との刑事司法制度の違いを踏まえつつ、我が国における位置情報確認制度の活用可能性を検証する必要があり、検察、矯正、保護の実務家を有する法務省以外での実施は著しく困難である。以上のことなどから、必要性を評価する3項目の評点は30点中30点となり、本研究の必要性は大いに認められた。

(2) 効率性

本研究は、既に位置情報確認制度について運用を重ねている多数の国を調査対象としている。また、同制度の概要のみではなく、運用方法や問題点、費用対効果、再犯防止の効果など多様な視点から、位置情報確認制度について全般的な調査が行われる。さらに、対象国の政府機関に情報提供を求めることが予定されており、情報収集の方法も適切である。以上のことなどから、効率性を評価する3項目の評点は30点中27点となり、本研究の効率性は認められた。

(3) 有効性

本研究の調査対象は、いずれも我が国への位置情報確認制度の導入の可否の検討に参考になると思われる国々であり、その成果は、我が国において、位置情報確認制度を導入するとした場合において、具体的な施策等の検討に大いに利用されることが見込まれる。以上のことなどから、有効性を評価する3項目の評点は30点中30点となり、本研究の有効性は大いに認められた。

(4) 総合的評価

本研究は、上記のとおり必要性、効率性及び有効性がそれぞれ認められる上、その成果は、GPS発信装置を利用することの可否等再犯を防止するために効果的な新たな施策の検討に活用できることが見込まれることから、早期に研究すべき研究課題といえる。

4. 評価手法等

上記2（2）の目標の達成の有無について、外部有識者等で構成される研究評価検討委員会（学者委員7名、法務省の他部局員4名計11名により構成）において、評価基準第4に掲げる各評価項目において4段階（AからD）で評価を行い、各評価に応じた評点を付すものとし、その評点の合計点に応じて、本研究の効果について判定する。

5. 関係する法令、施政方針演説等（主なもの）

○犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008（平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定）

第2－2－⑨ 再犯を防止するために効果的な新たな施策の検討

「犯罪者に対する処遇を充実させてその再犯の防止を図る観点から、社会内処遇の一環として社会奉仕活動に従事させる制度、施設内処遇と社会内処遇の有機的な連携を実現するため懲役刑又は禁錮刑の一部について執行を猶予し保護観察に付することも可能とする刑の一部執行猶予制度等を導入するなど新たな施策を検討する。また、GPS発信装置を利用することの可否等再犯を防止するために効果的な新たな施策について検討する。」

6. 備考

別添

【諸外国における位置情報確認制度の研究】

観点	評価項目	評価の基準		評価
必要性	法務省の施策に関連するなどして必要なものか。	A (10点)	法務省の重要な施策に関連し、又は、関係局部課から要請があつた研究であり、実施の必要性が極めて高い。	A (10点)
		B (7点)	法務省の施策に関連し、かつ、関係局部課から要望のあった研究であり、実施の必要性が高い。	
		C (5点)	法務省の施策に関連する研究であり、実施の必要性がある。	
		D (0点)	法務省の施策に関連せず、かつ、関係局部課からも要請又は要望がなかった研究であり、実施の必要性があまりない。	
	代替性のない研究であるか。	A (10点)	他の研究機関では代替する研究の実施が著しく困難である。	A (10点)
		B (7点)	他の研究機関では代替する研究の実施が困難である。	
		C (5点)	他の研究機関でも類似の研究を実施可能であるが、代替性があるとまではいえない。	
		D (0点)	他の研究機関でも同程度の研究が実施可能である。	
	早期に研究を実施すべきテーマであるか。	A (10点)	早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。	A (10点)
		B (7点)	早期に研究を実施する必要性が高いテーマである。	
		C (5点)	早期に研究を実施する必要性がそれほど高くはないテーマである。	
		D (0点)	早期に研究を実施する必要性がないテーマである。	
効率性	調査分析対象の範囲が適度であるか。	A (10点)	犯罪傾向の把握等をする上で、調査分析対象の量・範囲は適度である。	A (10点)
		B (7点)	犯罪傾向の把握等をする上で、調査分析対象の量・範囲はおおむね適度である。	
		C (5点)	犯罪傾向の把握等をする上で、調査分析対象の量・範囲にやや過不足がある。	
		D (0点)	犯罪傾向の把握等をする上で、調査分析対象の量・範囲に過不足がある。	
	分析の視点が網羅的で偏りがないか。	A (10点)	分析の視点が網羅的であり、かつ、分析の視点に偏りがない。	A (10点)
		B (7点)	分析の視点がおおむね網羅的であり、かつ、分析の視点に偏りがない。又は分析の視点が網羅的であるが、分析の視点に若干の偏りがある。	
		C (5点)	分析の視点が網羅的ではないが、分析の視点に偏りがない。又は、分析の視点が網羅的であるが、分析の視点に偏りがある。	
		D (0点)	分析の視点が網羅的でなく、かつ、分析の視点に偏りがある。	
	調査分析の手法は適切であるか。	A (10点)	信用性のあるデータ収集の手法、標準的な分析方法を用いているだけではなく、さらに信用性を増すための方策を探っている。	B (7点)
		B (7点)	信用性のあるデータ収集の手法、標準的な分析方法を用いている。	
		C (5点)	信用性のあるデータ収集の手法、標準的な分析方法のいずれかを用いている。	
		D (0点)	信用性のあるデータ収集の手法、標準的な分析方法のいずれも用いていない。	

有 効 性	研究の成果物は分かりやすいものであるか。	A (10点)	実務家以外の者にとっても分かりやすい。	A (10点)
		B (7点)	実務家以外にとって分かりやすい。	
		C (5点)	実務家にとっておおむね分かりやすい。	
		D (0点)	実務家にとっても理解に時間要する。	
	法務省関係局部課において、法令・施策の立案等の検討に利用されたか。	A (10点)	法令・施策の立案、事務運用の改善等に大いに利用された。	A (10点)
		B (7点)	法令・施策の立案、事務運用の改善等に利用された。	
		C (5点)	法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に多少利用された。	
		D (0点)	法令・施策の立案、事務運用の改善等のいずれにも利用されなかった。	
	当該研究が、法務省以外の場で用いられたり、社会的な注目を集めたか。	A (10点)	法務省以外の場で複数用いられ、かつ、社会的な注目を集めた。	A (10点)
		B (7点)	法務省以外の場で複数用いられ、又は、社会的な注目を集めた。	
		C (5点)	法務省以外の場で用いられた。	
		D (0点)	法務省以外の場で用いられず、かつ、社会的な注目も集めなかった。	

評点合計 87点

研究評価検討委員会における評価基準

第1 目的

本評価基準は、研究評価検討委員会が法務省法務総合研究所研究部が実施する特別研究（以下「研究」という。）に関する評価を実施するに当たって、同委員会における研究の評価の観点を明らかにし、より客観的な研究の評価の実施に資することを目的とする。

第2 適用対象

本評価基準は、法務省の政策評価の対象となった研究の評価を実施する場合に適用する。ただし、当該研究の実施方法等にかんがみ、本評価基準で評価することが適当でないと研究評価検討委員会が認める研究については、本評価基準とは別の基準で評価を実施することができるものとする。

第3 評価の実施方法

本評価基準を用いての評価方法は以下のとおりとする。

1 評価対象の研究に関し、「第4 評価項目」に掲げる各評価項目に関し、研究の実施前（事前評価）及び研究の実施後（事後評価）に評価を行うものとする。

なお、事前評価においては、当該事前評価の実施時における見込みにより評価をするものとする。

2 各項目の評価は4段階（AからD）で評価を行い、各評価に応じて、以下のとおり評点を付すものとする。

A…評点 10 点

B…評点 7 点

C…評点 5 点

D…評点 0 点

3 各評価項目で付された評点を合計した点数に応じて、評価対象の研究の効果を以下のとおり判定する。

合計点 72 点以上 … 大いに効果があった。

合計点 63 点以上 72 点未満 … 相当程度効果があった。

合計点 45 点以上 63 点未満 … 効果があった。

合計点 45 点未満 … あまり効果がなかった。

4 研究評価検討委員会の各委員は、法務総合研究所に対し、本評価基準による評価の実施に必要な資料等を求めるものとする。

第4 評価項目

評価対象の研究に関し、以下の項目について評価を実施する。

1 法務省の施策に関連するなどして必要なものか。

(1) 評価の観点【主に研究の必要性】

法務総合研究所の研究が法務省の犯罪防止、犯罪者処遇等の政策に役立つものであるために、法務省の施策等に関連して必要なものであるか否かは重要な指標となる。法務省における重要な施策等に関連したり、関係局部課から要請・要望があれ

ば、当該研究の必要性は強く認められることになることから、この点を評価する。

(2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…法務省の重要な施策に関連し、又は、関係局部課から要請があった研究であり、実施の必要性が極めて高い。

B…法務省の施策に関連し、かつ、関係局部課から要望があった研究であり、実施の必要性が高い。

C…法務省の施策に関連する研究であり、実施の必要性がある。

D…法務省の施策に関連せず、かつ、関係局部課からも要請又は要望がなかった研究であり、実施の必要性があまりない。

2 代替性のない研究であるか。

(1) 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が、他の研究機関で実施できないものであれば、当該研究は法務省で行う必要性が高い上、研究の価値、効果も高いと言えることから、この点を評価する。

(2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…他の研究機関では代替する研究の実施が著しく困難である。

B…他の研究機関では代替する研究の実施が困難である。

C…他の研究機関でも類似の研究を実施可能であるが、代替性があるとまでは言えない。

D…他の研究機関でも同程度の研究が実施可能である。

3 早期に研究を実施すべきテーマであるか。

(1) 評価の観点【主に研究の必要性】

研究テーマが、刑事政策上、喫緊の課題となっているなど、早期に研究を実施すべきものであれば、当該研究の必要性が高く認められることから、この点を評価する。

(2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。

B…早期に研究を実施する必要性が高いテーマである。

C…早期に研究を実施する必要性がそれほど高くはないテーマである。

D…早期に研究を実施する必要性がないテーマである。

4 調査分析対象の範囲が適度であるか。

(1) 評価の観点【主に研究の効率性】

犯罪あるいは犯罪者等の傾向を把握し、分析の視点を抽出するには、調査対象の件数、調査対象期間、対象とする刑事手続の段階等について、ある程度の量・範囲にわたって調査することが必要であることから、この点を評価する。

(2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…犯罪傾向の把握等をする上で、調査分析対象の量・範囲は適度である。

- B…犯罪傾向の把握等をする上で、調査分析対象の量・範囲はおおむね適度である。
C…犯罪傾向の把握等をする上で、調査分析対象の量・範囲にやや過不足がある。
D…犯罪傾向の把握等をする上で、調査分析対象の量・範囲に過不足がある。

5 分析の視点が網羅的で偏りがないか。

(1) 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究において調査した対象について、性別、罪名別、年齢別等の視点から分析することが考えられる。そして、その分析の視点が網羅的であり、かつ、偏りがない場合には、分析結果を様々な方向から利用することが可能となることから、この点を評価する。

(2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…分析の視点が網羅的であり、かつ、分析の視点に偏りがない。
B…分析の視点がおおむね網羅的であり、かつ、分析の視点に偏りがない。又は、分析の視点が網羅的であるが、分析の視点に若干の偏りがある。
C…分析の視点が網羅的ではないが、分析の視点に偏りがない。又は、分析の視点が網羅的であるが、分析の視点に偏りがある。
D…分析の視点が網羅的でなく、かつ、分析の視点に偏りがある。

6 調査分析の手法は適切であるか。

(1) 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効果的なものとなるためには、対象の量・範囲が適度であり、多様な視点から分析されるだけでなく、対象のデータ収集の手法や分析の手法が適切である必要があることから、この点を評価する。

(2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…信用性のあるデータ収集の手法、標準的な分析手法を用いているだけでなく、さらに信用性を増すための方策を探っている。
B…信用性のあるデータ収集の手法、標準的な分析手法を用いている。
C…信用性のあるデータ収集の手法、標準的な分析手法のいずれかを用いている。
D…信用性のあるデータ収集の手法、標準的な分析手法のいずれも用いていない。

7 研究の成果物は分かりやすいものであるか。

(1) 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物の文書構成が適当であり、また、図表等による視覚的な配慮や平易な用語の使用などによって分かりやすいものになっていることは、実際に関係局部課等での利用状況に影響を与えるものであることから、この点を評価する。

(2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…実務家以外の者にとっても分かりやすい。
B…実務家にとって分かりやすい。
C…実務家にとっておおむね分かりやすい。
D…実務家にとっても理解に時間を要する。

8 法務省関係局部課において、法令・施策の立案等の検討に利用されたか。

(1) 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が、関係局部課において法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に実際に利用されるということは、当該研究が関係局部課に役立ち得るものであることを明らかにする重要な指標であることから、この点を評価する。

(2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に大いに利用された。
- B…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に利用された。
- C…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に多少利用された。
- D…法令・施策の立案、事務運用の改善等のいずれの検討にも利用されなかった。

9 当該研究が、法務省以外の場で用いられたり、社会的な注目を集めたか。

(1) 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が、他省庁での施策の立案や大学での研究など法務省以外の場で用いられたり、新聞報道されるなどして社会的に注目されることは、間接的に法務省の施策等に影響を与えるとともに、国民の刑事政策への理解協力を得ることができ、ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから、この点を評価する。

(2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…法務省以外の場で複数用いられ、かつ、社会的な注目を集めた。
- B…法務省以外の場で複数用いられ、又は、社会的な注目を集めた。
- C…法務省以外の場で用いられた。
- D…法務省以外の場で用いられず、かつ、社会的な注目も集めなかった。

平成23年度事後評価の実施に関する計画

1. 施策名等

施 策 名	法務に関する調査研究（飲酒（アルコール）の問題を有する犯罪者の処遇に関する総合的研究）		
政 策 体 系 上 の 位 置 付 け	法務に関する調査研究 (I-3-(1))		
施 策 の 基 本 目 標	内外の社会経済事象を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。		
予 算 (案) 額	平成20年度当初予算額：4百万円 平成21年度当初予算額：2百万円		
評 価 実 施 予 定 時 期	平成24年8月	所 管 部 局	法務総合研究所総務企画部 企画課
評 価 方 式	事業評価方式		

2. 事業等の内容

（1）課題・ニーズ

平成15年12月の「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」の中で、「矯正処遇の強化」及び「更生保護制度の充実強化」が掲げられるなど、政府の方針として、受刑者及び保護観察対象者の問題性に即したきめ細かな処遇を実施することが求められている。取り分け更生保護に関しては平成18年6月の「更生保護のあり方を考える有識者会議」報告書において、特に問題飲酒を例に挙げて保護観察対象者の問題性に即した処遇プログラムの開発・実施の必要性が指摘されている。飲酒（アルコール）については、更生を阻む要因の一つとして指摘できるのみならず、最近の社会の耳目を集めた飲酒に起因する危険運転のほか、飲酒時の殺人、放火、傷害、暴行、問題飲酒による生活の崩れによって引き起こされる詐欺、窃盗等を見ても、犯罪と関連する大きな要因の一つとして考えられている（例えば、平成17年12月末現在の保護観察の類型認定状況を見ても、問題飲酒者は仮釈放者及び保護観察付き執行猶予者の全体の約8%を占め、覚せい剤取締法違反を犯した者、無職等の者に次いで多い。）。

そのため、飲酒（アルコール）の問題を有する犯罪者の再犯防止を期するには、その実態を的確にとらえた上、問題性に即して、実証的な調査・研究に基づく効果的な処遇を講ずることが必要である。

（2）目的・目標

本研究の目的とする政策効果は「飲酒（アルコール）の問題を有する犯罪者の実態及びその処遇について調査・分析することにより、その再犯防止と効果的な処遇を実施するのに必要な基礎資料を法務省関係局部等に提供すること」であり、この観点から外部有識者等で構成される研究評価検討委員会による評価を受け、その評価基準（研究評価検討委員会における評価基準）に従って90点満点中63点以上の評価を得ることを目標とする。

（3）具体的な内容

ア 研究期間

平成20年度から平成21年度までの2か年

イ 研究内容

- (ア) 飲酒（アルコール）の問題を有する受刑者及び保護観察対象者の実態と属性を調査することと併せ、本人に対するアンケート調査等を実施し、飲酒及び犯罪等に関する意識を調査する。
- (イ) 飲酒（アルコール）に関して実施されている刑事施設での一般改善指導及び保護

- 観察所の類型別処遇の実情を調査する。
- (ウ) 飲酒（アルコール）に関して実施されている更生保護施設等の民間団体での処遇の実情を調査する。
- (エ) 国内の医療・福祉関係者、大学教授などの専門家を招へいし、現在の飲酒（アルコール）の問題に関する研究会を開催する。
- (オ) アルコール乱用については、国際的に薬物乱用とともに物質乱用として施策が講じられる国が多いところ、オーストラリア、イギリス等、物質乱用について先進的な施策を講じている海外諸国を対象とし、その処遇制度等について文献等により情報を収集する。特に、オーストラリアはアルコールを含む薬物乱用対策として2004年から新たな全国薬物戦略が展開され、連邦保健省のもと各種施策が実施されており、その運用及び実情を把握するためには、公刊物等による情報収集に加えて、現地に赴いて調査を行う必要がある。

3. 事前評価の概要

平成19年6月8日に開催された研究評価検討委員会の評価を踏まえ、次のとおり事前評価を行った。

（1）必要性

飲酒（アルコール）の問題を有する犯罪者に対しては、その再犯防止のために、対象者の問題性に即した、きめ細かな処遇が必要である。効果的かつ効率的な処遇について検討するためには、まず現状についての客観的な基礎資料が必要不可欠であるところ、飲酒（アルコール）の問題を有する者の犯罪一般及び処遇に焦点を当てた先行研究はない。そこで、現在行われている刑事施設、保護観察所等における処遇とその実情等について詳細に調査し、現状についての客観的な基礎資料を得て、本研究を行う必要性がある。

（2）効率性

本研究は、飲酒（アルコール）の問題を有する犯罪者の再犯防止対策に資する資料を提供することを目的とするところ、当該目的を達成するためには、犯罪の捜査・裁判・矯正・更生保護といった一連の刑事手続における実態と問題点を、網羅的・横断的に研究する必要性が高い。本研究は、捜査・公判の実務経験のある検察官を始めとして、刑務官、少年院教官、少年鑑別所心理技官、保護観察官として飲酒（アルコール）に関連した犯罪者を処遇した実務経験を持つ研究官で構成するチームにより行うものであって、かかる要請を満たすことができるほか、外国での先行研究と比較対照して行うものであり、手段の適正性・費用対効果の観点からも効率性は極めて高い。

（3）有効性

本研究の結果は、法務省の関係職員に対する職務上の資料として取りまとめられ、今後の刑事政策における効果的な再犯防止策の在り方を検討する上で、出発点ともなる有用な資料となることが期待され、研究の有効性が認められる。

（4）総合的評価

本研究については、上記のとおり、必要性、効率性、有効性がそれぞれ認められる上、先行研究が行われていない本研究により得られると見込まれる成果は、飲酒（アルコール）の問題を有する犯罪者の実態を明らかにし、その再犯防止策を検討する上で貴重な基礎資料となり得るので、早期に行うべき研究課題といえる。

4. 評価手法等

上記2（2）の目標の達成の有無について、外部有識者等で構成される研究評価検討委員会（学者委員7名、法務省の他部局員4名計11名により構成）において、評価基準第4に掲げる各評価項目において4段階（AからD）で評価を行い、各評価に応じた評点を付すものとし、その評点の合計点に応じて、本研究の効果について判定する。

5. 関係する法令、施政方針演説等(主なもの)

○犯罪に強い社会の実現のための行動計画（平成15年12月18日犯罪対策閣僚会議決定）

第5－（9）刑務所等矯正施設の過剰収容の解消と矯正処遇の強化

「犯罪情勢の悪化に伴う刑務所、拘置所、少年院等の矯正施設の著しい高率収容なし過剰収容状態やそれによる処遇環境の悪化等を速やかに緩和・解消し、適正な収容を確保するため、緊急的に所要の施設拡充整備を行う。また、治安確保のためにはこれら施設の被収容者に対してきめ細かな処遇を実施する必要があることを踏まえ、所要の要員を確保するほか、民間委託等による業務負担の軽減、保安警備体制・刑務作業運営体制の強化、医療体制の充実、職員の意識改革等をより一層推進する。」

第5－（10）更生保護制度の充実強化

「年々増加する収容保護希望者に対応し、その処遇環境を改善するため、更生保護施設の計画的な整備を推進する。また、増大する仮釈放審理事件等に対応するための体制の強化、長期刑受刑者及び覚せい剤事犯者等再犯危険性が高い者への処遇の強化、更生保護制度の充実強化のための要員の確保、施設職員や保護司の研修の充実、幅広い層からの保護司の適任者の確保等を推進する。さらに、薬物事犯者、精神障害者、生活困窮者の処遇に関し、医療機関、福祉機関との連携を強化する。」

6. 備考

研究評価検討委員会における評価基準

第1 目的

本評価基準は、研究評価検討委員会が法務省法務総合研究所研究部が実施する特別研究（以下「研究」という。）に関する評価を実施するに当たって、同委員会における研究の評価の観点を明らかにし、より客観的な研究の評価の実施に資することを目的とする。

第2 適用対象

本評価基準は、法務省の政策評価の対象となった研究の評価を実施する場合に適用する。ただし、当該研究の実施方法等にかんがみ、本評価基準で評価することが適当でないと研究評価検討委員会が認める研究については、本評価基準とは別の基準で評価を実施することができるものとする。

第3 評価の実施方法

本評価基準を用いての評価方法は以下のとおりとする。

1 評価対象の研究に関し、「第4 評価項目」に掲げる各評価項目に関し、研究の実施前（事前評価）及び研究の実施後（事後評価）に評価を行うものとする。

なお、事前評価においては、当該事前評価の実施時における見込みにより評価をするものとする。

2 各項目の評価は4段階（AからD）で評価を行い、各評価に応じて、以下のとおり評点を付すものとする。

A…評点 10 点

B…評点 7 点

C…評点 5 点

D…評点 0 点

3 各評価項目で付された評点を合計した点数に応じて、評価対象の研究の効果を以下のとおり判定する。

合計点 72 点以上 … 大いに効果があった。

合計点 63 点以上 72 点未満 … 相当程度効果があった。

合計点 45 点以上 63 点未満 … 効果があった。

合計点 45 点未満 … あまり効果がなかった。

4 研究評価検討委員会の各委員は、法務総合研究所に対し、本評価基準による評価の実施に必要な資料等を求めるものとする。

第4 評価項目

評価対象の研究に関し、以下の項目について評価を実施する。

1 法務省の施策に関連するなどして必要なものか。

(1) 評価の観点【主に研究の必要性】

法務総合研究所の研究が法務省の犯罪防止、犯罪者処遇等の政策に役立つものであるために、法務省の施策等に関連して必要なものであるか否かは重要な指標となる。法務省における重要な施策等に関連したり、関係局部課から要請・要望があれ

ば、当該研究の必要性は強く認められることになることから、この点を評価する。

(2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…法務省の重要な施策に関連し、又は、関係局部課から要請があった研究であり、実施の必要性が極めて高い。

B…法務省の施策に関連し、かつ、関係局部課から要望があった研究であり、実施の必要性が高い。

C…法務省の施策に関連する研究であり、実施の必要性がある。

D…法務省の施策に関連せず、かつ、関係局部課からも要請又は要望がなかった研究であり、実施の必要性があまりない。

2 代替性のない研究であるか。

(1) 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が、他の研究機関で実施できないものであれば、当該研究は法務省で行う必要性が高い上、研究の価値、効果も高いと言えることから、この点を評価する。

(2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…他の研究機関では代替する研究の実施が著しく困難である。

B…他の研究機関では代替する研究の実施が困難である。

C…他の研究機関でも類似の研究を実施可能であるが、代替性があるとまでは言えない。

D…他の研究機関でも同程度の研究が実施可能である。

3 早期に研究を実施すべきテーマであるか。

(1) 評価の観点【主に研究の必要性】

研究テーマが、刑事政策上、喫緊の課題となっているなど、早期に研究を実施すべきものであれば、当該研究の必要性が高く認められることから、この点を評価する。

(2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。

B…早期に研究を実施する必要性が高いテーマである。

C…早期に研究を実施する必要性がそれほど高くはないテーマである。

D…早期に研究を実施する必要性がないテーマである。

4 調査分析対象の範囲が適度であるか。

(1) 評価の観点【主に研究の効率性】

犯罪あるいは犯罪者等の傾向を把握し、分析の視点を抽出するには、調査対象の件数、調査対象期間、対象とする刑事手続の段階等について、ある程度の量・範囲にわたって調査することが必要であることから、この点を評価する。

(2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…犯罪傾向の把握等をする上で、調査分析対象の量・範囲は適度である。

- B…犯罪傾向の把握等をする上で、調査分析対象の量・範囲はおおむね適度である。
C…犯罪傾向の把握等をする上で、調査分析対象の量・範囲にやや過不足がある。
D…犯罪傾向の把握等をする上で、調査分析対象の量・範囲に過不足がある。

5 分析の視点が網羅的で偏りがないか。

(1) 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究において調査した対象について、性別、罪名別、年齢別等の視点から分析することが考えられる。そして、その分析の視点が網羅的であり、かつ、偏りがない場合には、分析結果を様々な方向から利用することが可能となることから、この点を評価する。

(2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…分析の視点が網羅的であり、かつ、分析の視点に偏りがない。
B…分析の視点がおおむね網羅的であり、かつ、分析の視点に偏りがない。又は、分析の視点が網羅的であるが、分析の視点に若干の偏りがある。
C…分析の視点が網羅的ではないが、分析の視点に偏りがない。又は、分析の視点が網羅的であるが、分析の視点に偏りがある。
D…分析の視点が網羅的でなく、かつ、分析の視点に偏りがある。

6 調査分析の手法は適切であるか。

(1) 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効果的なものとなるためには、対象の量・範囲が適度であり、多様な視点から分析されるだけでなく、対象のデータ収集の手法や分析の手法が適切である必要があることから、この点を評価する。

(2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…信用性のあるデータ収集の手法、標準的な分析手法を用いているだけでなく、さらに信用性を増すための方策を探っている。
B…信用性のあるデータ収集の手法、標準的な分析手法を用いている。
C…信用性のあるデータ収集の手法、標準的な分析手法のいずれかを用いている。
D…信用性のあるデータ収集の手法、標準的な分析手法のいずれも用いていない。

7 研究の成果物は分かりやすいものであるか。

(1) 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物の文書構成が適当であり、また、図表等による視覚的な配慮や平易な用語の使用などによって分かりやすいものになっていることは、実際に関係局部課等での利用状況に影響を与えるものであることから、この点を評価する。

(2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…実務家以外の者にとっても分かりやすい。
B…実務家にとって分かりやすい。
C…実務家にとっておおむね分かりやすい。
D…実務家にとっても理解に時間を要する。

8 法務省関係局部課において、法令・施策の立案等の検討に利用されたか。

(1) 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が、関係局部課において法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に実際に利用されるということは、当該研究が関係局部課に役立ち得るものであることを明らかにする重要な指標であることから、この点を評価する。

(2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に大いに利用された。
- B…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に利用された。
- C…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に多少利用された。
- D…法令・施策の立案、事務運用の改善等のいずれの検討にも利用されなかった。

9 当該研究が、法務省以外の場で用いられたり、社会的な注目を集めたか。

(1) 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が、他省庁での施策の立案や大学での研究など法務省以外の場で用いられたり、新聞報道されるなどして社会的に注目されることは、間接的に法務省の施策等に影響を与えるとともに、国民の刑事政策への理解協力を得ることができ、ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから、この点を評価する。

(2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…法務省以外の場で複数用いられ、かつ、社会的な注目を集めた。
- B…法務省以外の場で複数用いられ、又は、社会的な注目を集めた。
- C…法務省以外の場で用いられた。
- D…法務省以外の場で用いられず、かつ、社会的な注目も集めなかった。

平成23年度事後評価の実施に関する計画（事前分析表）

施策名	検察権行使を支える事務の適正な運営		
政策体系上の位置付け	検察権の適正迅速な行使 (Ⅱ－4－(2))		
施策の概要	検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるよう検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。		
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・捜査に関与する通訳人を確保するとともに、通訳人に対して、我が国における基本的人権や適正な刑事手続に関する法制度についての理解を高め、国内における外国人犯罪に適正に対処する。 ・犯罪被害者等基本法及び同基本計画を踏まえ、検察における犯罪被害者の保護・支援を充実させるために職員の意識や対応技能の向上を図る。 ・一般市民等に対し刑事手続における検察の機能や役割を周知し、捜査等における証拠収集活動への協力や、裁判員裁判への積極的な参加を促す。 		
目標設定の考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・薬物大量密輸事件等国際社会のボーダレス化に伴う来日外国人による犯罪の発生件数が、依然として高い水準で推移している中、外国人犯罪者に対しては、基本的人権を尊重する我が国の刑事手続や、母国の手続との違いを理解させた上で取調べに当たる必要がある。そこで、多様な言語に対応できるよう通訳人を確保し、また、刑事司法については専門外である通訳人に対しては、基本的人権や我が国の刑事手続に関する基礎的な法律知識を習得させることが不可欠である。 ・平成23年3月に第二次犯罪被害者等基本計画が策定され、犯罪被害者に対しては、その立場や境遇に配慮した適切な保護・支援を充実させる必要があるところ、検察においても対応する職員の意識や技能の向上に取り組む必要がある。 ・刑事裁判は法と証拠に基づいて行われるものであるところ、証拠収集における一般市民の協力はなくてはならない。また、平成21年5月に始まった裁判員裁判は年々社会に浸透しつつあるとはいえ、国民にとっては一生に一度経験するかしないかの重大な社会活動である。そこで、広報の場を利用して、検察の機能や、刑事裁判における検察の役割について、検察官等から直接説明し、検察の立場を国民に正しく理解してもらうことが必要となる。 		
予算（案）額	平成23年度当初予算額：2,717百万円	評価実施予定期	平成24年8月

測定指標	基準	23年度目標	
		基準年度	
1 検察庁における通訳人体制の充実・強化	－	－	通訳人に対して、刑事司法手続についての知識や基礎的法律知識の習得に繋がる研修を実施することにより、能力の向上を図る。
測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠			
・全国の検察庁で通訳を依頼している通訳人は、5,427人、対応言語数は24か国語以上あり、通訳人体制の			

規模においては一定の充実が図られている。しかし、通訳人は語学の専門家である一方で、刑事司法手続については必ずしも専門家ではない。そこで通訳人に対して、特に基本的人権の尊重や我が国の刑事手続についての基礎的法律知識習得の場となる研修を実施することは、通訳人体制の充実・強化に有益である。通訳人に対し、法律知識が習得でき、かつ通訳人同士の情報交換を可能とするネットワークが築けるような研修の場を設けることにより、刑事手続における通訳人の能力の向上につながり、ひいては外国人犯罪に適正に対処できる体制の構築に資することになることから、通訳人体制の充実・強化を測定指標とした。

・研修は、基礎的知識の習得につながる分かりやすいものでなければならず、これまで実施した各回の研修員の研修後のアンケートなどを参考にして、その内容を柔軟に見直し、より効果的なプログラムの充実を図ることを目標とした。

参考指標	年度ごとの実績値				
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
研修を有意義とする回答を90%超	—	—	95.4%	92.0%	95.7%

測定指標	基準	基準年度	23年度目標		
2 被害者対応職員の育成	—	—	被害者対応職員に対して、個々の犯罪被害者に必要とされる支援・保護ができるような知識や技能を習得させる研修を実施し、対応能力を向上させる。		

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

・突然の犯罪により被害者となった方々の置かれた立場や環境は千差万別である。国の施策として行われる犯罪被害者支援策は、全国均質である必要があり、また被害者の現状を把握した細やかな対応でなければならない。そのためには、被害者支援員及び被害者と接する機会が多い検察庁職員の対応能力を醸成し、被害者支援の充実を図ることが必要である。

・被害者対応職員に対し、被害者支援のための諸制度の理解を促して対応技能の習得ができるよう研修を全国規模で開催し、能力を向上させることを目標とした。

参考指標	年度ごとの実績値				
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
研修を有意義とする回答を90%超	94.4%	90.1%	94.3%	96.2%	91.3%

測定指標	基準	基準年度	23年度目標		
3 検察の機能や役割に関する広報活動の実施状況	—	—	国民に対して幅広く検察活動の意義や役割を理解してもらうため、地域に密着した効果的な広報活動を実施する。		

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

・国民の安全な生活を守るために適正・迅速な検察活動を行うためには、国民の理解と協力がなくてはならず、また、国民が参加する裁判員裁判の実施にも国民の理解と協力が必要である。そのためには、検察が行う捜査・公判活動等の意義・役割を国民に分かりやすく、かつ、正しく伝える広報活動が重要となる。

- ・全都道府県に配置されている検察庁組織のメリットを生かし、一般市民から小・中・高校生に至るまで幅広い国民を対象に出前教室や移動教室を実施するなど、地域に密着した効果的な広報活動を実施することを目指とした。

参考指標	年度ごとの実績値				
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
広報活動の実施回数1,200回超	717回	828回	1,087回	1,339回	1,287回

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		23年度 当初 予算額	関連する 指標
	21年度	22年度		
①検察庁における司法修習の実施 (平成4年度)	76百万円 (57百万円)	65百万円 (47百万円)	59 百万円	一
達成手段の概要及び施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容				
司法修習生に対し、事件の捜査等の検察庁における検察実務を体得させることを目的とし、全国50地検において、各年度毎の司法修習生を受け入れて実務修習を行うものである。司法修習生の増加や司法制度改革による法曹養成制度の見直しに伴う司法修習のカリキュラム変更に実効的に対応しながら、指導係検事により協議会を開催するなどしつつ、事件の捜査等の検察実務修習を実施している。				

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		23年度 当初 予算額	関連する 指標
	21年度	22年度		
②検察総合情報管理の運営 (平成15年度)	1,880百万円 (1,830百万円)	2,029百万円 (1,980百万円)	1,828 百万円	一
達成手段の概要及び施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容				
検察庁の規模及び繁忙度に応じて整備されていた東京地検検務電算システム、クライアント・サーバ方式による検務電算システム、犯歴システム及び検察庁情報ネットワークシステムについて、これらの機能を統合し、検察が有する各種情報を全国レベルで総合的に管理・共有できる検察総合管理システムを構築し全国の検察庁に整備したことから、その安定的かつ効率的な運用・管理を行う。				

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		23年度 当初 予算額	関連する 指標
	21年度	22年度		
③各種犯罪への対応 (一 年度)	1,215百万円 (1,110百万円)	943百万円 (794百万円)	723 百万円	1,2,3
達成手段の概要及び施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容				
・国際的組織犯罪、組織的薬物・暴力団犯罪及び国民に身近な重大犯罪の増加に対処し、迅速かつ的確な捜査を遂げるため、厳正な科刑を実現するとともに、被害者等支援を図ることを目的としている。また、特捜・財政経済事犯についても迅速かつ的確な捜査を遂げ、厳正な科刑を実現することによって、社会経済システムの安定・活性化を図ることを目的としている。 国際犯罪や組織的犯罪、特捜・財政経済事犯の迅速・適正な捜査処理及び公訴維持のために必要な体制を				

整備する。

- ・犯罪被害者への対応を円滑かつ適正に行い、各種の犯罪に対する検察活動を充実強化するために必要な体制を整備するとともに、捜査方針の立案や関係機関等と調整を行う。
- ・本施策を推進することにより、社会情勢の変化に的確に対応できる検察運営の改善や検察機能の一層の強化を図る。

所管部局	刑事局総務課企画調査室	評価方式	実績評価方式
------	-------------	------	--------

平成23年度事後評価の実施に関する計画（事前分析表）

施策名	矯正施設 ^{*1} における収容環境の維持及び適正な処遇の実施		
政策体系上の位置付け	矯正処遇の適正な実施 (Ⅱ－5－(2))		
施策の概要	被収容者の生活条件を含めた収容環境を維持することにより、国民が安全に安心して暮らせる社会を構築するとともに、被収容者の個々の状況に応じた適切な処遇を実施することにより、その改善更生及び円滑な社会復帰を図る。		
達成すべき目標	被収容者の再犯、再非行を防止するためには、出所（院）後の就労の安定が重要であることから、刑事施設における職業訓練や少年院における職業補導、矯正施設の就労支援スタッフ等を活用した支援などの就労支援の充実を図る。		
目標設定の考え方・根拠	再入者に占める無職者の割合は年々増加しており、就労支援によって出所後の社会生活の安定を図ることは、再犯防止のために重要である。「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」（平成20年12月犯罪対策閣僚会議）において、刑務所等の就労支援スタッフ等を活用し、入所中から就労意欲の喚起を促すとともに、雇用情勢に応じた職業訓練を実施することとされており、さらに、犯罪対策閣僚会議の下に設置された再犯防止対策ワーキングチームによる「刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組」（平成23年7月犯罪対策閣僚会議報告）においても、就労支援は、「帰住先・就労先確保のための仕組みの構築」として施策の柱の一つに位置付けられており、就労支援の充実が求められている。		
予算（案）額	平成23年度当初予算額：48,573百万円	評価実施予定期	平成24年8月

測定指標	基準値 基準年度	23年度目標値		
		22年度	対前年度増	
1 刑事施設 ^{*2} における職業訓練の充実度 (受講者数、受講率、修了者数、資格・免許等の取得者率)	下記「22年度実績値」			
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠				
<p>・職業訓練により技術や知識を習得し、資格や免許等を取得することは、受刑者の出所後の就労を容易にし、再犯の防止に資すると考えられる。そこで、受刑者の円滑な社会復帰促進に向けた職業訓練の充実度を測定指標とした。</p> <p>・ここ数年の職業訓練の実績を見ると、受刑者の収容人員が若干減少してきている影響などから、必ずしも前年より数値が増加しているとはいえない状況にあるが、職業訓練の充実を図るために、こうした状況下においても、より積極的に職業訓練を実施すべきと考えられることから、対前年度増とすることを目標とする。</p>				
過去の実績（別添参照）	年度ごとの実績値			
	18年度	19年度	20年度	21年度

職業訓練受講者数	2,472人	3,030人	2,917人	2,745人	2,616人
職業訓練受講率	3.40%	4.30%	4.30%	4.10%	4.10%
職業訓練の修了者数	2,181人	2,635人	2,513人	2,343人	2,248人
資格・免許等の取得者率	85.8%	88.0%	85.8%	86.5%	87.4%

測定指標	基準値	23年度目標値			
		基準年			
2 就労支援スタッフ等による就労支援実施人員の割合	9.2%	22年	対前年増		
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠					
<p>・受刑者に対するキャリアコンサルティング、公共職業安定所や雇用主との連絡調整等の就労支援を実施するため、刑事施設に就労支援スタッフを配置しているところ、出所者に占める同スタッフ等による就労支援実施人員の割合は、刑事施設における就労支援の充実を示すと考えられることから、測定指標とした。</p> <p>・平成22年において、就労支援スタッフ等による就労支援実施人員の割合は、9.2%であったところ、受刑者の出所後の就労の安定を図るために、刑事施設における就労支援を充実させることが重要と考えられることから、対前年増とすることを目標とする。</p>					
過去の実績			年ごとの実績値		
			18年	19年	20年
就労支援スタッフ等による出所者中の就労支援実施人員の割合			—	—	5.0%
			21年	22年	6.9%
					9.2%

測定指標	基準値	23年度目標値			
		基準年			
3 少年院における就労支援実施人員の割合	23.8%	22年	対前年増		
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠					
<p>・少年院出院者の再犯・再非行防止のためには、出院後の就労の安定が重要であり、少年院においては就労支援対象者を指定するなどして重点的な就労支援対策を実施している。少年院出院者は大多数が保護観察に引き継がれており、保護観察中に就労が決まるケースが多いことを考慮する必要がある。平成22年版犯罪白書によると、少年院仮退院者の保護観察開始時における有職者率は20.3パーセント、保護観察終了時における有職者率は66.5パーセントである。</p> <p>・保護観察期間まで一体としてとらえた就労支援対策の効果をさらに上げていくためには、出院時又は出院後できるだけ早い時点で、少年院出院者の就労が安定するよう引き続き少年院在院中における就労支援対策を重点的に実施することが有効であることから、少年院における就労支援実施人員の割合を対前年増とすることを目標とする。</p>					
過去の実績			年ごとの実績値		
			18年	19年	20年
			21年	22年	

就労支援実施人員の割合	—	—	22.9%	23.5%	23.8%
-------------	---	---	-------	-------	-------

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		23年度 当初 予算額	関連 する 指標
	21年度	22年度		
①受刑者就労支援体制等の充実 (一 年度)	478百万円 (477百万円)	551百万円 (509百万円)	568 百万円	1, 2, 3
達成手段の概要及び施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容				
<p>・被収容者に対して、就職に必要となる知識や技術、資格を付与するために各施設において職業訓練等を実施するとともに、出所後の生活に不安を抱く被収容者に対し、就労支援スタッフが公共職業安定所から必要な求人情報を適時に入手しつつ、就労意欲の向上を図るとともに具体的な求職活動の指導を行っている。</p> <p>・再入者に占める無職者の割合は年々増加しており、就労支援によって出所後の社会生活の安定を図ることは、再犯防止のために重要である。</p>				

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		23年度 当初 予算額	関連 する 指標
	21年度	22年度		
②地域生活定着支援の推進 (平成21年度)	233百万円 (233百万円)	344百万円 (335百万円)	336 百万円	—
達成手段の概要及び施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容				
<p>高齢者や身体等に障がいを有する者が、矯正施設を出所（院）後、速やかに福祉の支援を受けられるようするため、矯正施設に社会福祉士、精神保健福祉士を配置し、i) 支援が必要な対象者の選定、ii) 当該対象者の福祉ニーズの把握、iii) 当該対象者が行う福祉サービスの申請手続に対する支援等を行っている。</p>				

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		23年度 当初 予算額	関連 する 指標
	21年度	22年度		
③被収容者生活関連業務の維持 (一 年度)	29,034百万円 (28,919百万円)	27,143百万円 (26,942百万円)	26,331 百万円	—
達成手段の概要及び施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容				
<p>刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院においては、法令に基づき、犯罪者や非行少年を強制的に施設へ収容して身柄を確保しており、これらの矯正施設の維持・管理のために生じる保守料や物品等の整備経費をはじめ、被収容者の公平・適正な矯正処遇を実施するために最低限必要な食糧、衣類、日常生活必需品を支給するための物資購入のほか、矯正教育、矯正医療を実施するための資材の購入など、被収容者の身柄を確保する上で必要となる物資等を整備する。</p>				

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		23年度 当初 予算額	関連 する 指標
	21年度	22年度		
④社会復帰に必要な刑務所作業の実施 (一 年度)	5,078百万円 (5,042百万円)	4,360百万円 (4,267百万円)	4,551 百万円	—

達成手段の概要及び施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容				
刑事施設に収容された懲役受刑者は、刑法が定める「所定の作業」を行う義務を負っており、刑務作業は、規則正しい勤労生活の維持、規律ある生活態度のかん養、勤労意欲の向上など、矯正処遇の根幹となる事業である上、民間企業からの受注によって得た作業収入は国庫に帰属される。				

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		23年度 当初 予算額	関連 する 指標
	21年度	22年度		
⑤留置施設の維持管理に係る実費償還 (一 年度)	6,292百万円 (6,292百万円)	6,150百万円 (5,829百万円)	5,804 百万円	—

達成手段の概要及び施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容				
被疑者・被告人等は、本来、国の行政機関である拘置所等の刑事施設に勾留させるものであるが、都道府県の警察署の留置施設に勾留された場合には、「警察署内ノ留置場ニ拘禁又ハ留置セラルル者ノ費用ニ関スル法律」（明治35年2月27日法律第11号）に基づき、食糧費、生活必需品等の消耗品費、留置施設の維持管理経費などの勾留によって発生する経費を都道府県に償還することとされている。				

所管部局	矯正局総務課	評価方式	実績評価方式
------	--------	------	--------

*1 「矯正施設」

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院を総称する言葉

*2 「刑事施設」

刑務所、少年刑務所及び拘置所を総称する言葉

○ 職業訓練受講者数の推移

(単位：人)

年 度	18	19	20	21	22
職業訓練受講者数	2,472	3,030	2,917	2,745	2,616

○ 職業訓練受講率の推移

(単位：人)

年 度	18	19	20	21	22
職業訓練受講者数	2,472	3,030	2,917	2,745	2,616
受刑者数	72,168	70,918	68,489	67,143	64,570
受講率	3.40%	4.30%	4.30%	4.10%	4.10%

※職業訓練受講率＝職業訓練受講者数／受刑者数×100(%)

○ 職業訓練修了者数の推移

(単位：人)

年 度	18	19	20	21	22
職業訓練修了者数	2,181	2,635	2,513	2,343	2,248

○ 資格・免許等取得状況の推移

(単位：人)

年度\資格等		危険物取扱者	溶接技能者	ボイラーテクニカル	自動車整備士	理容師	その他	合計	取得者率
18	受験者	568	480	174	114	44	2,016	3,396	85.8%
	合格者	442	404	151	114	42	1,760	2,913	
19	受験者	758	412	291	126	41	1,997	3,625	88.0%
	合格者	605	355	250	106	39	1,835	3,190	
20	受験者	968	601	358	94	35	2,521	4,577	85.8%
	合格者	743	559	314	93	35	2,185	3,929	
21	受験者	1,106	479	321	88	38	3,037	5,069	86.5%
	合格者	885	414	273	83	37	2,691	4,383	
22	受験者	1,026	363	298	73	36	3,462	5,258	87.4%
	合格者	802	337	251	71	36	3,096	4,593	

※資格・免許等の取得者率＝資格・免許取得者数／資格・免許取得者試験受験者数×100(%)

平成23年度事後評価の実施に関する計画（事前分析表）

施策名	保護観察対象者等 ^{*1} の改善更生等		
政策体系上 の位置付け	更生保護活動の適切な実施 (Ⅱ－6－(1))		
施策の概要	更生保護活動を通じて、保護観察対象者等の改善更生を図るとともに、犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。		
達成すべき 目標	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇を効果的に実施することによって、保護観察対象者の犯罪的傾向の除去・緩和を図り、保護観察対象者の改善更生を促進する。 ・保護観察対象者の就労支援を強化することによって、保護観察対象者の就労を促進して生活や心情の安定を図り、保護観察対象者の改善更生を促進する。 ・更生保護施設を活用した自立支援を積極的に実施することによって、自立が困難な刑務所出所者等を保護し、その自立更生を促進する。 ・民間の犯罪予防活動を推進することによって、犯罪をした人や非行のある少年の地域での立ち直りを支え、犯罪や非行のない地域社会作りを促進する。 		
目標設定の 考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・性犯罪等反復性のある犯罪的傾向を有する者に対しては、認知行動療法等の専門的な知見に基づく処遇を行い、犯罪的傾向の除去・緩和を図ることが、保護観察対象者の改善更生や再犯防止のためには必要であることから、保護観察所で実施している専門的処遇プログラムを効果的に運用する必要がある。 ・就労は、安定した社会生活のために必要不可欠であり、無職の保護観察対象者の再犯率が有職者に比べて高水準になっているところ、保護観察対象者は前歴のために就労が困難であることが多い上、近年の経済雇用情勢の悪化を背景に、保護観察対象者等の就労が一層困難になっている状況にあることにも鑑みると、就労先の確保等の就労支援を強化する必要がある。 ・刑務所出所者等が自立更生を果たすためには、住居を含めた生活基盤を確保し、自立に向けた働きかけをする必要がある。近年の経済雇用情勢の悪化を背景に、刑事施設等を出所しても行き場がなく、自力では改善更生が困難な者が高水準で推移しているため、更生保護施設を積極的に活用する必要がある。 ・保護観察対象者の改善更生を図り、犯罪や非行のない社会を作るためには、地域社会の理解と協力が不可欠であることから、地域社会における犯罪予防活動を推進する必要がある。 ・「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」（平成20年12月犯罪対策閣僚会議）第2－2－⑧「保護観察における処遇の充実強化」において、保護観察における特定の犯罪的傾向の改善を目的とする各種処遇プログラムの充実等により、再犯防止対策を推進することが求められている。 ・「刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組」（平成23年7月14日再犯防止対策ワーキングチーム決定）において、再犯を防止するためには、刑務所出所者等が、円滑に社会復帰することが不可欠であることから、帰住先・就労先確保のための仕組みの構築や性犯罪者等特定の問題を抱える者への指導・支援の強化等が求められている。 		
予算（案）額	平成23年度当初予算額：11,841百万円	評価実施予定期	平成24年8月

測定指標	基準値	23年度目標値		
		基準年度		
1 性犯罪者処遇プログラム ^{*2} 受講者において、受講後、問題性の程度が低下したと認められる者の割合	90.2%	22年度	91.0%	
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠				
<p>・性犯罪者処遇プログラムの効果は、プログラム実施前後における保護観察対象者の認知や行動に関する評価によって測定できる。同プログラムでは開始時及び終了時に、性犯罪を許容する認知、問題解決スキル、他人への共感性などの項目を評価し、同プログラム受講者の抱える問題性^{*3}がどのように変化（低下）したかを評点（問題性の程度）の比較によって把握し、その効果を測定している。評点が低下した者は、問題性が改善されたと認められ、プログラムの効果があったといえるため、評点が低下した者の割合を測定指標とし、対前年度比0.8%増を目標とした。</p>				
過去の実績	基準値	年度ごとの実績値		
		18年度	19年度	20年度
性犯罪者処遇プログラム受講者において、受講後、問題性の程度が低下したと認められる者の割合		—	—	86.9%
			21年度	91.3%
			22年度	90.2%

測定指標	基準値	23年度目標値				
		基準年度				
2 保護観察終了者に占める無職者の割合（※年ごとの指標）	24.2%	22年	前年と比較して減少			
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠						
<p>・保護観察対象者に対する就労支援の効果を、保護観察終了時の就労状況によって測定することとし、保護観察終了者に占める無職者の比率を測定指標とした。</p> <p>・本指標は、雇用情勢等の外的な影響を受けやすいため、長期の目標を設定することが困難であることから、対前年減として目標を設定した。</p> <p>・保護観察対象者等の就労を確保するためには、協力雇用主^{*4}の拡大を図ることが不可欠であることから、協力雇用主の数を参考指標とした。</p>						
過去の実績	基準値	年ごとの実績値				
		18年	19年	20年		
保護観察終了者に占める無職者の割合		21.4%	20.0%	19.8%		
		21年	22年	22年		
参考指標		年ごとの実績値				
		19年	20年	21年		
協力雇用主の数（※各年4月1日現在の状況を調査しているもの）		5,778	6,556	7,749		
		22年	23年	23年		
		8,549	9,346			

測定指標	基準値	23年度目標値		
		基準年度	22年度	前年度と比較して増加
3 全更生保護施設の保護率（年間の収容保護人員／年間の収容可能人員）	76.5%			

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

- ・更生保護施設の積極的な活用については、収容保護可能人員のうち収容保護をどの程度行ったかによって測定できることから、更生保護施設の保護率を測定指標とした。
- ・保護率は、雇用情勢等の外的影響を受けやすいため、長期の目標を設定することが困難であることから、対前年度増の目標を設定した。

過去の実績	年度ごとの実績値				
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
全更生保護施設の保護率	75.7%	74.6%	75.0%	75.4%	76.5%

測定指標	基準値	23年度目標値		
		基準年度	22年度	8,000校
4 犯罪予防活動への協力（犯罪予防をテーマとした作文コンテストへの応募）学校数	7,842校			

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

- ・保護観察対象者の改善更生に対する理解と協力を求め、犯罪や非行のない地域社会作りを促進するためには、学校において犯罪予防活動に関する教育を行ったり、更生保護活動への理解を促進する働きかけを行うことが重要である。作文コンテストは、そのような教育等に資するものであることから、引き続き保護観察所や保護司による学校との連携を促進する。
- ・目標値は引き続き増加を目指す趣旨で、8,000校とした。

過去の実績	年度ごとの実績値				
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
犯罪予防活動への協力（犯罪予防をテーマとした作文コンテストへの応募）学校数	7,131校	6,285校	6,709校	7,081校	7,842校

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		23年度 当初 予算額	関連 する 指標
	21年度	22年度		
①更生保護施設整備事業補助 (平成6年度)	187百万円 (186百万円)	185百万円 (185百万円)	241 百万円	3
達成手段の概要及び施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容				

- ・更生保護法人が設置する更生保護施設（全国に約100施設）について、施設の老朽化等を背景とする建物・

設備の改築・補修等の実施に当たり、国が当該施設整備事業費の2分の1を交付限度として補助するものである。

・将来的に機能不全となる恐れの高い建物の改築・補修等を行うことで更生保護施設の機能を維持し、継続的な収容保護の実現に資するものであり、「更生保護施設を積極的に活用した自立支援を積極的に実施する」という目標に資するものである。

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		23年度 当初 予算額	関連 する 指標
	21年度	22年度		
②就労支援事業補助 (平成18年度)	35百万円 (26百万円)	35百万円 (31百万円)	35百万円	2
達成手段の概要及び施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容				
<ul style="list-style-type: none"> ・身元保証が得られないため就労が確保できない保護観察対象者等について、身元保証事業者から身元保証を得るために必要な経費を、国が2分の1を交付限度として補助するものである。 ・就労の困難な保護観察対象者等の就労を促進して、その再犯防止・改善更生の実現を図るものである。 				

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		23年度 当初 予算額	関連 する 指標
	21年度	22年度		
③保護観察の実施 (一 年度)	10,066百万円 (9,090百万円)	10,268百万円 (9,090百万円)	10,318 百万円	1
達成手段の概要及び施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容				
<ul style="list-style-type: none"> ・矯正施設に収容された者の釈放後の生活環境を調整し、その円滑な社会復帰を図るとともに、仮釈放者等の保護観察対象者が社会の中で改善更生できるよう、国の責任において指導監督及び補導援護による保護観察を実施する。また、保護観察対象者や更生緊急保護の対象となる者に対し保護等が必要な場合の応急の救護等及び更生緊急保護、恩赦の上申等を実施する。 ・特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇を実施することによって、保護観察対象者の改善更生を促進するものである。 				

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		23年度 当初 予算額	関連 する 指標
	21年度	22年度		
④仮釈放等の審査決定 (一 年度)	101百万円 (119百万円)	78百万円 (93百万円)	73 百万円	一
達成手段の概要及び施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容				
<p>地方更生保護委員会が、矯正施設被収容者について、仮釈放等審理(以下「審理」という。)を適正に実施して収容期間満了前に仮釈放等を許すことにより、これらの者の再犯を防止又は再非行をなくし、円滑な社会復帰と改善更生を促進するもの(仮釈放等の期間中は保護観察に付される。)である。</p> <p>審理において必要があると認めるときは、地方更生保護委員会委員又は同委員会事務局保護観察官は、審理対象者との面接を行い、同委員をもって構成する合議体による審理において、仮釈放等を許す旨の決定等がなされている。</p>				

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		23年度 当初 予算額	関連 する 指標
	21年度	22年度		
⑤自立更生促進センターの運営 (平成19年度)	260百万円 (95百万円)	193百万円 (113百万円)	168 百万円	—
達成手段の概要及び施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容				
<p>・親族や民間の更生保護施設では受入困難な刑務所出所者等に対し、宿泊場所（保護観察所に附設）を提供して、保護観察官による濃密な指導監督や手厚い就労支援等を実施する。</p> <p>・特定の問題性に応じた重点的・専門的な社会内処遇を実施する「自立更生促進センター」が福島県及び福岡県に、主として農業等の職業訓練を行う「就業支援センター」が北海道及び茨城県に設置されており、これらは、「保護観察対象者の犯罪的傾向の除去・緩和」や「保護観察対象者の就労支援を強化すること」に資するものである。</p>				

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		23年度 当初 予算額	関連 する 指標
	21年度	22年度		
⑥犯罪被害者等の支援 (平成19年度)	105百万円 (79百万円)	106百万円 (89百万円)	103 百万円	—
達成手段の概要及び施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容				
<p>平成17年12月に策定された犯罪被害者等基本計画等に基づき、平成19年12月から実施されている更生保護官署における犯罪被害者等施策においては、犯罪被害者の希望に応じて、(i)仮釈放等審理における犯罪被害者等の意見等の聴取、(ii)犯罪被害者等の心情等の保護観察対象者への伝達、(iii)加害者の処遇状況等に関する情報の犯罪被害者等への通知及び犯罪被害者等に対する相談・支援を行っている。</p> <p>これらの施策は、犯罪被害者等に十分な配慮をし、その負担の軽減を図るとともに、仮釈放等審理及び保護観察のより一層の適正化を図るために実施するものである。</p>				

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		23年度 当初 予算額	関連 する 指標
	21年度	22年度		
⑦更生保護情報トータルネットワークシステムの運用 (昭和62年度)	266百万円 (243百万円)	277百万円 (236百万円)	315 百万円	—
達成手段の概要及び施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容				
<p>円滑かつ適切な更生保護行政の運営を確保するとともに、保護観察処遇等の効率化を図るため、保護観察対象者及び医療観察対象者等に関する処遇・事件情報等をコンピューターシステムで管理・処理することを目的としており、「更生保護情報トータルネットワークシステム」の基幹システムである「事件管理システム」（仮釈放審理情報、保護観察情報、生活環境調整情報、犯罪被害者等情報、協力雇用主等情報及び医療観察情報から成る。）の維持・更新、同システムを利用するため構築された「接続LANシステム」の維持・更新等を行うものである。</p> <p>なお、現在、システムの最適化を図った上で、全国の地方更生保護委員会及び保護観察所に導入しており、当該システムを利用し、保護観察対象者等の処遇・事件情報等の管理・処理を行っている。</p>				

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		23年度 当初 予算額	関連 する 指標
	21年度	22年度		
⑧犯罪予防活動の促進 (一 年度)	588百万円 (550百万円)	552百万円 (520百万円)	589 百万円	4
達成手段の概要及び施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容				
<p>再犯・再非行防止を目的とした保護司による地域活動の取組や、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会づくりのため、法務省等の行政機関、地域住民、自治体、企業等と協力して実施する犯罪の予防に資する各種取組等を推進することにより、犯罪予防を目的とした国民の活動を促進する。</p> <p>当省において、犯罪予防活動を推進するための施策として、全国の小中学生を対象として犯罪予防をテーマとした「作文コンテスト」を毎年実施している。</p>				
所管部局	保護局観察課、更生保護振興課	評価方式	実績評価方式	

*1 「保護観察対象者等」

保護観察対象者、更生緊急保護対象者

*2 「性犯罪者処遇プログラム」

自己の性的欲求を満たすことを目的とする犯罪に当たる行為を反復する傾向を有する保護観察対象者に対し、心理学等の専門的知識に基づき、性犯罪に結び付くおそれのある認知の偏り、自己統制力の不足等の自己の問題性について理解させるとともに、再び性犯罪をしないようにするための具体的な方法を習得させ、上記傾向を改善するプログラム

*3 「プログラム受講者の問題性」

性犯罪に結び付く問題性（性に関する誤った考え方、再び性犯罪をしないための動機付け、具体的計画の不足等）を点数化して評価するものであり、問題性が大きいほど高得点となる。

*4 「協力雇用主」

犯罪・非行の前歴等のために定職に就くことが容易でない保護観察対象者等をその事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主

平成23年度事後評価の実施に関する計画（事前分析表）

施策名	医療観察対象者 ^{*1} の社会復帰		
政策体系上 の位置付け	更生保護活動の適切な実施 (Ⅱ－6－(2))		
施策の概要	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対する地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保し、医療観察対象者の社会復帰の促進を図る。		
達成すべき 目標	関係機関の協力体制を整備するなどして地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保し、医療観察対象者の一般精神科医療等への移行を図り、その社会復帰を促進する。		
目標設定の 考え方・根拠	<p>心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）においては、医療観察対象者に対し、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もって、その社会復帰を促進することとされている。</p> <p>医療観察対象者の円滑な社会復帰を促すためには、地域社会における処遇において、①指定通院医療機関による継続的かつ適切な医療の提供、②継続的な医療を確保することを目的として保護観察所の社会復帰調整官が必要な指導等を行う精神保健観察の実施、③医療観察対象者が地域社会において安定した生活を営んでいくために必要な精神保健福祉サービス等の援助の提供が適正かつ円滑に実施される必要がある。そのため、保護観察所の長は、関係機関と協議して医療観察対象者ごとに処遇の実施計画を定め、各機関は、この実施計画に基づいて処遇を実施することとされている。保護観察所の長は、実施計画が有効に機能するよう、関係機関の協力体制を整備し、医療観察対象者の情報共有や処遇方針の統一を図ることなどを目的としたケア会議を実施して相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、精神保健観察を適正に実施し、もって、一般精神科医療等への移行を図り、医療観察対象者の社会復帰を促進することが求められている。</p>		
予算（案）額	平成23年度当初予算額：247百万円	評価実施予定期	平成24年8月

測定指標	基準値 基準年度	23年度目標値	
1 精神保健観察事件年間取扱い件数に占める保護観察所長の申立てによる処遇終了決定（法第56条第1項第2号にかかる決定に限る。）を受けた者の数及び期間満了者数の割合	13.1% 20年度	17.8%	
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠			
<p>保護観察所の長は、社会復帰の準備が整った者について、医療観察法による医療の必要性を慎重に検討し、その必要性があると認めることができなくなった者について速やかに処遇終了の申立てを行っている。</p> <p>また、精神保健観察事件の期間満了者は、医療観察法による処遇終了後も継続的に必要な医療、精神保健</p>			

福祉サービス等が確保され、医療観察法による医療の必要性が認められなくなった者である。

これらの者はいずれも一般精神科医療等への移行が円滑になされ、社会復帰を実現した者と評価できる。よって、保護観察所長の申立てによる処遇終了決定^{*2}（法第56条第1項第2号にかかる決定に限る。以下、同じ。）を受けた者の数及び期間満了者数の合計が精神保健観察事件年間取扱件数に占める割合を測定指標とした。

基準年度は、医療観察制度施行初年度に精神保健観察を開始した者が期間満了を迎える平成20年度に設定した。また、目標値は、平成20、21、22年度の実績値の平均値である17.8%以上とした。これは、本制度が法施行後6年しか経過しておらず、精神保健観察事件年間取扱件数等の値が安定していないため、期間満了者が発生した平成20年度以降の実績値の平均値を平成23年度の目標値として設定したものである。

過去の実績	年度ごとの実績値				
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
精神保健観察事件年間取扱件数に占める保護観察所長の申立てによる処遇終了決定を受けた者の数及び期間満了者数の割合	2.5%	7.9%	13.1%	18.4%	20.5%
(保護観察所長の申立てによる処遇終了決定を受けた者の数)	4	25	40	50	56
(期間満了者数)	0	0	21	62	87
(精神保健観察事件年間取扱件数)	157	315	466	608	699
参考指標	年度ごとの実績値				
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
地域社会における処遇に携わる関係機関による会議（ケア会議）の開催回数	—	—	—	1,978回	2,178回

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		23年度 当初 予算額	関連する 指標
	21年度	22年度		
①医療観察の実施 (平成17年度)	282百万円 (246百万円)	237百万円 (195百万円)	247 百万円	1
達成手段の概要及び施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容				
保護観察所が、医療観察対象者の生活環境の調査、生活環境の調整、精神保健観察を適正かつ円滑に実施し、ケア会議を積極的に開催することによって関係機関相互間の連携の確保等を行うことで、その社会復帰を促進している。				

所管部局	保護局総務課	評価方式	実績評価方式
------	--------	------	--------

*1 「医療観察対象者」

心神喪失又は心神耗弱の状態（精神の障害のために善悪の区別がつかないなど、通常の刑事責任を問えない状態のことをいう。）で重大な他害行為を行った者が医療観察制度の対象となる。重大な他害行為とは、殺人、放火、強盗、強姦、強制わいせつ（これらの未遂を含む。）、傷害（軽微なものは対象とならないこともある。）に当たる行為をいう。

*2 「保護観察所長の申立てによる処遇終了決定」

保護観察所長は、精神保健観察中の者について、対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するために心神喪失者等医療観察法による医療を受けさせる必要があると認めることができなくなった場合は、指定通院医療機関の管理者と協議の上、直ちに、地方裁判所に対し、本法による医療の終了の申立てをしなければならないとされており、同申立てについて裁判所がその決定をしたもの。

平成23年度事後評価の実施に関する計画（事前分析表）

施策名	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施		
政策体系上の位置付け	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施 (Ⅱ－7－(1))		
施策の概要	破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。		
達成すべき目標	<p>オウム真理教（以下「教団」という。）の活動状況を明らかにし、国民の不安感・恐怖感の解消・緩和を含む公共の安全の確保に寄与するため、教団に対する観察処分^{*1}を適正かつ厳格に実施する。</p> <p>公共の安全の確保に寄与するため、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供する。また、職員の情報収集及び分析・評価能力を向上させる。</p>		
目標設定の考え方・根拠	<p>教団は、現在なお、無差別大量殺人行為を行った首謀者である麻原彰晃こと松本智津夫（以下「麻原」という。）を崇拝し、その影響を強く受けているなど、依然として本質的な危険性を保持していることから、教団の活動状況を明らかにし、その危険性の増大を抑止していく必要性が高い。また、教団に対しては、教団施設が存する地域の住民等が依然として不安感・恐怖感を抱いており、その不安感・恐怖感を払拭する必要がある。については、国民の不安感・恐怖感の解消・緩和を含む公共の安全の確保に寄与するため、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（以下「団体規制法」という。）の規定に基づき教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施することを目標とした。</p> <p>また、国際テロや北朝鮮の動向、大量破壊兵器拡散の問題など、我が国の公共の安全の確保にとって重大な懸念事項となる問題が依然として存在することから、国内外の情報の収集・分析に注力した上で、情勢の変化に応じて柔軟に対応し、その時々の情報ニーズに応じた情報を政府・関係機関に提供する必要がある。については、公共の安全の確保に寄与するため、破壊活動防止法等に基づく破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供するとともに、情報収集及び分析・評価能力を向上させることを目標とした。</p>		
予算（案）額	平成23年度当初予算額：2,152百万円	評価実施予定期	平成24年8月

測定指標	基準	23年度目標	
		基準年度	
1 教団の活動状況及び危険性の解明	－	－	教団施設等に対する立入検査の実施回数、施設数及び動員した公安調査官数並びに立入検査等により判明した事項から、教団の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原の影響力、危険な綱領の保持等）を解明する。
測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠			

教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施できたかどうかについては、教団の活動状況や危険性についてどの程度解明したか、立入検査をどの程度実施したか等について総合的に分析することが適当である。そこで、測定指標として「教団の活動状況及び危険性の解明」を設定した。具体的には、立入検査の実施回数、施設数、動員した公安調査官数、立入検査等により判明した事項から、教団の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原の影響力、危険な綱領の保持等）の解明の度合いを評価する。						
--	--	--	--	--	--	--

参考指標	年度ごとの実績値					
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
立入検査の実施回数等	実施回数	19	18	19	23	15
	施設数	62	41	36	35	50
	動員数	883	683	628	682	705

測定指標	基準値 基準年度	23年度目標値										
		測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠										
関係地方公共団体の長からの調査結果提供請求への対応状況（所要日数）												
関係地方公共団体の長からの調査結果提供請求に対して、当庁が可能な限り迅速に対応することは、国民の不安感・恐怖感の解消・緩和に資すると考えられる。そこで、測定指標として「関係地方公共団体の長からの調査結果提供請求への対応（所要日数）」を設定し、請求から提供までの所要日数を、過去5年間の平均所要日数（36.5日）より短縮することを目標とした。												
なお、提供状況の取りまとめに要する日数等は、請求の内容及び提供量によって異なり、平均所要日数が大幅に増加した年もあったことから、前年度（単年度）との比較ではなく、複数年度の平均値との比較がより適切な基準になるとと考えられる。そのため、目標値を前年度ではなく、過去5年間の平均所要日数より短縮することとした。												
過去の実績	年度ごとの実績値											
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度						
過去5年間における関係地方公共団体からの調査結果提供請求に対する対応状況	請求を行った関係地方公共団体数	16	17	22	18	19						
	提供回数	48	46	53	49	58						
	平均所要日数	37.5	56.1	38.8	30.1	20.1						

測定指標	基準 基準年度	23年度目標			

3 破壊的団体等に関する情報の収集、関係機関等に対する情報提供の状況	-	-	職員の情報収集及び分析・評価能力を向上させ、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供する。
------------------------------------	---	---	--

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

我が国の公共の安全を確保する上で早急に把握・解明すべき重要課題が多数存在する状況の中、その時々の情報ニーズに応じた情報を正確性、適時性、迅速性をもって関係機関及び国民に対し提供できたかどうかを測ることが適当である。そこで、測定指標として「破壊的団体等に関する情報の収集、関係機関等に対する情報提供の状況」を設定した。具体的には、情報収集及び分析・評価能力の向上のための取組並びに関係機関及び国民に対する情報提供の実施実績等を分析し、提供情報の正確性、適時性、迅速性の度合いを評価する。

参考指標	年度ごとの実績値				
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
1 ホームページへのアクセス件数	-	155,752	105,507	133,722	165,357
参考指標	年度ごとの実績値				
	回答区分		20年度	21年度	22年度
2 カウンターインテリジェンス ^{*2} 啓発研修への参加者に対するアンケート結果	意識が向上した		95%	97%	-
	意識は変わらなかった		5%	3%	-
	研修内容の有効性 ある		-	-	62.4%
	研修内容の有効性 比較的ある		-	-	33.4%
	研修内容の有効性 どちらともいえない		-	-	3.5%
	研修内容の有効性 比較的ない		-	-	0.2%
	研修内容の有効性 ない		-	-	0.2%

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		23年度 当初 予算額	関連する 指標
	21年度	22年度		
①破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施 (昭和27年度)	717百万円 (671百万円)	572百万円 (553百万円)	450 百万円	3

達成手段の概要及び施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容

・破壊活動防止法の規定による破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに団体規制法の規定による無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行う。また、団体規制に関する調査において収集、分析した内外情勢に関する情報については、内閣の情報機能の強化や危機管理及び政府の重要施策の推進に貢献するため、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供する。

- ・国内外の情報の収集・分析に注力した上で、情勢の変化に応じて柔軟に対応し、その時々の情報ニーズに応じた情報を政府・関係機関に提供することに資するものである。

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		23年度 当初 予算額	関連 する 指標
	21年度	22年度		
②オウム真理教に対する観察処分の実施 (平成11年度)	25百万円 (25百万円)	19百万円 (19百万円)	15 百万円	1, 2
達成手段の概要及び施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容				
<p>・団体規制法に基づき、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施する。具体的には、教団に対する調査を、全国的かつ組織的に展開するほか、特に必要があると認められるときには公安調査官による立入検査を行う。また、関係地方公共団体の長からの調査結果提供請求に対しては、迅速かつ適切に対応する。</p> <p>・教団への観察処分を適正かつ厳格に実施し、教団の活動状況及び危険性を明らかにするとともに、関係地方公共団体の長からの調査結果提供請求に対して、可能な限り迅速に対応することに資するものである。</p>				

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		23年度 当初 予算額	関連 する 指標
	21年度	22年度		
③公安情報電算機処理システムの整備・運用 (昭和62年度)	109百万円 (130百万円)	114百万円 (111百万円)	117 百万円	1, 2, 3
達成手段の概要及び施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容				
<p>・調査対象団体に関する各種情報を本庁と地方支分部局間のオンライン化によって一元管理し、情報の共有化を図るものであり、当庁の基幹システムとしての役割を担っている。</p> <p>・調査対象団体の動向把握及び将来における行動形態を予測して政府や関係機関に適時適切に提供する中、当庁の調査・分析業務の迅速化・高度化に資するものである。</p>				

所管部局	公安調査庁総務部総務課	評価方式	実績評価方式
------	-------------	------	--------

* 1 「観察処分」

過去に無差別大量殺人行為を行った団体が現在も危険な要素を保持している場合に、当該団体の活動状況を継続して明らかにするために行う処分で、具体的な内容は、①公安調査庁長官が当該団体から一定の事項について定期の報告を受けること（報告徴取、団体規制法第5条第2項、第3項及び第5項）、②当該団体の活動状況を明らかにするために公安調査官に必要な調査をさせること（任意調査、同法第7条第1項）、③当該団体の活動状況を明らかにするために特に必要があると認められるときに、団体が所有又は管理する土地又は建物に立ち入って、必要な物件を検査すること（立入検査、同法第7条第2項）。

なお、観察処分に基づく調査の結果については、関係地方公共団体の長から請求があったときは、これを提供することができる（同法第32条）。

* 2 「カウンターインテリジェンス」

外国による諜報活動を阻止し、情報漏えいその他の国益を害する事態を予防する活動

平成23年度事後評価の実施に関する計画（事前分析表）

事業名	登記情報システム再構築事業		
達成すべき目標	登記情報システムの運用経費を削減する。		
目標設定の考え方・根拠	「登記情報システム業務・システム最適化計画」（平成16年11月19日法務省情報化統括責任者（CIO）決定、平成19年11月7日法務省情報化推進会議改定）に従って、平成22年度末までに新システムに切り替えることにより、運用経費の削減が見込めるとの考えから、達成目標を設定した。		
関連施策名	登記事務の適正円滑な処理		
政策体系上の位置付け	国民の財産や身分関係の保護 (Ⅲ-9-(1))		
施策の概要	登記事務におけるシステムの見直し等により、事務処理の効率化、システム関係経費の削減を図るとともに、国民の利便性を向上させる。		
予算（案）額	平成23年度当初予算額：55,695百万円	評価実施予定期	平成24年8月

測定指標	基準値 基準年度	23年度目標値		
		15年度	16年度	17年度
1 登記情報システムの運用経費の削減額	約366億円	15年度	平成23年度における登記情報システムの運用経費を、平成15年度の同経費と比較して、約130億円削減する。	
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠				
<p>本事業は、平成18年度から平成22年度まで成果重視事業として「登記情報システム業務・システム最適化計画」に基づき実施されている。</p> <p>平成22年度末までにオープン性の高い新たなシステムへ切り替えることにより、登記情報システムの運用経費の削減が見込ることから、運用経費の削減額を測定指標とし、本格的に再構築が開始された平成16年度の直前の年度である平成15年度の同経費と平成23年度における同経費とを比較して約130億円削減することを目標値として設定した。</p>				
参考指標	年度ごとの実績値			
	15年度	16年度	17年度	18年度
平成15年度と比較した、平成16年度から22年度までにおける登記情報システムの運用経費の削減額	—	約13億	約46億	約64億
	20年度	21年度	22年度	
	約64億	約93億	約120億	

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		23年度 当初 予算額	関連 する 指標
	21年度	22年度		
①登記所備付地図整備の推進 (平成16年度)	1,975百万円 (1,828百万円)	2,315百万円 (2,178百万円)	2,375 百万円	—
達成手段の概要及び施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容				
法務局（登記所）が、登記所備付地図（不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項の規定により登記所に備え付けるものとされている土地の位置及び境界を特定できる地図）の整備を重点的かつ緊急的に推進することにより、都市再生の円滑な推進に寄与しようとするものである。				

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		23年度 当初 予算額	関連 する 指標
	21年度	22年度		
②登記事項証明書の交付事務等の委託 (平成20年度)	6,866百万円 (5,356百万円)	8,108百万円 (7,385百万円)	8,340 百万円	—
達成手段の概要及び施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容				
登記事項証明書等の交付及び登記簿等の閲覧といった登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）について、平成22年度までに民間競争入札の対象とし、当該事務を包括的に民間委託することを目的とする。また、民間委託に当たって、できるだけ多くの企業の入札参加を可能にすること、業務処理過程・体制を抜本的に見直すことが求められていること等の理由から、和紙公団及び閉鎖登記簿をイメージデータ・ファイル化して、これらの検索の簡易化と原本の適正な維持・管理を図る。				

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		23年度 当初 予算額	関連 する 指標
	21年度	22年度		
③登記情報システムの維持管理 (平成18年度)	37,734百万円 (35,426百万円)	29,627百万円 (27,392百万円)	24,993 百万円	1
達成手段の概要及び施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容				
旧登記情報システムは、メインフレーム ^{*1} を中心とし、特定メーカー製のハード・ソフトで構築されているため、オープンな市場で安価なハード・ソフトを選択することができず、新たな情報処理技術の活用も困難であった。そこで、柔軟でコストパフォーマンス及びオープン性の高い新たなシステムへ切り替えることにより、新たな情報処理技術の導入による行政サービスを向上させるとともに、運用経費の削減を図る。				

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		23年度 当初 予算額	関連 する 指標
	21年度	22年度		
④地図情報システムの維持管理 (平成18年度)	14,277百万円 (13,490百万円)	12,526百万円 (12,117百万円)	10,597 百万円	—
達成手段の概要及び施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容				
登記所に備え付けられている地図及び地図に準ずる図面（以下「地図等」という。）並びに土地所在図等の各種図面を電子化し、コンピュータシステム（地図情報システム）を用いて処理するに当たり、登記記録				

を処理する登記情報システムと連携することで、登記所事務の効率化を図りつつ、インターネットを利用した地図及び各種図面に係る情報の提供や、最寄りの登記所から全国の地図等及び各種図面の証明書の取得を可能にするなど、国民サービスの向上を図る。

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		23年度 当初 予算額	関連 する 指標
	21年度	22年度		
⑤電子認証システムの維持管理 (平成12年度)	507百万円 (479百万円)	448百万円 (417百万円)	297 百万円	—
達成手段の概要及び施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容				
電子認証システムの安定的な運用を図るとともに、電子認証登記所が発行する電子証明書の利用を更に促進し、国・地方公共団体等へのオンライン申請及び電子商取引の拡大を図る。				

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		23年度 当初 予算額	関連 する 指標
	21年度	22年度		
⑥登記情報提供システムの維持管理 (平成12年度)	450百万円 (430百万円)	1,148百万円 (649百万円)	1,133 百万円	—
達成手段の概要及び施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容				
不動産取引・企業取引等の安全と円滑に資するため、登記情報をより簡易かつ迅速に利用することができるよう、インターネットにより、登記情報を閲覧することを可能とするサービスを提供しており、これに必要な登記情報提供システムの運用・管理を行う。				

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		23年度 当初 予算額	関連 する 指標
	21年度	22年度		
⑦債権・動産譲渡登記事務の運営 (平成10年度)	318百万円 (316百万円)	419百万円 (399百万円)	305 百万円	—
達成手段の概要及び施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容				
法人がする動産及び債権の譲渡に係る動産譲渡登記及び債権譲渡登記に関する事務並びにこれらの登記に係る情報を開示するための登記事項証明書等の交付に関する事務を、法務局（動産譲渡登記所及び債権譲渡登記所）において行うものである。また、これらの登記申請及び登記事項証明書等の交付申請に係る事務を円滑かつ効率的に処理するためのシステムである動産譲渡登記システム及び債権譲渡登記システムの運用を行うものである。				

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		23年度 当初 予算額	関連 する 指標
	21年度	22年度		
⑧成年後見登記事務の運営 (平成12年度)	745百万円 (730百万円)	418百万円 (411百万円)	385 百万円	—
達成手段の概要及び施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容				

成年後見制度は、急速に高齢化が進む我が国の社会において、知的障害や精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々を保護・支援する制度であり、成年後見等の登記は、家庭裁判所がした成年後見開始の審判等の事実を登録・公示し、取引の安全等に資することを目的とし、成年後見人等の権限や任意後見契約の内容などをコンピュータ・システム（以下「成年後見登記システム」という。）によって登記するとともに、登記事項証明書（登記事項の証明書・登記されていないことの証明書）を発行することにより、取引の安全等に重要な役割を果たしている。

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		23年度 当初 予算額	関連 する 指標
	21年度	22年度		
⑨登記事務の運営 (一 年度)	5,113百万円 (4,751百万円)	4,737百万円 (4,552百万円)	4,085 百万円	—
達成手段の概要及び施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容				
不動産登記制度及び商業・法人登記制度を適正に運営することにより、不動産取引の安全と円滑及び会社・法人等に係る信用の維持を図り、もって、国民経済の基盤を形成し、資本主義社会の根幹を支えることを目的とするものである。				

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		23年度 当初 予算額	関連 する 指標
	21年度	22年度		
⑩震災復興の推進 (平成23年度)	— —	— —	—	—
達成手段の概要及び施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容				
東日本大震災における被災地復興のため、i) 倒壊、流失、消失等した建物の職権による滅失登記を行い、ii) 土地の境界の復元及び地図の修正の作業を実施し、iii) 仙台法務局、福島地方法務局及び盛岡地方法務局管内の特に甚大な被害状況となっている11登記所の管轄区域において、登記特設相談所を開設し、各種登記相談を受け付けるなど、必要な施策を講じるものである。				

所管部局	民事局総務課	評価方式	実績評価方式
------	--------	------	--------

*1 「メインフレーム」

情報処理を高速で処理する大型コンピュータのことをいう。汎用コンピュータともいう。

平成23年度事後評価の実施に関する計画

1. 施策名等

施 策 名	人権の擁護		
政 策 体 系 上 の 位 置 付 け	人権の擁護 (III-10-(1))		
施 策 の 基 本 目 標	人権の擁護に関する施策を総合的に推進し、人権が尊重される社会の実現に寄与する。		
予 算 (案) 額	平成23年度当初予算額：3,205百万円		
評 価 実 施 予 定 時 期	平成24年8月	所 管 部 局	人権擁護局総務課
評 価 方 式	総合評価方式		

2. 基本的考え方

(1) 課題・ニーズ

今日においても、子ども、高齢者、障害のある人への虐待、配偶者・パートナーからの暴力、自殺にいたるような深刻な「いじめ」など、人権が侵害される事案は後を絶たない。また、最近では、インターネットを利用した人権侵害も増加しており、これらの人権問題は大きな社会問題となっている。

このような現状において、人権が尊重され、人権侵害が生じしない社会の実現がより一層求められている。

(2) 目的・目標

本施策は、人権の擁護に関する施策を総合的に推進し、人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的としている。上記のような状況を踏まえると、すべての人がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会を実現するためには、国民の一人一人が人権尊重の理念を正しく理解することが重要と考えられる。このような理解を深めるため、国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じて、人権啓発を行い、人権尊重思想の普及高揚を図っていく必要がある。

また、人権相談及び人権侵犯事件の調査救済活動は、①全国の法務局・地方法務局と約1万4,000人の人権擁護委員（法務省の人権擁護機関）によって、全国的に展開されている、②特定の分野に限定することなく、あらゆる人権侵害事案に対応して行われている、③法務省の人権擁護機関が自ら事実関係の調査を行い、その結果に基づいて救済措置を行っている、④司法手続よりも簡易・迅速・柔軟な行政救済手続で、人権侵害事案の解消・解決を図っている、などの点に特色がある。

したがって、人権侵害事案の発生を広く把握できるよう、いつでも気軽に相談できる体制を整える必要があるほか、あらゆる人権侵害事案に対応でき、かつ、人権侵害を見逃さず、的確に調査・救済手続につなげることができるよう、人権相談の人的・質的充実を図る必要がある。さらに、迅速的確な調査を行うとともに、適切な救済措置を講ずることができるような調査救済体制を整えておく必要がある。

(3) 具体的内容

ア 人権啓発の更なる推進

国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じて、①国民の幅広い層に対して、人権に関心を持ってもらう機会を提供する「接触・認知型」、②発達段階の児童・生徒や人権に関する関心の高い層を対象として、その発達や関心の度合いに応じて人権に関する理解を深める「心理変容型」及び③両者の要素を備える「複合型」の啓発活動を行う。

具体的には、青少年や地域社会等に大きな影響力を有するJリーグ等スポーツ組織と連携・協力した啓発活動を実施する（①接触・認知型）。

また、次代を担う中学生が、人権問題についての作文を書くことにより、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けることを目的として、平成23年度は「第31回全国中学生人権作文コンテスト」を実施する予定である（②心理変容型）。

加えて、ハンセン病患者等に対する偏見・差別を解消することを目的としたハンセン病に関する「親と子のシンポジウム」を、熊本県で開催する（②心理変容型）。

さらに、市民参加型の方式を取り入れつつ、幅広い各種の啓発活動を総合的に実施することにより、広く人権尊重思想の普及高揚を図るため、ミニフェスティバル（各地域で実施されている人権啓発フェスティバル）を全国各地において開催する（③複合型）。

イ 人権相談・調査救済体制の整備

国民からアクセスしやすい体制を整えるという観点から、法務局等における常設人権相談所のほか、デパートや公共施設等における特設人権相談所やインターネットによる相談窓口など、面談、電話及びインターネットなど様々な手段によって、いつでも気軽に人権相談ができる環境を整える。

特に、子ども、高齢者、障害のある人及び女性などに関する人権問題については、（ア）専用相談電話「子どもの人権110番」・「女性の人権ホットライン」の設置及び同強化週間の実施

（イ）手紙による人権相談「子どもの人権SOSミニレター（便せん兼封筒）」の全国の小・中学生への配布

（ウ）高齢者施設、知的障害者更生施設などの社会福祉施設等における特設人権相談所の開設、「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間の実施及び「人権相談所案内用リーフレット」の配布

等により、人権侵害等の状況の内容の把握に努める。

また、人権相談により人権侵害の疑いがある事案を把握した場合は、速やかに調査救済手続に移行し、その結果、人権侵害が認められる場合は、迅速かつ的確に救済措置を講じ、人権相談と連動した実効的な調査救済体制の整備を図る。

3. 評価手法等

啓発活動の実施状況、啓発活動の参加人数等の国民の接触状況及び啓発活動参加者に対するアンケート（参加者の属性、当該啓発活動を知ったきっかけ、満足度、人権に関する関心や理解の深まり度合いなども含む）等の情報を収集する。そして、「接触・認知型」、「心理変容型」といった啓発活動の分類に応じて、収集した情報を分析し、評価を行う。

なお、全国中学生人権作文コンテストについては、同コンテストに応募した中学生が、日常の家庭生活や学校生活等の中で得た体験に基づく作文を書くことを通じて人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めたことの具体的な事例として、平成22年度入賞作文の概要を実施結果報告書に記載することとする。

また、厚生労働省の「社会福祉行政業務報告」、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」及び内閣府の「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成21年10月調査）等を活用して、法務局及び地方法務局が扱う人権侵犯事件（とりわけ、潜在化しやすい子ども、高齢者、障害のある人、女性等に対する人権侵犯事件）並びに人権相談の内容・件数との比較検討を行う。これにより、法務局等の人権相談・調査救済の取組の方向性について検証する。

さらに、内閣府の「人権擁護に関する世論調査（平成19年6月調査）」を活用し、人権課題（子ども、高齢者、障害のある人、女性など）ごとに関心の高かった人権上の問題点との比較検討を行う。

これらにより、本施策の問題点等を把握し、その要因を分析・評価する。

4. 関係する法令、施政方針演説等(主なもの)

- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）第4条
- 子ども安全・安心加速化プラン（平成18年6月20日犯罪対策閣僚会議・青少年育成推進本部合同会議了承）
III-1-(2) 困難を抱えた子どもの相談活動の充実

5. 備考

平成23年度事後評価の実施に関する計画

1. 施策名等

施 策 名	国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理		
政 策 体 系 上 の 位 置 付 け	国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理 (IV-11-(1))		
施 策 の 基 本 目 標	国の利害に関係のある本案訴訟を適正・迅速に追行することにより、国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与する。		
予 算 (案) 額	平成23年度当初予算額：1,731百万円		
評 価 実 施 予 定 時 期	平成24年8月	所 管 部 局	大臣官房訟務企画課
評 価 方 式	総合評価方式		

2. 基本的考え方

(1) 課題・ニーズ

国の利害に関係のある民事訴訟・行政訴訟の審理期間は、全体として相当の迅速化が図られてきているが、医薬品・公衆衛生関係訴訟や公害・騒音訴訟等のように、多数の者が原告団を構成する訴訟が提起され、また、訴訟が広域化、複雑化、専門化しているなどの理由から、依然として長期間を要しているものも少なくない状況にある。

訴訟の当事者として国の利害に関係のある訴訟を適正・迅速に追行することは、国の正当な利益を擁護するとともに、国民全体の利益と個人の権利・利益との間に正しい調和を図り、法律に基づいた行政活動の実施に寄与することにつながる。

また、審理期間の長期化は、訴訟当事者及びそれと同様の立場にある国民にとって、経済的、精神的負担となることから、裁判が迅速に行われることは重要な課題である。

(2) 目的・目標

訟務組織（法務省訟務部門、管区法務局訟務部及び地方法務局訟務部門のことをいう。以下同じ。）は、裁判の迅速化に関する法律第2条第1項及び第7条の趣旨に従い、訴訟の当事者として国の利害に関係のある本案訴訟を適正・迅速に追行することにより、国民の期待に応える司法制度の実現に寄与することを目指している。多数の者が原告団を構成して提起する訴訟や、複雑化、専門化した訴訟等が生じる状況下で、訴訟の当事者として、適正・迅速な訴訟追行に寄与するためには、

ア 訟務組織における人的・物的体制の充実・強化

イ 法律意見照会制度^{*1}の積極的利用の促進

を図る必要がある。

(3) 具体的内容

ア 訟務組織における人的・物的体制の充実・強化

各種研修等を通じて訟務担当者の能力を向上させることや、事務処理を効率化し、訴訟を追行する上で必要な準備書面等の作成の迅速化を図ることは、訴訟の当事者として、適正・迅速な裁判に寄与することになるものと考えられる。そこで、以下の施策について実施する。

(ア) 訟務担当者の研修を始めとした各種研修・打合せ会の実施

各種研修・打合せ会において、裁判を適正・迅速に行うための事務処理体制の充実・強化方策等について、検討・協議を進める。そして、その結果を業務に反映させ、実践を徹底するなどして、計画的に充実した訴訟追行を図る。

(イ) 準備書面作成支援システム^{*2}の改良

準備書面作成支援システムについて、操作性の向上や事務の効率化に資する新たな機能の追加等を行うことにより、事務処理の適正化・効率化を図る。

(ウ) テレビ会議装置等の事務合理化機器の積極的利用

テレビ会議装置やモバイルパソコンなどの事務合理化機器を積極的に利用していくことにより、緊急の打合せ（本省と管区法務局・地方法務局におけるもの）や的確な訴訟追行をする上で必要な準備書面等の作成の迅速化・効率化を図る。

イ 法律意見照会制度の積極的利用の促進

法律意見照会制度が利用されることにより、仮に訴訟となった場合でも、あらかじめ争点、問題点等について検討されているため、速やかな訴訟対応を行うことが可能となる。また、実際に国の訴訟追行に当たっては、所管する行政機関の協力が必要不可欠であるため、法律意見照会制度の積極的利用をきっかけとして、その協力関係が一層充実強化されることにより、速やかな訴訟追行に寄与するものと考える。

そこで、行政機関との各種会議・打合せの際に、同制度の目的や利用方法等の説明を行うことで、より一層、同制度の理解を深め、行政機関による積極的な利用促進を図る。

3. 評価手法等

訟務組織における人的・物的体制の充実・強化及び法律意見照会制度の積極的な利用促進に係る各種施策について、

- (1) 訟務担当者向けの研修、打合せ会等の実施状況
- (2) 準備書面作成支援システムの改良内容及び改良に伴う事務の効率化状況
- (3) テレビ会議装置等の事務合理化機器の利用状況
- (4) 行政機関に対する法律意見照会制度の周知状況
- (5) 法律意見照会事件の受理及び回答等の状況

を用いて、適正・迅速な訴訟の追行に与える効果を分析する。

また、分析の結果により、各種施策の問題点を把握するとともに、その要因を検証し、評価する。

4. 関係する法令、施政方針演説等(主なもの)

- 法務省設置法（平成11年法律第93号）第4条第31号
- 裁判の迅速化に関する法律（平成15年法律第107号）第2条第1項、第7条
- 第162回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成17年1月21日）

「国民に身近で頼りがいのある司法を実現するため、裁判の迅速化や刑事裁判に国民が参加する裁判員制度の導入など、我が国の司法制度の在り方を半世紀ぶりに改めました。今後は、制度の着実な実施を図ってまいります。」

5. 備考

*1 「法律意見照会制度」

大臣官房訟務部門、法務局訟務部及び地方法務局訟務部門において、各行政機関が現に有している又は将来予想される紛争に関する法律問題について、当該行政機関からの照会に応じて法律的見解を述べたり、助言などを行う制度。訴訟のより適正・迅速な追行に寄与することができるほか、紛争を未然に防ぐ予防司法的役割をも果たすものである。

*2 「準備書面作成支援システム」

大臣官房訟務部門、法務局訟務部及び地方法務局訟務部門のパソコン、プリンタ、OCR装置（光学式文字読取装置）、インターネットによる判例・文献の情報提供サービス等を組み合わせたもので、ネットワークで結ぶことによって、訴訟に必要な準備書面等の作成の効率化・迅速化を図るものである。

平成23年度事後評価の実施に関する計画

1. 政策名等

施 策 名	出入国の公正な管理		
政 策 体 系 上 の 位 置 付 け	出入国の公正な管理 (V-12-(1))		
施 策 の 基 本 目 標	不法滞在者等を生まない社会の構築を図るとともに共生社会を実現するため、新しい在留管理制度の創設に係る法令の整備を始めとする施策を行うとともに、我が国との国際協調と国際交流を推進し、我が国社会の健全な発展を目指す。		
予 算 (案) 額	平成23年度当初予算額：11,666百万円		
評価実施予定時期	平成25年8月（平成24年度は中間報告）	所 管 部 局	入国管理局総務課入国管理企画官室
評 価 方 式	総合評価方式		

2. 基本的考え方

(1) 課題・ニーズ

ア 不法滞在者5年半減計画^{*1}により、水際対策や摘発強化を推進してきた結果、不法残留者数^{*2}はほぼ半減した。他方で、国際化の進展に伴い我が国に入国し、定着する外国人は年々増加し、我が国に在留する外国人の構成が大きく変化し、外国人の在留状況の正確な把握が困難になりつつある。これに伴って、教育、福祉等の行政サービスが在留外国人に適正に提供されない、不法滞在者、不法就労者への対策が不十分となる等の問題も生じている。このため、在留管理と違法行為への取締りをより厳正かつ効果的に行うと同時に、適法に我が国に滞在する外国人が適正な行政サービスを享受することができ、日本人と安心して共生できる社会を構築することが求められている。

このような問題を解消し、不法滞在者・偽装滞在者^{*3}を生まない社会の構築を図るとともに共生社会を実現するため、新しい在留管理制度の創設を始めとする施策を講じていく必要がある。

イ 現在我が国においては政府を挙げて観光立国の実現に向けた取組を進めているところであり、円滑な出入国審査を実施することにより国際協調と国際交流を推進し、観光立国実現に貢献することが求められている。

入国管理局においては、これまで各空・海港における上陸審査手続の円滑化に努めてきたが、空港を利用して我が国を訪れる外国人の間から、上陸審査のために長時間待たされる場合があるなどといった指摘があった。外国人観光客が気持ちよく我が国に入国するためには、空港における審査待ち時間を短縮する必要がある。

(2) 目的・目標

ア 不法滞在者・偽装滞在者を生まない社会の実現に向けた施策を強力に推進するとともに共生社会を実現するため、新しい在留管理制度に係る法令の整備を進める。さらに、厳格な出入国審査や不法滞在者の摘発等の取組についても着実に実施することにより、安全かつ安心な社会の実現に寄与する。

イ 空港での審査に要する待ち時間を20分以下に短縮することを目標とし、審査待ち時間短縮に向けた取組を実施することにより、我が国を訪れる外国人の円滑な入国の環境を整備し、国際協調と国際交流を推進する。

(3) 具体的内容

ア 不法滞在者等を生まない社会の構築を図るとともに共生社会を実現するための施策を講ずる。

(ア) 新しい在留管理制度の構築に向けた関係法令の整備

法務大臣が外国人の在留管理に必要な情報を、正確かつ継続的に把握する制度の構築に向けた関係法令を整備し、公正な在留管理を行うことにより、不法滞在者等を生まない社会の構築を図るとともに共生社会を実現するための施策を講ずる。

具体的には、次のような制度を構築する。

- ・ 在留資格をもって我が国に中長期間滞在する外国人に対し、「在留カード」を交付し、不法滞在者は有効な在留カードを持ち得ないこととすることにより、両者の違いを明確化
- ・ 外国人から、在留期間の途中において、氏名・生年月日・性別・国籍といった基本的な身分事項のほか、居住地、その他その在留資格に応じて教育機関、研修先等の所属機関等、所定の事項に変更があった場合、それらの法務大臣（居住地については市区町村を経由）への届出を義務付けることにより、外国人の在留情報の正確性を向上
- ・ 法務大臣は、外国人の教育機関、所属機関から当該外国人に関する情報の提供を受け、外国人が法務大臣に届け出た情報と照合するなどして、外国人の在留情報の正確性を担保
- ・ 新しい在留管理制度の導入を前提として、在留期間の上限を伸長するほか、出国後1年以内に再入国する場合の再入国許可手続を原則として不要とするみなしな再入国許可制度を導入するなど、適法に在留する外国人の利便性を向上 など

(イ) その他の施策

安全かつ安心な社会の構築のため、次のような取組を行う。

- ・ 外国人入国者の利便性にも配慮しつつ、事前旅客情報システム（A P I S）^{*4}、I C P O^{*5}が所有する紛失・盗難旅券データベース検索システム（M I N D）^{*6}等により得られた情報の活用や偽変造文書鑑識の一層の充実強化により、更なる厳格な出入国審査を実施
- ・ 在留資格認定証明書申請に係る審査について、様々な情報を活用し厳格な審査を行うことにより、偽装滞在を目的とする者等の入国を阻止
- ・ 不法滞在者の地方分散化、居住・稼働先の小口化等の傾向を踏まえ、外国人の入国・在留情報の分析結果を活用し、警察と入国管理局との合同摘発の恒常化を図ることなどにより、不法滞在者の摘発を強化 など

イ 円滑な出入国審査を実施することにより国際交流を増進する。

出入国手続の迅速化・円滑化を図り、最長審査待ち時間を短縮するため、次のような取組を推進する。

- ・ 事前旅客情報システム（A P I S）の運用
- ・ セカンダリ審査（二次的審査）^{*7}の実施
- ・ 日本人・外国人審査ブースの振分けの見直し等による入国審査官の機動的配置
- ・ 外国人用に審査待ち時間を表示
- ・ 出入国カードの多言語化

3. 評価手法等

(1) 新しい在留管理制度の創設は、公正な在留管理を行うことにより、不法滞在者等を生まない社会を構築するとともに共生社会を実現するためのものである。そこで本件総合評価においては、以下のとおり評価等を行う。

ア 新しい在留管理制度の構築に向けた関係法令の施行後に、その運用状況等を分析して、必要かつ十分な法整備が行われているか否かを評価する。平成24年度においては、当該法令の施行に向けた作業等の状況の説明を中心とする。

イ その他の施策については、各年における新規入国者数などの外部要因を踏まえつつ、現在我が国に存在する不法滞在者及び偽装滞在者の在留状況、入国管理局における取

組の実施状況及びその問題点を検証するなど、総合的に分析する。

- (2) 円滑な出入国審査の実施による国際交流の増進については、各年における新規入国者数などの外部要因を踏まえつつ、審査待ち時間20分以内という目標の達成状況、審査待ち時間の短縮に向けた取組に係る実施状況及びその問題点を検証するなど、総合的な分析を行う。

4. 関係する法令、施政方針演説等(主なもの)

○犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008(平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定)

第3－2－① 新たな在留管理制度の創設

「外国人の在留管理に必要な情報を一元的・正確かつ継続的に把握する制度を創設し、的確な在留管理を行う。・・・(以下略)」

○観光立国推進計画(平成19年6月29日閣議決定)

第3－3－(一)④ 外国人観光客の出入国に関する措置の改善、通訳案内サービスの向上その他の外国人観光客の受入れ体制の確保等

「全空港での最長審査待ち時間を20分以下にすることを目標に出入国手続の迅速化・円滑化を図る。」

○新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)

第3章－(4) 観光立国・地域活性化戦略

「訪日外国人を2020年初めまでに2,500万人、将来的には3,000万人まで伸ばす。」

5. 備考

*1 「不法滞在者 5 年半減計画」

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」（平成15年12月18日犯罪対策閣僚会議決定）を踏まえ、平成16年から平成20年までの5年間での不法滞在者の半減を目標として策定された計画

*2 「不法残留者数」

我が国の出入国港において上陸が許可された外国人のうち、許可された在留期間が経過した後も在留期間更新等の許可を受けずに我が国に滞在している者の数のことであり、入国管理局において把握している。平成16年1月当時約22万人であった不法残留者は平成21年1月現在約11.3万人となり、5年間で48.5パーセントの削減を実現した。なお、不法滞在者数は不法残留者数に不法入国者数（推定値）を加えたものとなる。

*3 「偽装滞在者」

偽装婚、偽装留学など身分・活動目的を偽り正規在留者を装い我が国で不法に就労等する者

*4 「事前旅客情報システム（A P I S）」

航空機が我が国の空港に到着するまでの間に、航空会社から乗客等の身分事項等の事前提出を受け、迅速かつ厳格な入国審査の実施を実現するもの

*5 「I C P O」

国際刑事警察機構

*6 「紛失・盗難旅券データベース検索システム（M I N D）」

「テロの未然防止に関する行動計画」（平成16年12月10日、国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）において、テロの未然防止対策として導入することとされたもので、平成21年8月から運用を開始したもの。航空機が我が国の空港に到着するまでの間に、A P I S情報を活用して照会を行っている。

*7 「セカンダリ審査（二次的審査）」

入国審査の際、わずかでも入国情に疑義があるなど審査に時間を要する旅客を別途の場所で審査し、他の旅客の審査を滞らせないようにするもの

平成23年度事後評価の実施に関する計画（事前分析表）

施策名	法務行政における国際協力の推進
政策体系上の位置付け	法務行政における国際化対応・国際協力 (VI-13-(2))
施策の概要	国際連合に協力して行う研修・研究及び調査、並びに支援対象国の法制の維持・整備への支援のための研修や調査研究を推進し、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供することにより、国際協力を推進する。
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて充実した国際研修を実施するとともに、国際会議への参加を通じて、情報把握及び同研修所のネットワークの維持強化を図る。 ・国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣、並びに国際専門家会議開催により、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図り、開発途上国に法の支配と良い統治（グッド・ガバナンス）を確立させることによって支援対象国の発展に寄与し、さらに我が国の国際社会における地位を向上させる。
目標設定の考え方・根拠	<p>アジア等の開発途上国には、汚職のまん延、捜査・裁判等の実務運営の不備により犯罪防止対策が不十分である国や、基本法令の整備や法曹等の人材育成の遅れが円滑な市場経済化を阻害している国が多く見られる。これらの国々から我が国に対する協力・支援のニーズは、ますます高まっている。</p> <p>このような中、政府の「海外経済協力会議」（平成20年1月30日開催）において、法制度整備支援については、同会議が司令塔機能を担い、政府一体となつた支援を図ることが合意された。その後、平成21年4月、同会議の下で、重点を置くべき支援対象国や分野を定め、支援方法や支援時期等に関する「法制度整備支援に関する基本方針」が策定された。また、先に我が国が議長を務めた「G8司法・内務大臣会議」（平成20年6月11日～13日開催）において、国際組織犯罪及び国際テロに対抗する効果的な法制度及び法執行能力を整備する上で、助力を必要とする国に対する支援（キャパシティ・ビルディング支援）の供与が重要であるとの認識が共有された。その上で、同会議では、「キャパシティ・ビルディング支援に関するG8司法・内務閣僚宣言」が採択されるとともに、総括宣言において、司法制度及び基本法の整備、法曹養成といった司法分野での技術協力の取組の重要性についても強い確信が示されるなど、国際協力に関する国内外での注目度が高まりを見せている。</p> <p>協力・支援を通じ、アジア等の開発途上国に法の支配と良い統治（グッド・ガバナンス）を確立させることは、その発展に寄与するだけでなく、国際的犯罪への対策強化、円滑な経済活動の促進等の観点から我が国の国益にも合致する。法務省としても、国際連合に協力して行う刑事司法関係者に対する研修や、基本法令の起草と法律実務家の育成等の法制度整備支援などを通じて、これらの国々に対して国際協力を積極的に推進していく必要がある。</p> <p>なお、国際連合に協力して行う国際研修の内容を充実させるとともに、国連アジア極東犯罪防止研修所の機能を十全に発揮させるためには、国際会議への参加を通じ、刑事司法に関する最新の国際的動向・知見の把握、適切な講師（客員専門家）の発掘、国際連合を中心とする関係諸機関・研修参加各国の刑事司法機関との協力関係・連携の維持強化等に努める必要がある。</p>

予算（案）額	平成23年度当初予算額：133百万円	評価実施予定期	平成24年8月
--------	--------------------	---------	---------

測定指標	基準	基準年度	23年度目標									
1 国際連合に協力して行う国際研修の実施状況	—	—	充実した国際研修を実施し、研修参加者の能力向上に貢献する。									
測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠												
刑事司法実務家等に対して実務運用等に資するための知識及び手法を習得させること、また、刑事司法分野における発展途上国的能力強化及び国際協力の推進のためには、それらの国々の現状や問題点を国際的な視点を含めて把握する必要があることから、国際研修を実施し、刑事司法分野における課題に対する講義及び議論等を行うことが効率的である。そこで、国際研修の実施状況を測定指標とし、その実施件数、参加人数、参加者に対するアンケート調査結果等から目標の達成度合いを検証することとした。												
参考指標	年度ごとの実績値											
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度							
国際研修の実施件数	9	9	9	9	9							
国際研修への参加人数	187	168	162	162	155							
国際研修参加者の研修に対する満足度				別添1のとおり								

測定指標	基準値	基準年度	23年度目標値									
2 国際会議への参加回数及び参加人数	—	—	参加回数3回 ----- 参加人数6人									
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠												
<ul style="list-style-type: none"> ・国際連合の重要施策である組織犯罪対策や汚職防止対策等の向上に寄与するとともに、諸外国における犯罪の防止、犯罪者の処遇等の実情の調査等を行うためには、それらの分野に関連する国際会議への参加が不可欠である。そこで、国際会議への参加回数及び参加人数を測定指標とした。 ・国際会議への参加回数及び参加人数は、開催日程、派遣職員の業務等の制約を踏まえつつ、過去の国際会議への参加の有無を考慮して決定されるものであり、前年度（単年度）との比較ではなく、複数年度の平均値との比較がより適切な基準となると考えられる。そのため、平成23年度の目標値については、前年度の実績ではなく、過去5年間の実績の平均値とした。 												
過去の実績	年度ごとの実績値											
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度							
国際会議への参加回数	1	3	3	4	3							
国際会議への参加人数	2	5	4	8	9							

測定指標	基準	23年度目標		
		基準年度		
3 法制度整備支援に関する国際研修の実施状況	—	—	国際研修を充実強化し、研修参加者の能力を向上させる。	

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

支援対象国の立法担当者や法律実務家等に必要な知識及び手法を習得させ、それらの能力向上を図るためにには当該国の現状や問題点を把握した上で、我が国の知見に照らした総合的検討を加えた国際研修を開催することが適当である。そこで、同国際研修の実施状況を測定指標として設定し、具体的には、研修の実施件数、参加人数、参加者に対するアンケート調査結果等から目標の達成度合いを検証することとした。

参考指標	年度ごとの実績値				
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
国際研修の実施件数	10	7	11	12	11
国際研修への参加人数	75	72	114	100	104
国際研修参加者の研修に対する満足度			別添2のとおり		

測定指標	基準値	23年度目標値		
		基準年度		
4 法制度整備支援に関する諸外国への調査職員の派遣件数及び諸外国からの研究員の招へい人数	—	—	派遣件数4件	----- 招へい人数11人

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

・諸外国の法制等に関する情報を蓄積することは、法制度整備支援を進めていく上での基盤を強化するものであり、その必要性が高い。そこで、諸外国の法制等に関する調査のための調査職員の派遣件数及び研究員の招へい人数を測定指標とした。

・諸外国への調査職員の派遣件数は、稼働人員の制約等を踏まえつつ、支援対象国からの要望や過去の諸外国への調査職員の派遣件数等を考慮して決定されるものであり、前年度（単年度）との比較ではなく、複数年度の平均値との比較がより適切な基準となると考えられる。そのため、平成23年度の目標値については、前年度の実績ではなく、過去5年間の実績の平均値とした。

諸外国からの研究員の招へい人数は、支援対象国が必要としている法制等に関する調査のために当該対象国の支援ニーズ等を踏まえて行われるものであることから、各年度ごとに研究員の招へい人数の多少の増減は予想されることを踏まえつつ、過去の実績を考慮して決定されるものである。よって、前年度（単年度）との比較ではなく、複数年度の平均値との比較がより適切な基準となると考えられる。そのため、平成23年度の目標値については、前年度の実績ではなく、過去5年間の実績の平均値とした。

過去の実績	年度ごとの実績値				
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度

法制度整備支援に関する諸外国への調査職員の派遣件数	2	4	3	5	4
法制度整備支援に関する諸外国からの研究員の招へい人 数	9	9	8	13	16

測定指標	基準値 基準年度	23年度目標値					
5 法制度整備支援に関する専門家の派遣依頼件数に係る対応率及び専門家の派遣依頼人数に係る対応率	100%	22	専門家の派遣件数依頼件数に係る対応率100% ----- 専門家の派遣依頼人数に係る対応率100%				
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠							
<p>・支援対象国において専門家が直接活動することにより、支援対象国との円滑な意思疎通を図り、より積極的かつ効果的な活動が可能となる。そこで、専門家の派遣依頼件数に対する対応率及び派遣依頼人数に係る対応率を測定指標とした。</p> <p>・専門家の派遣依頼件数及び派遣依頼人数に係る対応率については、過去の実績をみると平成18年度以降は100パーセントであり、この実績を維持することが適当であると判断し、平成23年度の目標とした。</p>							
過去の実績			年度ごとの実績値				
			18年度	19年度	20年度	21年度	
法制度整備支援に関する専門家の派 遣依頼件数に係る対応率 ※依頼件数、派遣件数には、同一専 門家に対し、派遣期間の延長依頼が あった件数を含む。	依頼件数		11	9	4	9	
	派遣件数		11	9	4	9	
	対応率		100%	100%	100%	100%	
法制度整備支援に関する専門家の派 遣依頼人数に係る対応率 ※依頼人数、派遣人数は延べ人数で ある。	依頼人数		11	9	3	11	
	派遣人数		11	9	3	11	
	対応率		100%	100%	100%	100%	

測定指標	基準値 基準年度	23年度目標値					
6 国際専門家会議の開催回数及び 会議への参加人数	—	—	会議の開催回数1回 ----- 会議への参加人数109人				
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠							
<p>・法制度整備支援の円滑・効果的な実施を図るために、法制度整備支援に関わる政府、団体、企業等の関係者や支援対象国の司法関係者の連携・協力関係を醸成することが不可欠である。そこで、関係者を集めた国際専門家会議の開催回数及び会議への参加人数を測定指標とした。</p>							

・国際専門家会議の開催回数は、開催時期、開催場所等の制約を踏まえつつ、過去の実績をも考慮して決定されるものであることから、前年度（単年度）との比較ではなく、複数年度の平均値との比較がより適切な基準となると考えられる。そのため、平成23年度の目標値については、前年度の実績ではなく、過去5年間の実績の平均値とした。

国際専門家会議への参加人数は、会議場所の収容可能人員等、法務省側の必要人員等の制約を踏まえつつ、さらに関係機関側の事情等によって参加人数の増減が予想されることをも考慮して決定されるものであることから、前年度（単年度）との比較ではなく、複数年度の平均値との比較がより適切な基準となると考えられる。そのため、平成23年度の目標値については、前年度の実績ではなく、過去5年間の実績の平均値とした。

過去の実績	年度ごとの実績値				
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
国際専門家会議の開催回数	1	1	1	1	1
国際専門家会議への参加人数	100	105	121	109	111

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		23年度 当初 予算額	関連する 指標
	21年度	22年度		
①開発途上国に対する法制度整備支援の推進 (平成7年度)	76百万円 (66百万円)	66百万円 (60百万円)	60 百万円	3, 4, 5, 6
達成手段の概要及び施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容				
<p>・相手国の要請やその実情に応じて、民法・民事訴訟法等の基本法令の起草支援、法の執行機関の強化を含む法制度の運用支援、法曹実務家等の人材育成支援等の法制度整備支援事業を行う。その手段として、本邦での各種研修の実施、相手国での現地セミナーの実施、専門家の派遣などを行う。相手国との間の共同調査研究活動として、我が国・相手国での研究会等の開催、専門家の派遣・招へいなどを行う。</p> <p>・アジア諸国を中心とする開発途上国や市場経済への移行を進める国が行う法制度整備への支援及び法制度の整備、運用に関する知識や技術の諸外国との共有を推進することにより、各国による法の支配の確立と健全な成長のための法的基盤作りに寄与するとともに、我が国を含むアジア地域の持続的発展、さらには国際社会の平和と安全に貢献する。</p>				

達成手段 (開始年度)	補正後予算額（執行額）		23年度 当初 予算額	関連する 指標
	21年度	22年度		
②国際連合に協力して行う国際協力の推進 (昭和36年度)	100百万円 (94百万円)	104百万円 (98百万円)	74 百万円	1, 2
達成手段の概要及び施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容				
<p>・国連と日本国政府との間の協定により設立された国連アジア極東犯罪防止研修所を運営し、アジア・太平洋地域を中心とする国々から捜査、裁判、矯正、保護の各分野の実務家を招へいして、犯罪の防止と犯罪者の処遇・少年非行の防止と非行少年の処遇に関する国際研修やセミナーを開催するほか、国連が実施する犯罪防止・刑事司法活動に参画し、犯罪防止と犯罪者の処遇等に関する調査・研究を行う。また、東南アジア地域の国々から刑事司法分野の実務家を招へいして、グッドガバナンスの確立・普及等に向けた地域セミナーを開催する。</p>				

・国連に協力して行う刑事司法分野での調査研究・研修及びグッドガバナンスの確立・普及等に向けた技術協力により、アジア・太平洋地域を中心とする国々の刑事司法行政の健全な発展と相互協力の促進、国際犯罪への対策強化等を図り、我が国を含む国際社会の安定と域内における経済活動の基盤整備に寄与する。

所管部局	法務総合研究所総務企画部企画課	評価方式	実績評価方式
------	-----------------	------	--------

別添1

国際連合に協力して行う国際研修参加者アンケート調査結果

指標	平成20年度	平成21年度	平成22年度
研修参加人数	162	162	155
質問	回答区分※3	平成20年度	平成21年度
全体として、各種講義は新しい知識の習得に役立ったか。※1	多くの知識を習得することができた。	49.4%	63.0%
	非常に役立った。		69.0%(107人)
	習得することができた。	39.9%	29.6%
	役立った。		26.5%(41人)
	どちらとも言えない。	2.7%	0.6%
	習得できなかった。	1.1%	0.0%
	役立たなかった。		0%(0人)
	全く役立たなかった。		0%(0人)
全体として、刑事施設関係施設の見学は有益であったか。※2、※4	無回答※5	6.9%	6.8% 3.9%(6人)
	非常に有益であった。	58.2%	74.3% 74.2%(95人)
	有益であった。	28.1%	17.6% 23.4%(30人)
	どちらとも言えない。	3.0%	2.9% 0%(0人)
	有益ではなかった。	0.2%	0.0% 0%(0人)
	全く有益ではなかった。		0%(0人)
グループワークは課題の認識と今後の取組の方向性の共有に役立ったか。	無回答※5	10.5%	5.1% 2.4%(3人)
	非常に役立った。	40.2%	62.3% 65.8%(102人)
	役立った。	43.3%	31.5% 28.4%(44人)
	どちらとも言えない。	3.0%	0.0% 1.3%(2人)
	役立たなかった。	0.4%	0.0% 0%(0人)
	全く役立たなかった。		0.6%(1人)
アジ研教官や各国参加者との意見交換及び交流は有益であったか。	無回答※5	13.1%	6.2% 3.9%(6人)
	非常に有益であった。		75.3% 72.3%(112人)
	有益であった。		18.5% 22.6%(35人)
	どちらとも言えない。		0.0% 1.3%(2人)
	有益ではなかった。		0.0% 0%(0人)
	全く有益ではなかった。		0%(0人)
この研修に参加したこと、自国の刑事司法の発展に有益であったか。	無回答※5		6.2% 3.8%(6人)
	非常に有益であった。		68.5% 64.5%(100人)
	有益であった。		24.1% 29.7%(46人)
	どちらとも言えない。		1.2% 0.6%(1人)
	有益ではなかった。		0.0% 0.6%(1人)
	全く有益ではなかった。		0.6%(1人)

※1 平成20年度は、「各種講義を通じて新しい知識を習得することができたか。」との質問を行った。

※2 平成20年度は、「刑事関係施設の見学は有益であったか。」との質問を行った。

※3 平成20年度と平成21年度・22年度とでは、回答区分が異なっている。

※4 東南アジア諸国のためにグットガバナンスに関する地域セミナーでは、刑事関係施設の見学を行っていないため、回答数が異なっている。

※5 アンケートを提出しなかった者については無回答に計上している。

別添2

法制度整備支援に関する国際研修参加者アンケート調査結果

指標		平成20年度	平成21年度	平成22年度
研修参加人数		114	100	104
アンケート回収数		114	100	104
アンケート回収率		100. 0%	100. 0%	100. 0%
質問	回答区分※6	平成20年度	平成21年度	平成22年度
新しい知識を習得したか	今後の役に立つ多くの知識を習得できた。	72. 8%		
	多くの知識を習得できた。	23. 7%	74. 0%	68. 3%(71人)
	習得できた。	2. 6%	25. 0%	31. 7%(33人)
	どちらとも言えない。		0. 0%	0% (0人)
	あまり習得できなかった。	0. 9%		
	習得できなかった。		1. 0%	0% (0人)
	全く習得できなかった。		0. 0%	0% (0人)
研修が有意義であったか	大変有意義であった。	86. 8%	86. 0%	82. 7%(86人)
	概ね有意義であった。	13. 2%		
	有意義であった。		14. 0%	17. 3%(18人)
	どちらとも言えない。	0. 0%	0. 0%	0% (0人)
	あまり参考にならなかった。	0. 0%		
	有意義でなかった。		0. 0%	0% (0人)
	全く有意義でなかった。		0. 0%	0% (0人)

※ 平成20年度と平成21年度・22年度とでは、回答区分が異なっている。

平成23年度事後評価の実施に関する計画

1. 施策名等

施 策 名	施設の整備（大阪法務局北出張所新営工事）		
政 策 体 系 上 の 位 置 付 け	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 (VII-14-(2))		
施策の基本目標	司法制度改革の推進、治安情勢の変化に伴う新たな行政需要等により、十分な行政機能を果たすためには執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設の整備を行う。		
予 算 (案) 額	平成15年度予算額：551百万円 平成16年度予算額：697百万円 平成17年度予算額：1,257百万円		
評価実施予定期	平成24年8月	所 管 部 局	大臣官房施設課
評 価 方 式	事業評価方式		

2. 事業等の内容

（1）課題・ニーズ

大阪法務局北出張所の旧庁舎は昭和42年に建築された建物であるが、経年による老朽に加え、登記事件の増加とそれに伴う大型事務機器の導入等により、事務室・書庫とも面積不足になっている。さらに、機能不備等により、業務の処理、来庁者対応機能等に支障を来し、窓口サービスの低下を招いている。

また、大阪法務局本局においては、各課・各部門における事務量の急増やOA機器等の増加により著しい面積不足となっており、さらに、本局内にある訟務部においては、裁判所への出廷や弁護士等との打合せに密接に関係した業務を処理しているにもかかわらず、裁判所から遠方にあり、業務効率が悪い状態となっている。

（2）目的・目標

ア 老朽・面積不足等の解消

大阪法務局北出張所を現地建替することによって、老朽及び面積不足の解消を図るとともに、大阪法務局本局内にある訟務部を大阪法務局北出張所新庁舎へ移転入居させることにより、大阪法務局本局の面積不足を解消する。

イ 執務効率の向上及び利用者の利便の向上

大阪法務局訟務部は、裁判所への出廷や弁護士等との打合せに密接に関係した業務を処理しているところ、裁判所から遠方にあることから、裁判所に隣接する大阪法務局北出張所の新庁舎へ移転入居させることにより、執務効率の向上及び利用者の利便の向上を図る。

（3）具体的内容

事業場所：大阪市北区西天満1丁目11番4号

事業時期：平成15年度から

延べ面積：約6,377m²

入居官署：大阪法務局北出張所

　　大阪法務局訟務部

3. 事前評価の概要

「大臣官房施設課における事業評価の概要」に基づき、次のとおり評価を行った。

（1）必要性

事業の緊急性 119点（老朽、面積不足）

※ 事業の計画の緊急性（必要性）に関する評点が基準レベルである100点を超えた

ものを緊急性（必要性）のある事業とする。

- ※ 事業の緊急性とは、現状施設の老朽度、面積不足、事務所の借用、庁舎の分散、都市計画の関係、立地条件の不良、衛生条件の不良、施設の不備、法令等の状況を点数化したものである。

(2) 効率性

事業の効果 8.9

- ※ 事業の効果（費用対効果）が基準レベルである1を超えたものを効果のある事業とする。

※ 事業の効果とは、総費用（初期費用、維持修繕費）に対する建物の新営による効果（利用者の利便、地域への寄与、安全の確保、環境への配慮）及び法務局としての加算効果（来庁者対応機能の充実、業務処理機能充実）を比較した数値である。

(3) 有効性

計画の妥当性 133点

- ※ 計画の妥当性に関する評点が基準レベルである100点を超えたものを妥当性のある事業とする。

※ 計画の妥当性とは、用地取得の見込み、災害防止・環境保全、アクセスの確保、都市計画・土地利用計画との整合性、敷地形状の位置に係る評価、建築物の規模、敷地の規模の規模に係る評価、単独庁舎・総合庁舎としての整備条件、機能性等の構造に係る評価を視点にして効果を点数化したものである。

(4) 総合的評価

以上(1)(2)(3)より、新規事業採択の要件を満たしている。

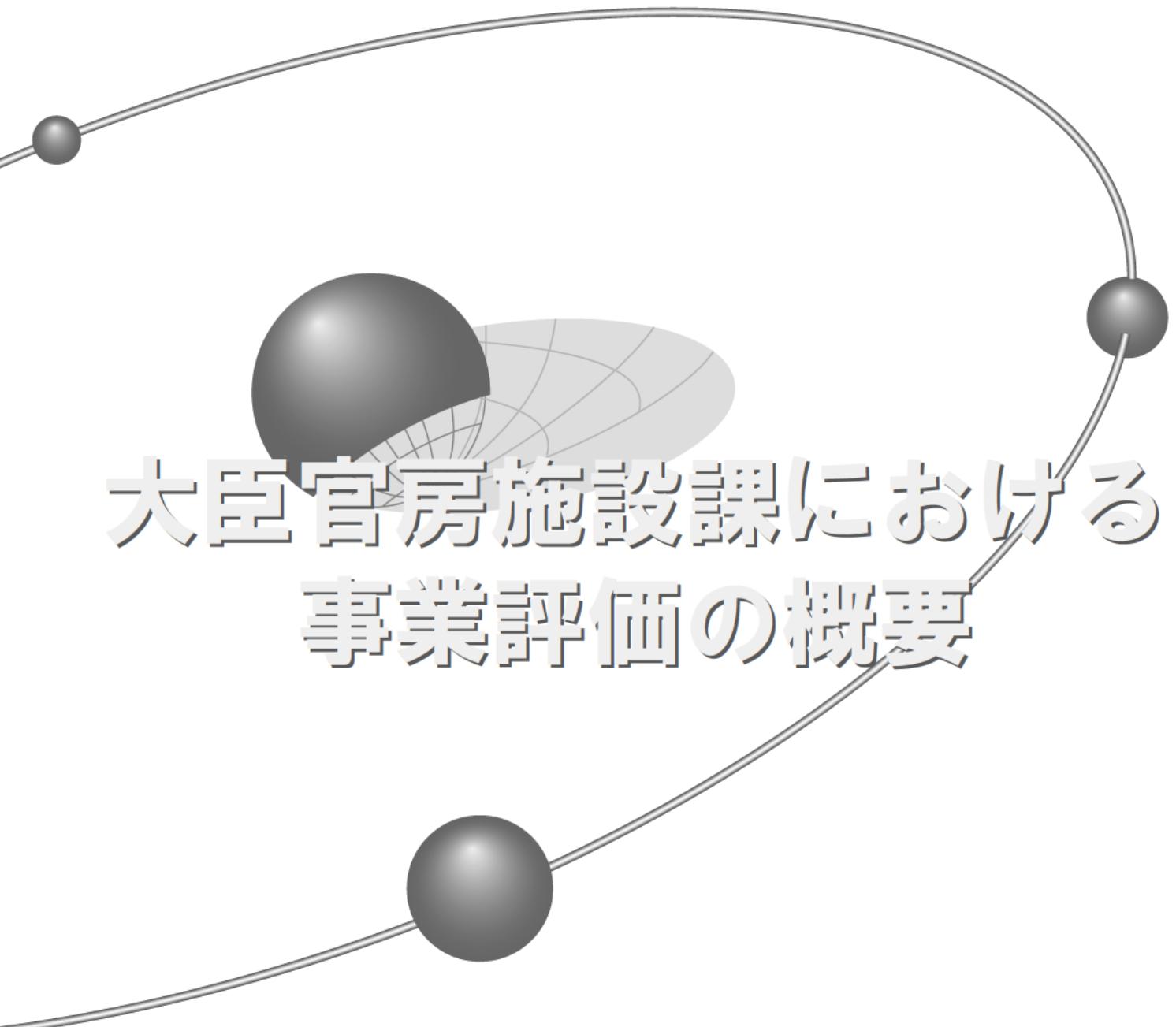
4. 評価手法等

施設の供用開始から5年経過した後、「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」に基づき、「業務を行うための基本機能」と「政策及び重点施策に基づく付加機能」について実績を示すとともに関連するデータを示して、それぞれの効果の有無を確認することにより、本事業計画の効果について判定する。

なお、事前評価においては、平成12年度に策定した「大臣官房施設課における事業評価の概要」に基づき評価を行ったが、平成21年度に一部の評価手法を見直し、「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」を策定したことから、事後評価においては同システムに基づき評価を実施する。

5. 関係する法令、施政方針演説等(主なもの)

6. 備考



大臣官房施設課における 事業評価の概要

法務省大臣官房施設課

目 次

1. 政策評価とは	1
2. 法務省における政策評価	2
3. 法務省の政策の体系	3
4. 法務省大臣官房施設課における政策評価	4
5. 事業評価システムの流れ	5
6. 法務省大臣官房施設課における評価体制	6
7. 事業評価（事前評価）システムの概要	
(1) 官署施設	7
(2) 収容施設	13
参考資料	
• 費用対効果算出方法	19

①政策評価とは

政策評価とは、「国の行政機関が主体となり、政策の効果等を測定または分析し、客観的な判断を行うことにより、的確な政策の企画立案やその実施に資する情報を提供すること」です。

政策評価は、「企画立案(plan)」、「実施(do)」、「評価(see)」という政策の大きなマネジメント・サイクルの中に組み込まれ、実施されます。

②政策評価の目的

政策評価は、大きく以下の3項目を達成するために実施します。

- ①国民に対する行政の説明責任（アカウンタビリティ）の徹底。
- ②国民本位の効率的で質の高い行政の実現。
- ③国民的視点に立った成果重視への転換。

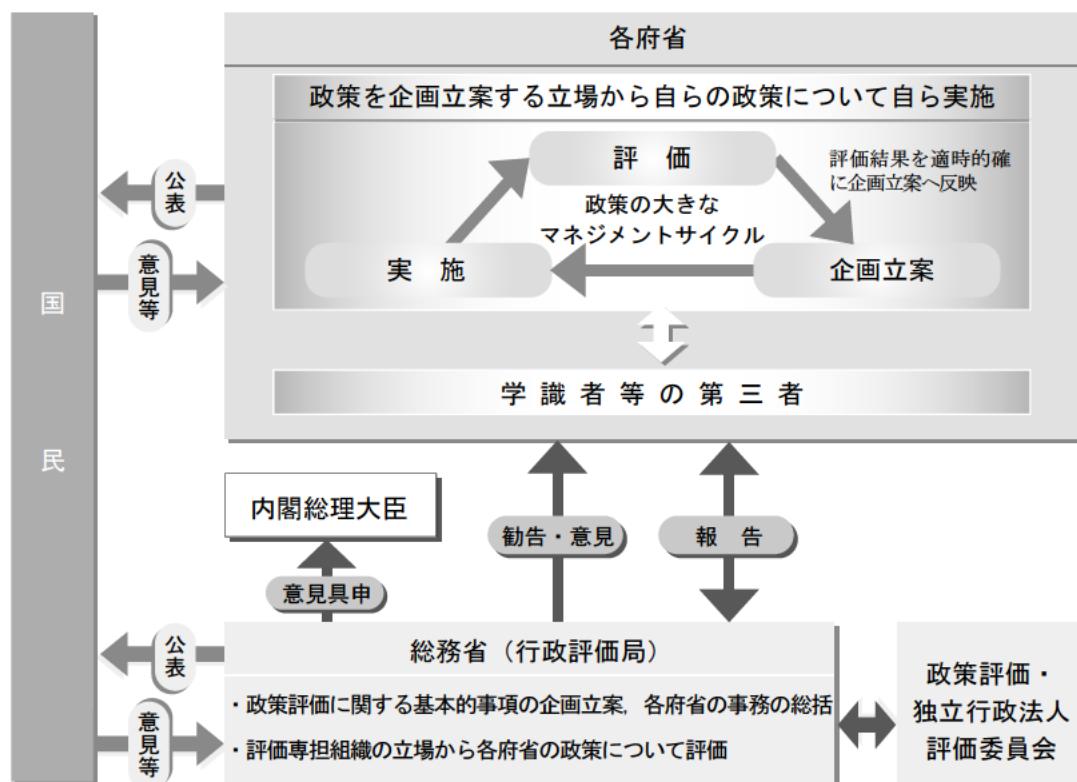
③評価の実施主体

- ・各府省は、政策を企画立案し遂行する立場からその政策について自ら評価を実施します。
- ・総務省は、評価専担組織の立場から各府省の政策について評価を実施します。

④第三者の活用

- ・各府省が評価を行うに当たって、必要に応じ学識経験者、民間等の第三者等を活用することとします。
- ・総務省には、民間有識者により構成される「政策評価・独立行政法人評価委員会」が置かれ、総務省の政策評価の中立性及び公平性を確保するために、総務省が行う政策評価の計画、実施状況、主要な勧告等の調査審議を行っています。

評価の枠組み



2. 法務省における政策評価 (法務省政策評価に関する基本計画)

① 法務省政策評価に関する基本計画とは

総務省のガイドラインを踏まえた法務省の政策評価の枠組みとして定めるもので、法務省の政策の特質等に応じた適切な政策評価活動が行われるように、基本とすべき計画を明確にするものです。

② 評価の対象

政策評価の対象としての「政策」は、多くの場合、「政策(狭義)」、「施策」及び「事務事業」という区分において捉えられ、相互に目的の手段の関係を保ちながら、全体として一つの体系を形成します。

③ 評価の観点

政策評価の実施に当たっては、主として必要性、効率性又は有効性の観点から行うほか、評価の対象とする政策の特性に応じ、公平性、優先性その他適切と認める観点を加味して行います。

④ 評価的方式及び実施の考え方

政策評価の方式は、事業評価方式、実績評価方式及び総合評価方式の3方式を用いるものとします。

又、政策評価は、政策の性質等に応じ、対象となる政策ごとに適切な評価の方式を採用して実施します。

⑤ 評価結果の政策への反映

政策評価の結果は、政策の企画立案作業等における重要な情報として適時的確に活用され、これに適切に反映される仕組を構築しています。

⑥ 評価結果等の公表

政策評価に関する情報の公表は、インターネットのホームページ(<http://www.moj.go.jp/>)を通じて行うほか、必要に応じて、政策評価企画室において隨時行います。

3つの評価方式

「総合評価」

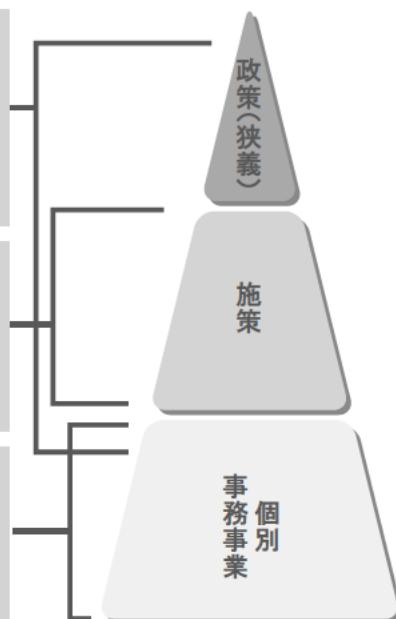
特定の課題を設定した上で、多角的な視点から総合的に評価し、政策の効果を明らかにするとともに、問題点の解決に資する多様な情報を提供することを主眼として実施するものです。

「実績評価」

行政の幅広い分野を対象として、政策の達成度合いについての情報を提供することを主眼として実施するものです。

「事業評価」

行政活動の採否、選択等に資する情報を提供することを主眼として実施するものです。



政策の体系（政策評価の対象）

評価の主要な観点

「必要性」

当該政策の目的が、国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当かなど

「効率性」

投入される費用等に見合った効果が得られる見込みがあるかなど

「有効性」

当該政策に基づく活動により、期待される効果が実際に得られる見込みがあるか

「公平性」

当該政策の目的に照らして、効果の受益や費用の負担が公平に分配されているか

「優先性」

上記観点からの評価を踏まえ、他の政策よりも優先的に実施すべきかなど

国民へのフィードバック

評価結果などの公表

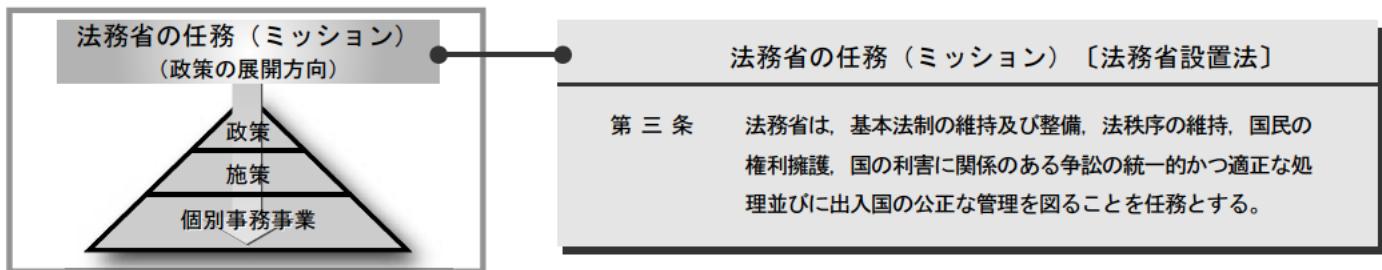
法務省へのフィードバック

評価結果の政策への反映

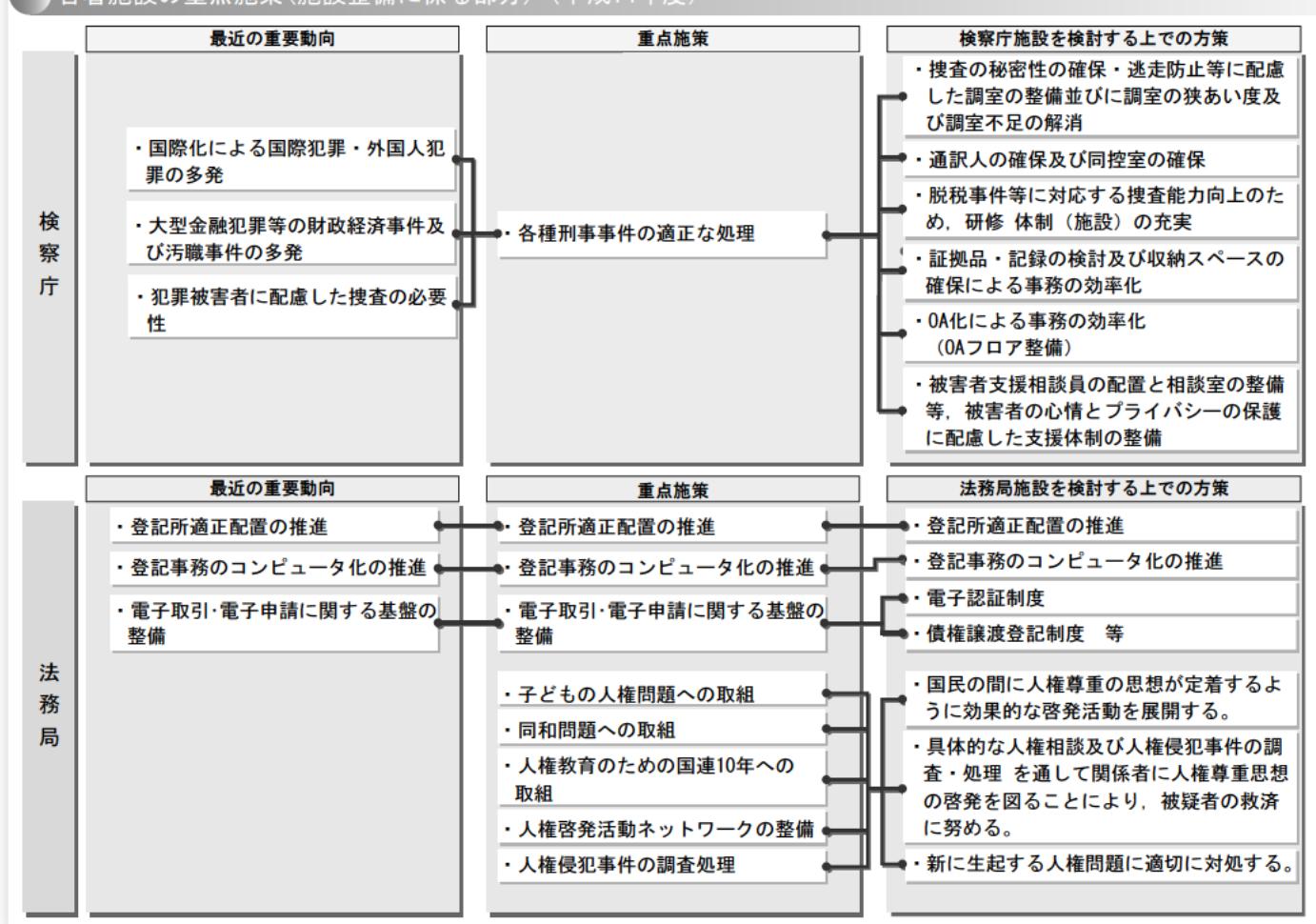
3. 法務省の政策の体系

政策の体系

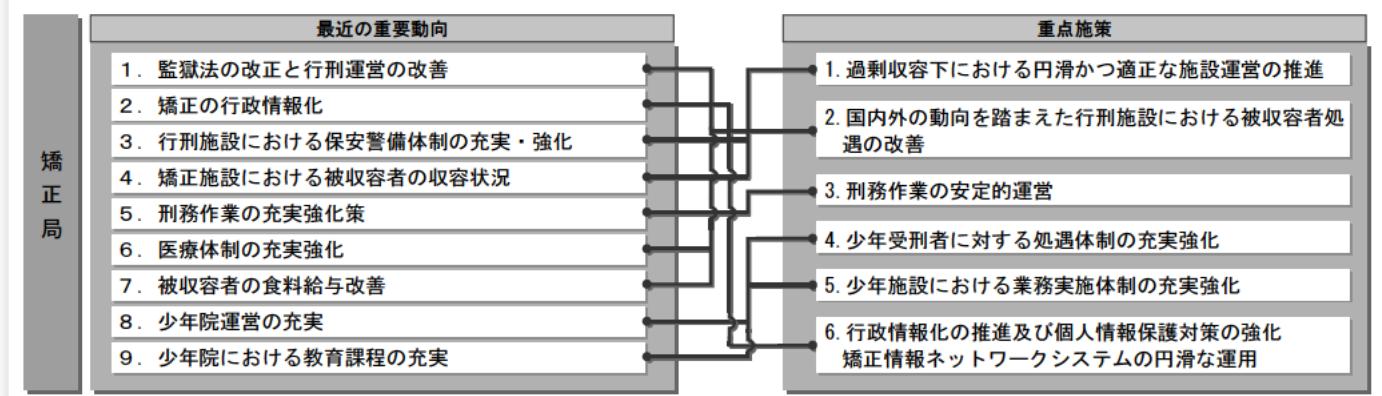
法務省では、政策の展開方向である法務省の任務（ミッション）を受け、毎年度、主幹部局（刑事局、民事局、矯正局等）が重点施策を策定しています。



官署施設の重点施策（施設整備に係る部分）（平成14年度）



収容施設の重点施策（平成14年度）



4. 法務省大臣官房施設課における政策評価（事業評価）

法務省大臣官房施設課の事業評価の概要

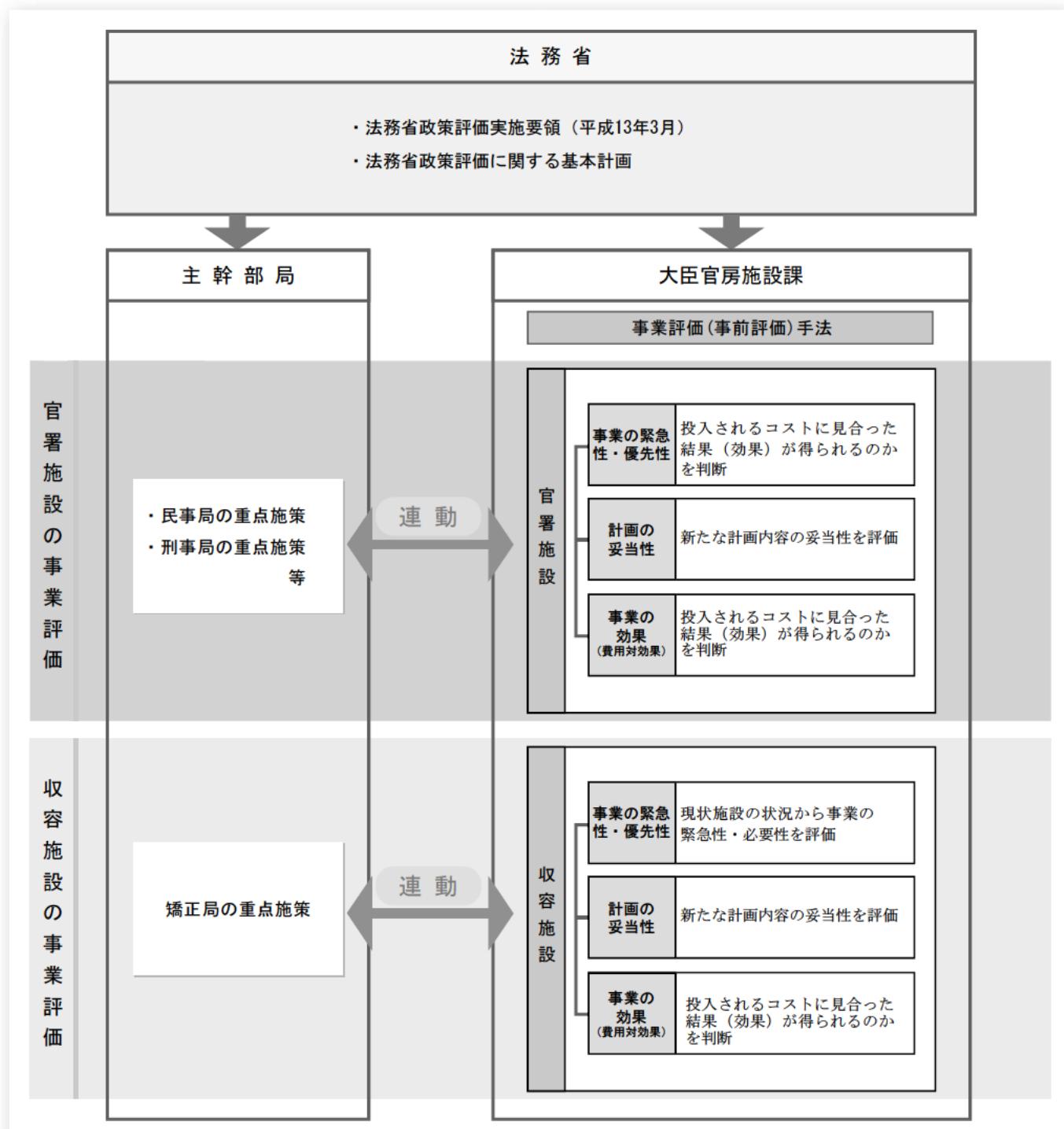
法務省大臣官房施設課では、法務省政策評価に関する基本計画を受け、政策評価のうち、事業評価を実施することとします。

○施設特性に応じた2つの評価手法の構築

大臣官房施設課の管轄する施設の特性を考慮し、「官署施設」と「収容施設」の大きく2つの事業評価を構築しています。
(官署施設とは、検察庁、法務局、地方更生保護委員会、保護観察所、入国管理局、公安調査局等のことです。)

○法務省主幹部局の重点施策と連動した評価手法

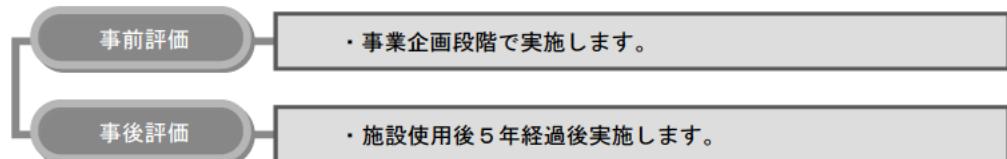
大臣官房施設課の事業評価では、施設運営を統括する主幹部局の重点施策等と連動した政策評価を確立しています。



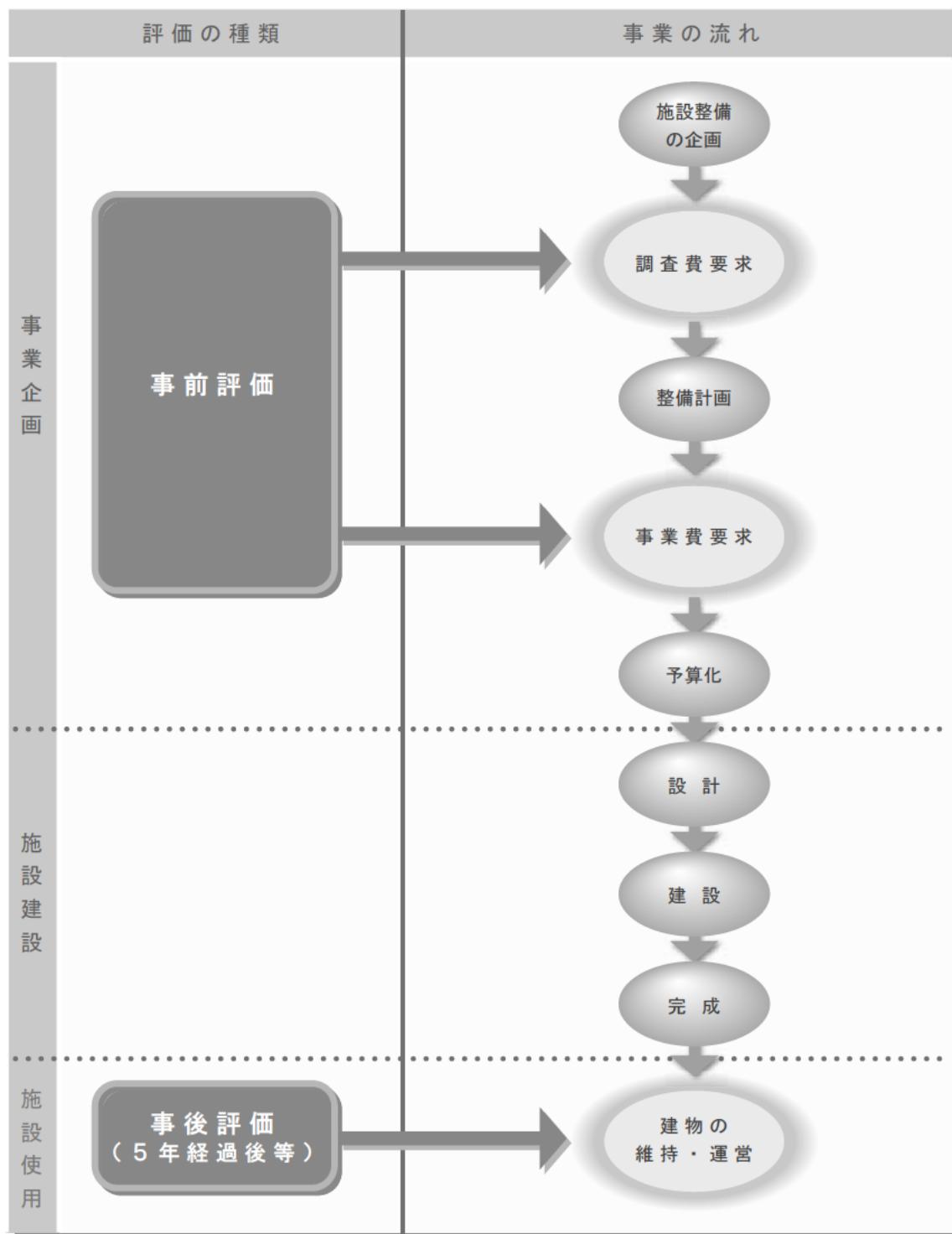
5. 事業評価システムの流れ

事前と事後の大体2つの評価の実施

大臣官房施設課では、大きく以下の時点で事業評価を実施します。



施設整備に関する業務の流れと評価の位置付け

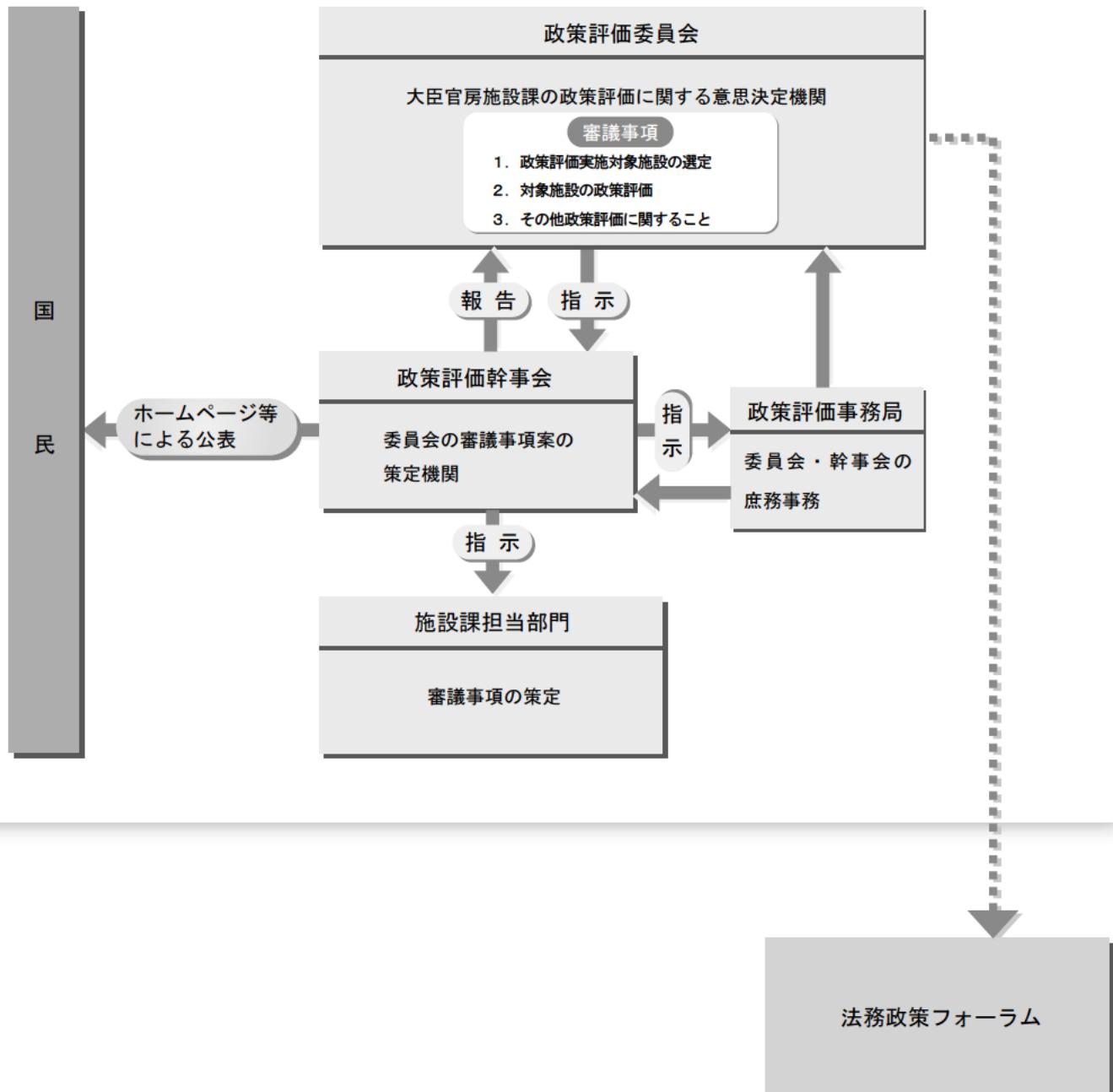


6. 法務省大臣官房施設課における評価体制

目的

大臣官房施設課における政策評価（事業評価）を迅速かつ適正に実施していくため、以下のような評価体制を定めています。

大臣官房施設課の政策評価（事業評価）体制図



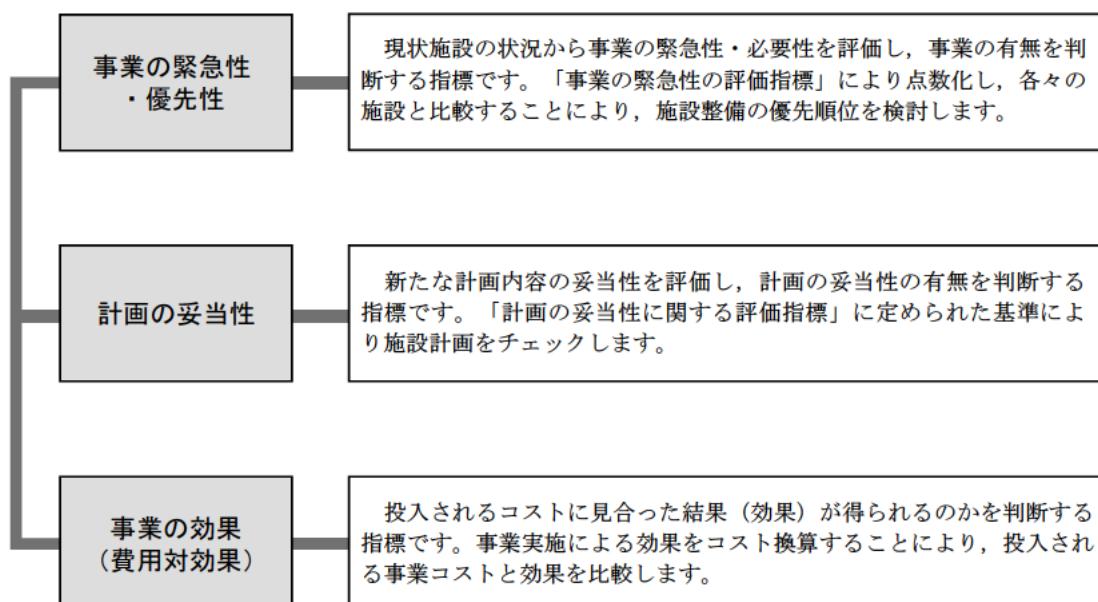
7. 事業評価(事前評価)システムの概要

(1) 官署施設

官署施設の事業評価（事前評価）システム

官署施設の事業評価（事前評価）は、「事業の緊急性・優先性」、「計画の妥当性」、「事業の効果（費用対効果）」の3つの評価指標から評価を実施します。

3つの評価指標の概要



事業の緊急性・優先性

○ 目的

現状の施設を、施設の現状から事業の緊急性・必要性を評価し、事業の有無を判断します。

○ 評価方法

- ① 入居官署を建替等の場合と新規施設の場合に分け、以下に示す評価指標を用いて官署ごとの評点を算出します。
- ② 計画理由に該当する内容を抽出します。
- ③ 計画理由が2以上のときは、主要素と従要素に区分し、主要素についての評点に従要素それぞれについての評点の10%を加えた点数を事業の緊急性・優先性の評点とします。
- ④ ただし、法務総合庁舎計画、特々計画又はシビックコア整備計画（一団地の官公庁施設計画を含む）に基づくものには、それぞれ10点を加算します。

事業の緊急性・優先性に関する評点が基準レベル（100点）を越えたものを緊急性のある事業とします。

用語の説明	保安度——木造施設の経年による構造、設備等の劣化の度合いや立地条件に関する指標です。 建設時点を約9000とします。
	現存率——非木造施設の経年による構造や設備等の劣化の度合いに関する指標です。 建設時点を100とします。
	面積率——現状施設の延床面積（m ² ）/新営施設の延床面積（m ² ）

○ 事業の緊急性・優先性の評価軸と基準

● 建替の場合

評価軸		判断基準				
		100	90	80	50	40
老朽	木造	保安度2,500以下	3,000以下	3,500以下	5,000以下	6,000以下
	非木造	現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	60%以下	70%以下		
狭あい	庁舎面積	面積率 0.50以下	0.55以下	0.60以下	0.75以下	0.80以下
借用返還	立退要求がある場合		借用期限が切れ即刻立退きが必要なもの		なるべく速やかに返還すべきもの	
	返還すべき場合、関係団体より借上げの場合又は借料が高額の場合			緊急に返還すべきもの	なるべく速やかに返還すべきもの	
分散	事務能率低下、連絡困難			2か所以上に分散、相互距離が1km以上で（同一敷地外）、業務上著しく支障があるもの		同一敷地内に分散業務上支障があるもの
都市計画の関係	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地	周囲が区画整理等施行済みで当該施行区分だけが残っているもの	区画整理等施行中で早く立ち退かないと妨害となるものの			区画整理等が計画決定済であるもの
	地域性上の不適			都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築で防火度50点以下のもの	80点以下	都市計画的に見て地域性上好ましくないもの又は防災地区若しくは準防災地区にある木造建物で防災度100点未満のもの
立地条件の不良	位置の不備			位置が不適当で業務上非常な支障を来している又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上又は環境上好ましくないもの
	地盤の不備	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの
衛生条件の不良	必要施設の不備	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行が困難なもの		施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来訪者の利用上著しく支障があるもの
施設の不備	採光、換気不良			法令による基準よりはるかに低いもの		法令による基準以下であるもの
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの				

● 新規施設の場合

評価軸		判断基準				
		100	90	80	50	40
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの				
新たな行政需要	新たな行政需要に対応した整備	当該行政需要への対応が特に緊急を要する		当該行政需要への対応を至急すべき		
機構新設	機構新設に伴う整備	整備を行わない場合、業務の遂行が著しく困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行が困難なもの		整備を行わない場合、業務上好ましくないもの

○ 計画の妥当性

○ 目的

新たな計画内容を評価し、計画の妥当性の有無を判断します。

○ 評価方法

- ① 各項目の該当する係数を抽出します。
- ② 各項目の係数をすべて掛け合わせ、100倍した数値を計画の妥当性の評点とします。
- ③ 施設計画の妥当性がある基準の100点以上を計画の妥当性の判断基準とします。

計画の妥当性に関する評点が基準レベル（100点）を越えたものを妥当性のある事業とします。

○ 計画の妥当性の評価軸と基準

評価軸		判断基準		
		1. 1	1. 0	0. 5
位置	用地取得の見込み	取得済み	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画有り、又は民有地を長期間借用可能なもの	敷地未定
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる	自然条件に災害防止・環境保全上著しい支援がある
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込み有り	整備の見込みなし
	都市計画・土地利用計画との整合性	都市計画・土地利用計画等に積極的に貢献	都市計画との整合	都市計画と整合しない
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形狀であり、安全・円滑に入出する構造の道路等に隣接している	
規模	建築物の規模	業務内容に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容に応じ、適切な規模が設定されている	規模未定
	敷地の規模	駐車場等、緑地等に必要な面積が確保されている	建物の規模に応じ適切な規模となっている	
構造	備 庁 営 単 独 廈 件 と し て の 合 同	単独庁舎の場合	単独庁舎計画としての整備が適當	合同庁舎計画として整備が必要
		合同庁舎の場合	合同庁舎としての整備条件が適當	合同庁舎計画として整備条件が整っていない
		機能性等	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である	標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能が満足されないおそれがある

事業の効果（費用対効果）

○ 目的

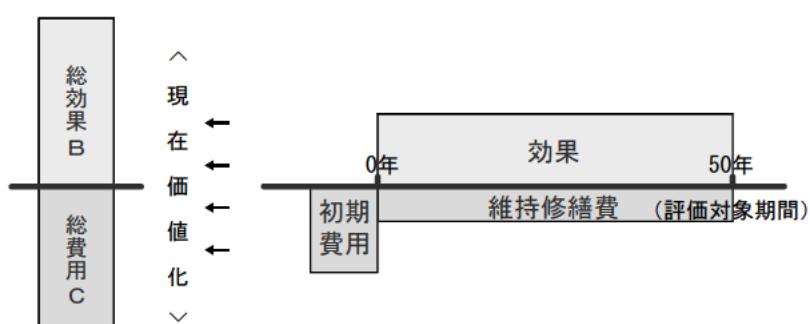
投入される事業コストに見合った結果（効果）が得られるかを評価します。具体的には、事業実施による効果をコスト換算し、投入される事業コストと比較します。

費用対効果分析方法の考え方

事業にかかる費用を上まわる効果があるかを表わす指標として費用対効果（B/C）を算出します。

費用対効果（B/C）		総効果
総費用	初期費用	・建設費 ・企画・設計関係費
	維持修繕費	・修繕費・保全費・水道光熱費
	利用者の利便	・敷地利用の改善 (立地の改善) (規模の改善) ・行政サービスの向上 (執務能率の向上) (来庁者の利便性の向上)
	地域への寄与	・地域住民の満足度の向上 ・地域経済効果
	安全の確保	・地球温暖化対策 ・長期的耐用性
	環境への配慮	・施設機能維持効果 ・防災安全性の向上
施設改善による各官署 (検察庁・法務局) の 行政サービスの向上		○検察庁の効果 ・来庁者対応機能の充実 ・被害者への配慮 ・業務効率・適切な業務の遂行 ・防犯性の向上 ・位置の改善 ○法務局の効果 ・来庁者対応機能の充実 ・業務処理機能の充実
・費用及び効果の各項目は、当面の運用とし、適正な観点から適宜見直しを行います。		

費用対効果分析算出イメージ図



・評価対象期間は、原則として50年とします。

事業の効果（費用対効果）が基準レベル（1）を越えたものを効果のある事業とします。

○各効果項目の考え方

効果項目			効果の分類		考え方
			業務上の効果	利用者及び関係者の効果	
利用者の利便	敷地利用の改善	立地の改善		利便性の向上	立地場所の変化による最寄駅からのアクセスの短縮化を効果とします。
		規模の改善		利便性の向上	現状施設から新営施設の駐車スペースの増減を効果とします。
	行政サービスの向上	執務能率の向上	円滑な業務の遂行	利便性の向上	施設の新営に伴う狭あい解消、情報化への対応等による執務能率の向上を効果とします。
		来庁者の利便性の向上	円滑な業務の遂行	時間短縮	施設の新営に伴う来庁者の利便性（待ち時間短縮等）を効果とします。
地域への寄与	地域住民の満足度の向上			満足度の向上	施設整備により敷地及び建物の景観の向上を効果とします。
	地域経済効果			賑わいの創出	当該施設への来庁者による周辺への各種経済的向上を効果とします。
安全の確保	施設機能維持効果		LCCの削減	LCCの削減	現状施設のライフサイクルコストと新営した施設でのライフサイクルコストの差を効果とします。
	防災安全性の向上		耐震、防災安全性の向上	耐震、防災安全性の向上	新営施設が持つ耐震性、防災安全性のレベルまで現状施設のレベルを高めるために必要なコストを効果とします。
環境への配慮	地球温暖化対策		LCCO2の削減	LCCO2の削減	現状施設と新営施設の運用段階のエネルギー消費に伴うCO2の排出量の低減を効果とします。
	長期的耐用性		長期間の使用が可能	経済性の向上	新営施設をより長期間使用できるように計画することによって経済的効果を出すものです。



検察庁が入居する場合

施設改善による検察庁の行政サービスの向上の効果を加算することにより、
検察庁の「事業の効果」の項目とします。

検察庁としての加算効果項目	効果項目		効果の分類	
			業務上の効果	利用者及び関係者への効果
来庁者対応機能の充実	情報提供スペースの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的合意の形成 ・職員の意識改革 	<ul style="list-style-type: none"> ・検察業務への理解 ・国民の満足度の向上 	
	地域住民の満足度の向上		<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の安全性の向上 ・利便性の向上 	
被害者への配慮	被害者支援相談機能の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者支援相談員制度の円滑な実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者の保護 ・人権への配慮 	
	カウンセリング室の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・事件の協力への貢献 ・適切・迅速な事件処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者の安心感の向上 ・人権への配慮 	
業務効率・適切な業務の遂行	調査の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・適切・迅速な事件処理 ・円滑な業務の遂行 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会秩序の維持 ・事件の早期解決 	
	関係機関との打合せスペースの確保	<ul style="list-style-type: none"> ・適切・迅速な事件処理 ・警察官等捜査関係者の利便性の向上 	・事件の早期解決	
	保管機能の充実		<ul style="list-style-type: none"> ・記録や証拠品等を適切・安全に保管 ・検察行政に対する信頼性の向上 ・プライバシーの配慮 	
防犯性の向上	被疑者専用動線、控室等の充実・確保	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯性の向上 	・プライバシーの保護	
位置の改善	立地場所の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・円滑な業務の遂行 	・利用者の利便性向上	

法務局が入居する場合

施設改善による法務局の行政サービスの向上の効果を加算することにより、
法務局の「事業の効果」の項目とします。

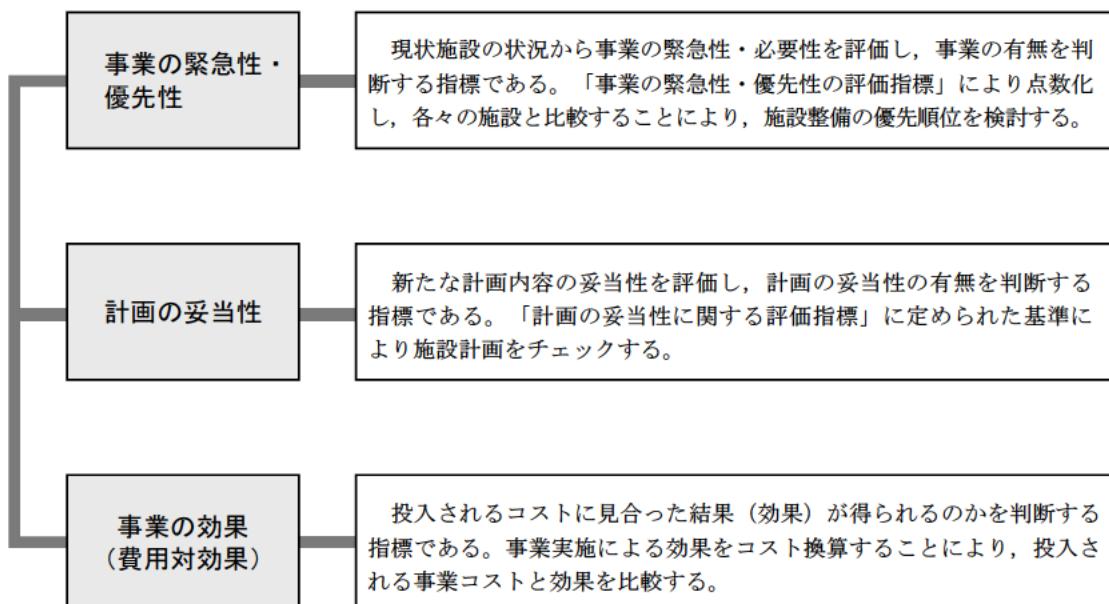
法務局としての加算効果項目	効果項目		効果の分類	
			業務上の効果	利用者及び関係者への効果
来庁者対応機能の充実	待合機能（情報提供スペース）の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・法務行政への理解の促進 ・アカウンタビリティの向上 ・人権啓発の推進 ・職員の意識改革 	<ul style="list-style-type: none"> ・登記制度、戸籍・国籍制度、人権問題の正しい理解 ・人権啓発効果の向上 	
	相談機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な人権問題への対応の充実・向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の満足度の向上 ・利用者の利便性の向上 	
	バリアフリー化（高齢者・身障者）への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・安全性の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の利便性の向上 ・利用者の安全性の向上 	
業務処理機能の充実	登記窓口・事務室の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・適正・迅速な業務の遂行 ・円滑な業務の遂行 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の待ち時間の短縮 ・利用者の利便性の向上 	
	閲覧機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・適正・迅速な業務の遂行 	・利用者の利便性の向上	
	書庫の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・データの安全管理の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の財産権の保護への寄与 ・社会基盤の維持 	

(2) 収容施設

○ 収容施設の事業評価（事前評価）システム

収容施設の事業評価（事前評価）は、被収容者等を収容するという施設の特性を考慮し、「事業の緊急性・優先性」、「計画の妥当性」、「事業の効果（費用対効果）」の3つの評価指標から評価を実施します。

○ 3つの評価指標の概要



○ 事業の緊急性・優先性

○ 基本的な考え方

現状施設の状況から事業の緊急性を評価し、政策的観点から事業の優先性を判断します。又、各々の施設と比較し、施設整備の優先順位を検討する資料の1つとしても活用します。

○ 評価方法

- ① 対象施設を建替施設の場合と新規施設の場合に分け、以下に示すそれぞれの評価指標を用いて評点を算出します。
- ② 計画理由に該当する内容を抽出します。
- ③ 計画理由が2以上のときは、主要素（評点が最も高い計画理由等）と従要素（その他の計画理由）に区分し、主要素についての評点に従要素それぞれについての評点の10%を加えた点数を事業の緊急性・優先性の評点とします。
- ④ 施設運営上非常に問題があり、建替の必要がある基準の100点以上を、事業の緊急性の判断基準とします。

事業の緊急性・優先性に関する評点が基準レベル（100点）を越えたものを緊急性のある事業とします。

用語の説明	保安度——木造施設の経年による構造、設備等の劣化の度合いや立地条件に関する指標です。 建設時点を約9000とします。 現存率——非木造施設の経年による構造や設備等の劣化の度合いに関する指標です。 建設時点を100とします。 面積率——現状施設の延床面積（m ² ）／新営施設の延床面積（m ² ）
-------	--

○ 事業の緊急性・優先性の評価軸と基準

● 建替の場合

評価軸		判断基準			
		100	90	50	40
老朽	木造	保安度2,500以下	3,000以下	5,000以下	5,500以下
	非木造	現存率50%以下又は 経年、被災等により 構造耐力が著しく低 下し、非常に危険な 状態にあるもの	60%以下 同左		
狭い	施設面積	面積率 0.50以下	0.55以下	0.75以下	0.80以下
収容能力	過剰収容	収容定員より3割 以上多く収容して いる	収容定員より2割 以上多く収容して いる		
施設の不備	機能・設備の不備	矯正施策の遂行上、 当該施設の機能・設 備面での不備のため 建替えが必要	矯正施策の遂行上、 当該施設の機能・ 設備面での不備の ため施設の大規模 な改善が必要		
法令等	現行法規 (都市計画法、建築 基準法)との適合	都市計画法に適合し ていない 建築基準法上、建替 えないと適合しない	建築基準法上、施設 全般にわたり、施設 の大規模な改善が必 要		

● 新規施設の場合

評価軸		判断基準			
		100	90	50	40
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に に基づき整備が必要な			
新たな行政需要	新たな行政需要 に対応した整備	当該行政需要への対 応が特に緊急を要す る			
機構新設	機構新設に伴う 整備	整備を行わない場合、 業務の遂行が著しく 困難なもの		整備を行わない場 合、業務上好まし くないなもの	

計画の妥当性

○ 目的

新たな計画内容を評価し、計画の妥当性の有無を判断します。

○ 計画の妥当性に関する評価軸と基準

評価軸			評価基準	
			1. 1	1. 0
地域との調和	周辺環境との調和	景観への配慮	周辺環境に調和する景観計画が十分に行われている	周辺環境に調和する景観計画がある程度行われている
		安全性の確保		①人権・プライバシーの確保（俯瞰防止など）、②保安管理体制の確保、③外部からの呼びかけ、投げ込み等への配慮、のうち、3点とも充たす計画である
	地域の相談窓口の充実	相談窓口の設置	相談窓口が設置されている	
		地域の人々が気軽に利用しやすい配置		外来鑑別機能の存在を示す見やすい看板・案内の設置等、地域の人々が利用しやすい配慮がなされている
		地域に密着した青少年育成に係る各種相談窓口機能の充実		情報機器による相談対応が可能なよう機器設置スペース、または教育機関に対する研修が行える研修室等が確保されている
業務の効率化・処遇改善	来訪者対応機能の充実	面会待合室・面会室等の機能改善	収容人数に対して、十分な量と質が確保されている	収容人数に応じて適度な量と質が確保されている
	円滑な業務の遂行	面接調査室・調査室等の機能改善	収容人数に対して、十分な量と質が確保されている	収容人数に応じて適度な量と質が確保されている
	職業訓練の充実	職業訓練機能の充実	収容者に応じた職種を用意出来る量と質が十分確保されている	収容者に応じた職種を用意出来る量と質が適度に確保されている
	社会復帰体制の充実	改善更生の充実	収容人数に対して、十分な量と質が確保されている	収容人数に応じて適度な量と質が確保されている
	教育環境の充実	教育内容・教育方法の充実	収容人数に対して、十分な量と質が確保されている	収容人数に応じて適度な量と質が確保されている
	被収容者の処遇・生活環境の改善	居室（単独室・共同室）の機能改善	収容人数に対して、十分な量と質が確保されている	収容人数に応じて適度な量と質が確保されている
	職員の執務環境の向上	機能改善	職員数に応じた、十分な量と質が確保されている	職員数に応じて適度な量と質が確保されている
環境負荷の小さな施設づくり	環境にやさしい施設づくり（環境負荷低減型施設）	周辺環境の配慮	建物配置、建物形、使用材料、設備システムの検討等において、地域風土を十分に考慮した設計が行われている	建物配置建物形態、使用材料、設備システムの検討等において、地域風土をある程度考慮した設計が行われている
		ライフサイクルコストの低減・省エネ・省資源	自然エネルギー（通風・採光）活用、雨水の再利用、ソーラーシステム、透水性舗装等のうち、3つ以上について配慮されている	自然エネルギー（通風・採光）活用、雨水の再利用、ソーラーシステム、透水性舗装等のうち、2つ以上について配慮されている
		環境負荷の少ない材料の選択	自然材料（木材・石材）やリサイクル材が積極的かつ適切に利用されている	自然材料（木材・石材）やリサイクル材がある程度利用されている
フレキシビリティの向上	フレキシビリティの向上	施設のフレキシビリティの向上	特別に耐久性の高い材料・工法を使用している、または、将来の機能改善に適度に対応できる計画となっている	将来の機能改善への対応が考慮された計画となっている

○ 評価方法

- ① 各項目の該当する係数を抽出します。
 - ② 各項目の係数をすべて掛け合わせ、100倍した数値を計画の妥当性の評点とします。

計画の妥当性に関する評点が基準レベル（100点）を越えたものを妥当性のある事業とします。

評価基準		対象施設ごとの評価項目	
0. 7	0. 5	地域との調和	周辺環境との調和
周辺環境との調和があまり考えられていない計画である		刑務所	来訪者対応機能の充実 円滑な業務の遂行 職業訓練の充実 社会復帰体制の充実 被収容者の処遇・生活環境の改善 職員の執務環境の向上
①人権・プライバシーの確保（俯瞰防止など），②保安管理体制の確保，③外部からの呼びかけ，投げ込み等への配慮，のうち，1点も充たさない計画である		環境負荷の小さな施設づくり	環境にやさしい施設づくり（環境負荷低減型施設）
		フレキシビリティの向上	フレキシビリティの向上
全く確保されていない		拘置所	周辺環境との調和 来訪者対応機能の充実 円滑な業務の遂行 被収容者の処遇・生活環境の改善 職員の執務環境の向上
全く確保されていない		環境負荷の小さな施設づくり	環境にやさしい施設づくり（環境負荷低減型施設）
1つの職業訓練しか出来ない		フレキシビリティの向上	フレキシビリティの向上
全く確保されていない			
全く確保されていない		少年院	周辺環境との調和 地域の相談窓口の充実 来訪者対応機能の充実 円滑な業務の遂行 教育環境の充実 被収容者の処遇・生活環境の改善 職員の執務環境の向上
全く確保されていない		環境負荷の小さな施設づくり	環境にやさしい施設づくり（環境負荷低減型施設）
全く確保されていない		フレキシビリティの向上	フレキシビリティの向上
自然エネルギー（通風・採光）活用，雨水の再利用，ソーラーシステム，透水性舗装等のうち，どれについても配慮されていない		少年鑑別所	周辺環境との調和 地域の相談窓口の充実 来訪者対応機能の充実 円滑な業務の遂行 被収容者の処遇・生活環境の改善 職員の執務環境の向上
		環境負荷の小さな施設づくり	環境にやさしい施設づくり（環境負荷低減型施設）
		フレキシビリティの向上	フレキシビリティの向上

事業の効果（費用対効果）

○ 目的

投入される事業コストに見合った結果（効果）が得られるかを評価します。具体的には、事業実施による効果をコスト換算し、投入される事業コストと比較します。

費用対効果分析方法

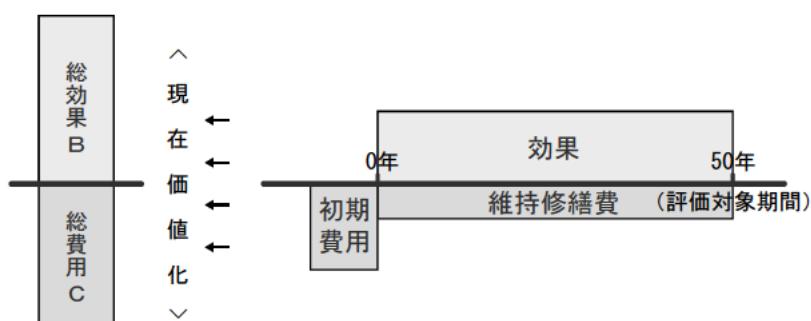
事業にかかる費用を上まわる効果があるかを表わす指標として費用対効果（B/C）を算出します。

$$\text{費用対効果 (B/C)} = \frac{\text{総効果}}{\text{総費用}}$$

総費用	初期費用	・建設費 ・企画・設計関係費
	維持修繕費	・修繕費　　・保全費　　・維持管理費
総効果	安全性の向上	・耐震安全性の向上 ・防火安全性の向上 ・保安安全性の向上
	業務効率・処遇改善	・円滑な業務の遂行 ・執務環境の向上による処遇改善
	建物価値の向上	・建物の長寿命化 ・ライフサイクルコストの削減
	過剰収容	・収容室の拡充
	環境への配慮	・LCCO2 の削減
	立地条件の改善 (移転の場合)	・時間・距離の短縮

・費用及び効果の各項目は、当面の運用とし、適正な観点から適宜見直しを行います。

費用対効果分析算出イメージ図



・評価対象期間は、原則として50年とします。

事業の効果（費用対効果）が基準レベル（1）を越えるものを効果のある事業とします。

○ 各効果項目の考え方

効果項目	効果	効果の分類		
		業務上の効果	利用者及び 関係者の効果	考え方
安全性の向上	耐震安全性 防災安全性 保安安全性) の向上	保安警備の充実	安心感の向上	新営施設が持つ耐震性、防火・防災性、保安安全性のレベルまで現状施設のレベルを高めるために必要なコストを効果とします。
業務効率・ 処遇改善	円滑な業務の遂行	円滑な業務の 遂行	処遇の改善 (人権への配慮)	施設の新営に伴う面会室、調室の充実による利用機会・利用時間の向上を効果とします。
	執務環境の向上による処遇改善	執務環境の向上	処遇の改善	施設の新営に伴う狭い解消、情報化への対応等による執務能率の向上と被収容者の処遇の改善を効果とします。
建物価値の 向上	建物の長寿命化	長期間の使用が 可能	経済性の向上	新営施設をより長期間使用できるように計画することによって、経済効果を出すものです。
	ライフサイクルコストの削減	LCCの削減	LCCの削減	現状施設のライフサイクルコストと新営でのライフサイクルコストの差を効果とします。
過剰収容への 対応	収容室の拡充	過剰収容への 対応	処遇の改善 (人権の配慮)	新営施設の収容室を適性に確保することによる過剰収容への対応を効果とします。
環境への配慮	LCCO ₂ の削減	LCCO ₂ の削減	LCCO ₂ の削減	現状施設と新営施設の運用段階のエネルギー消費に伴うCO ₂ の排出量の低減を効果とします。
地域への寄与	施設の開放利用		福祉の向上	新営施設の一部を地域住民に開放することによる地域福祉の向上を効果とします。
	災害時の緊急避難場所として利用		安心感の向上	新営施設の一部を災害時の緊急避難場所として開放することによる地域の安心感の向上を効果とします。
	地域経済効果		地域経済の向上	食糧・衣類・原材料等を地域から購入することによる地域経済の向上を効果とします。
位置の改善	時間・距離の短縮	円滑な業務の 遂行		立地場所の変化による関係機関へのアクセスの短縮化を効果とします。

(参考資料) 費用対効果算出方法

官署施設費用対効果算出方法

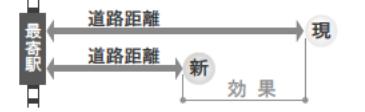
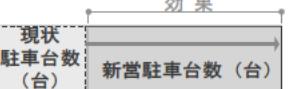
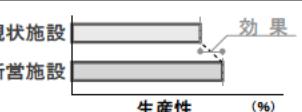
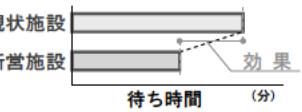
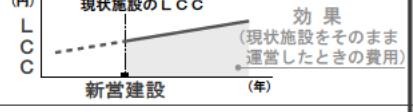
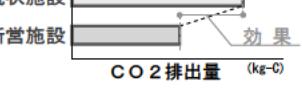
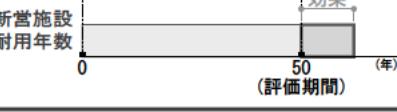
○総費用の算出方法

凡例 

項目		(各年の費用の) 算出方法
初期費用	建設費	建設工事に要する費用を積み上げにより算出する。
	企画・設計関係費	<ul style="list-style-type: none"> 建設企画、現地調査、設計、環境管理（アセスメント）、効果分析に要する費用を積み上げ算出する。 ただし、積み上げが困難な場合は、建設費の5%とする。
維持修繕費	修繕費	評価対象期間中の大規模修繕、各所修繕に要する費用を実績値等により算出する。
	保全費	評価対象期間中の経常的に発生する建設維持に要する費用（点検及び保守、運転・監視、清掃等）を実績値等により算出する。
	水道光熱費	評価対象期間中の電気、ガス、水道、油等に要する費用を実績値等により算出する。

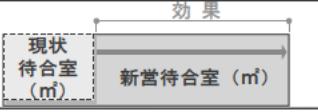
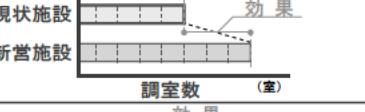
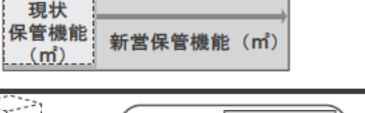
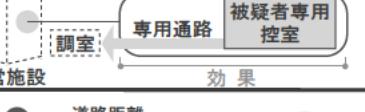
○検察庁・法務局共通の効果項目の算出方法

凡例   

項目		(各年の効果の) 算出方法	効果計測イメージ
利用者の利便	敷地利用の改善	立地の改善 (現状施設までの距離 - 新営施設までの距離) ÷ 80m/分 × 年間来庁者数 × 時間短縮費用(40円/分)	
		規模の改善 (新営施設駐車台数 - 現状施設駐車台数 ^(注1)) × 8時間 × 周辺駐車料金 × 240日 × 積働率0.5	
	行政サービスの向上	執務能率の向上 職員平均年収(6,000千円/年) × 生産性向上率 × 職員計画人員	
		来庁者の利便性の向上 滞在短縮時間 × 年間来庁者数 × 時間短縮費用 (40円/分)	
地域への寄与	地域住民の満足度の向上	(新営建設費 - 現状再建設費 × 現状施設現存率/100) × 評価係数0.7	
	地域経済効果	(新営施設経済効果額 - 旧庁舎経済効果額) × 年間来庁者数	
安全の確保	施設機能維持効果	現状施設の修繕費 + 増築想定庁舎の修繕費	
	防災安全性の向上	(耐震改修単価(56.6千円/m ²) + 防災改修単価(18.4千円/m ²)) × 現状施設延床面積	
環境への配慮	地球温暖化対策	(現状施設CO ₂ 排出量 - 新営施設CO ₂ 排出量) (kg-C) × 原単位(1640円/kg-C)	
	長期的耐用性	新営施設の建設費(円) × 残存率 [※] (%) $\text{※残存率} = \frac{\text{耐用年数} - \text{評価対象期間}}{\text{評価対象期間}}$	

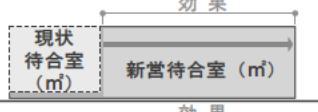
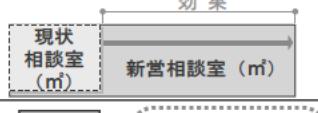
○検察庁の加算効果項目の算出方法

凡例  毎年効果が発生する項目  現状施設  新営施設

項目		(各年の効果の) 算出方法	効果計測イメージ
来庁者対応機能の充実	情報提供スペースの充実	(新営待合室面積 - 現状待合室面積) (坪) × 周辺オフィス相場(円/坪・月) × 12か月	 現状待合室 (m²) → 効果 → 新営待合室 (m²)
	バリアフリー化(高齢者・障害者)への対応	バリアフリー化対策費単価(6,400円/m²) × 新営延床面積(m²)	 新営施設 ← 効果 → バリアフリー化対策費
被害者への配慮	被害者支援相機能の設置	(新営被害者支援相談室面積(坪) × 周辺オフィス相場(円/坪・月) × 12か月	 新営施設 → 効果 → 被害者支援相談室 (m²)
	カウンセリング室の設置	(新営カウンセリング室面積 - 現状カウンセリング室面積) (坪) × 周辺オフィス相場(円/坪・月) × 12か月	 現状カウンセリング室 (m²) → 効果 → 新営カウンセリング室 (m²)
業務効率・適切な業務の遂行	調査の充実	調査室の増加数(室) × 配置人員(2人/室) × 労働時間(2,000時/年) × 労働コスト(3,200円/時)	 現状施設 → 効果 → 新営施設 調査室数 (室)
	関係機関との打合せ室の確保	(新営打合せ室面積 - 現状打合せ室面積) (坪) × 周辺オフィス相場(円/坪・月) × 12か月	 現状打合せ室 (m²) → 効果 → 新営打合せ室 (m²)
保管機能の充実	保管機能の充実	(新営保管機能面積 - 現状保管機能面積) (坪) × 周辺倉庫相場(円/坪・月) × 12か月	 現状保管機能 (m²) → 効果 → 新営保管機能 (m²)
	防犯性の向上	被疑者専用動線、控室等の充実・確保	 新営施設 → 効果 → 専用通路 → 被疑者専用控室 調査室
位置の改善	立地場所の改善	裁判所との移動短縮時間(分) × 機会費用(500円/分) × 年間移動回数(台/年)	 裁判所 ← 道路距離 → 現 裁判所 ← 道路距離 → 新 効果

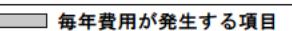
○法務局の加算効果項目の算出方法

凡例  毎年効果が発生する項目  現状施設  新営施設

項目		(各年の効果の) 算出方法	効果計測イメージ
来庁者対応機能の充実	待合機能(情報提供スペース)の充実	(新営待合室面積 - 現状待合室面積) (坪) × 周辺オフィス相場(円/坪・月) × 12か月	 現状待合室 (m²) → 効果 → 新営待合室 (m²)
	相談機能の充実	(新営相談室面積 - 現状相談室面積) (坪) × 周辺オフィス相場(円/坪・月) × 12か月	 現状相談室 (m²) → 効果 → 新営相談室 (m²)
	バリアフリー化(高齢者・身障者)への対応	バリアフリー化対策費単価(円/m²) × 新営延床面積(m²)	 新営施設 ← 効果 → バリアフリー化対策費
業務効率・適切な業務の遂行	登記窓口・事務室の充実	(登記事務室の増加床面積(m²) ÷ 基準面積(m²/人)) × 労働時間(2,000時/年) × 劳働コスト(3,200円/時)	 現状登記事務室 A人 → 効果 → 新営登記事務室 A人 + α人 : 基準面積 (m²/人)
	閲覧機能の充実	(新営閲覧スペース面積 - 現状閲覧スペース面積) (坪) × 周辺オフィス相場(円/坪・月) × 12か月	 現状閲覧スペース (m²) → 効果 → 新営閲覧スペース (m²)
	書庫の充実	(新営書庫 - 現状書庫) (坪) × 周辺倉庫相場(円/坪・月) × 12か月	 現状書庫 (m²) → 効果 → 新営書庫 (m²)

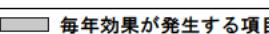
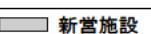
収容施設費用対効果算出方法

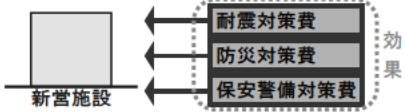
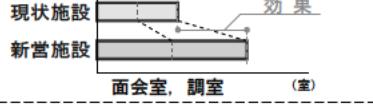
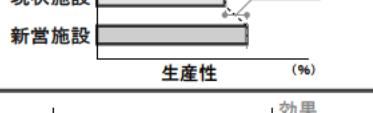
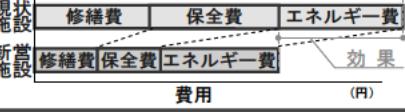
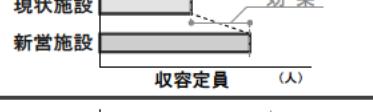
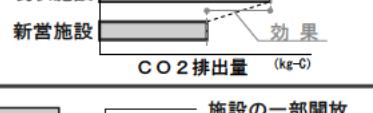
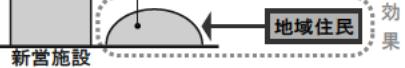
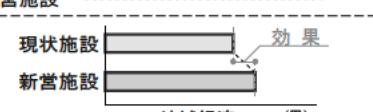
○総費用の算出方法

凡例 

項目		(各年の費用の) 算出方法
初期費用	建設費	建設工事に要する費用を積み上げにより算出する。
	企画・設計関係費	・建設企画、現地調査、設計、環境管理（アセスメント）、効果分析に要する費用を積み上げ算出する。 ・ただし、積み上げが困難な場合は、建設費の5%とする。
維持修繕費	修繕費	評価対象期間中の大規模修繕、各所修繕に要する費用を実績値等により算出する。
	保全費	評価対象期間中の経常的に発生する建設維持に要する費用（点検及び保守、運転・監視、清掃等）を実績値等により算出する。
	水道光熱費	評価対象期間中の電気、ガス、水道、油等に要する費用を実績値等により算出する。

○総効果の算出方法

凡例   

効果項目	効果	算出方法	効果計測イメージ
安全性の向上	耐震安全性 防災安全性 の向上 保安安全性	(耐震対策費 (56.6千円/m ²) + 防災対策費 (18.4千円/m ²) + 保安警備対策費 (15.6千円/m ²)) × 新営施設の延床面積 (m ²)	
業務効率 処遇改善	円滑な業務の遂行	(面会室の利用時間の増加 + 調査の利用增加時間) × 機会費用 (3千円/年)	
	執務環境の向上による処遇改善	職員の平均年収 (6,300千円/年) × 生産性向上率 × 職員計画人員	
建物価値 の向上	建物の長寿命化	新営施設の建設費 × 残存率	
	ライフサイクルコストの削減	現状施設のLCC - 新営施設のLCC	
過剰収容 への対応	収容室の拡充	必要面積 (m ²) - 建設単価 (円/m ²)	
環境への配慮	LCCCO ₂ の削減	(現状施設CO ₂ 排出量 - 新営施設CO ₂ 排出量) (kg CO ₂) × 原単位 (1,640円/kg CO ₂)	
地域への寄与	施設の開放利用	年間利用者数 (人/年) × 1人当りの利用時間 (分) × 機会費用 (10円/分・人)	
	災害時の緊急避難場所として利用	避難場所の収容定員 (人) × 1人当りの被害軽減額 (28.3千円/人)	
	地域経済効果	(新営収容定員 - 現状収容定員) (人) × 被害者 1人当りの地域からの購入費 (円)	
位置の改善	時間・距離の短縮	移動短縮時間数 × 機会費用単価 (500円/分)	



FACILITIES DIVISION MINISTRY OF JUSTICE

法務省大臣官房施設課

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1
TEL:03-3580-4111(代) FAX:03-5511-7203
URL:<http://www.moj.go.jp>

法務省大臣官房施設課における事業評価システム

法務省大臣官房施設課

目次

1 政策評価とは	1
2 法務省における政策評価	2
3 法務省大臣官房施設課における政策評価(事業評価) ..	3
4 事業評価システムの流れ	4
5 法務省大臣官房施設課における評価体制	5
6 事業評価(事前・再・事後評価)システム	
(1) 事前評価システム	6
(2) 再評価システム	12
(3) 事後評価システム	12

1 政策評価とは(政策評価に関する標準的 ガイドラインから)

平成13年5月17日省議決定

①政策評価とは

政策評価とは、「国の行政機関が主体となり、政策の効果等を測定または分析し、客観的な判断を行うことにより、的確な政策の企画立案やその実施に資する情報を提供すること」です。

政策評価は、「企画立案(plan)」「実施(do)」「評価(see)」という政策の大きなマネジメントサイクルの中に組み込まれ、実施されます。

②政策評価の目的

政策評価は、大きく以下の3項目を達成するために実施します。

- ①国民に対する行政の説明責任(アカウンタビリティ)の徹底。
- ②国民本位の効率的で質の高い行政の実現。
- ③国民的視点に立った成果重視への転換。

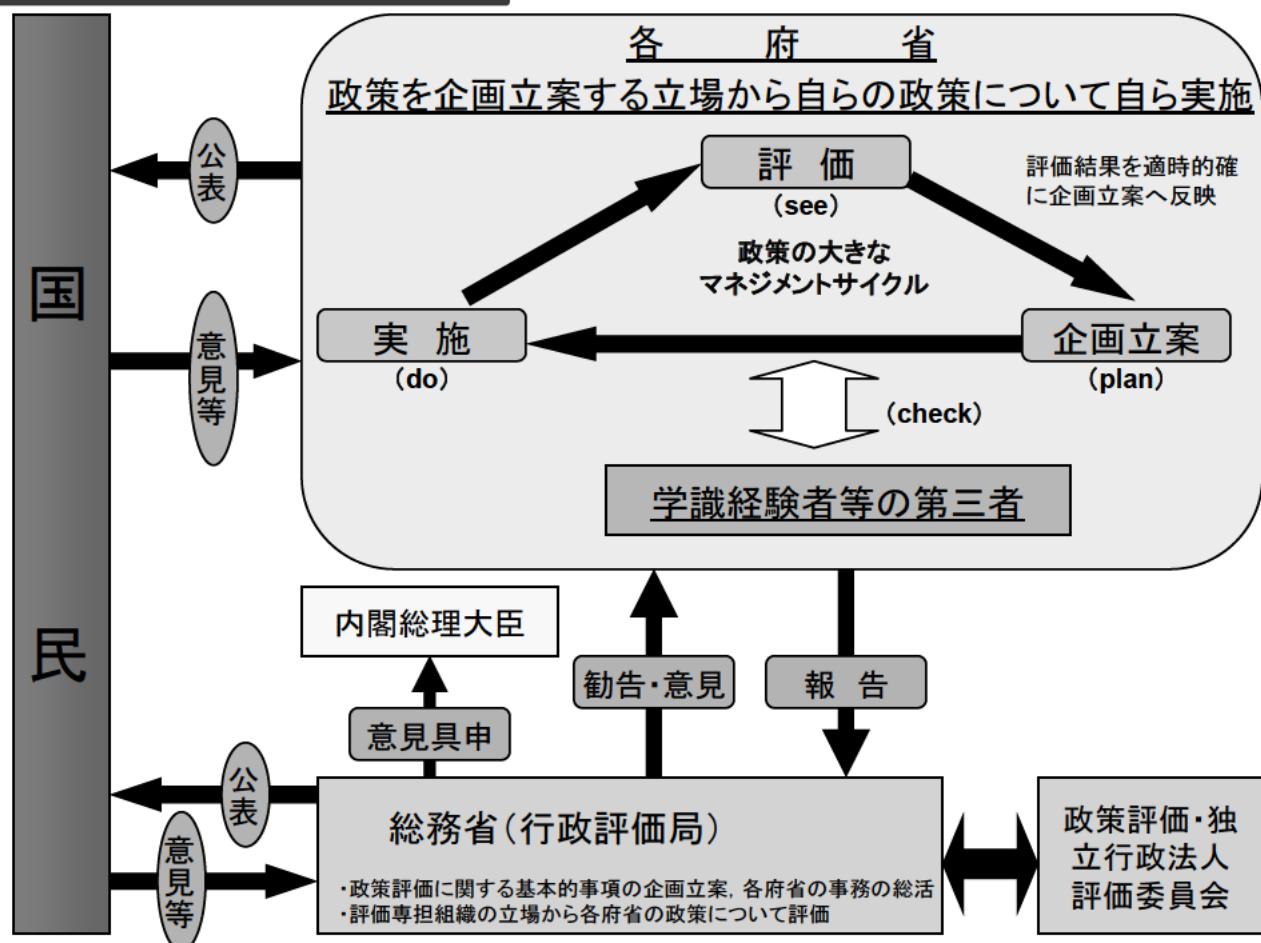
③評価の実施主体

- ・各府省は、政策を企画立案し遂行する立場からその政策について自ら評価を実施します。
- ・総務省は、評価専担組織の立場から各府省の政策について評価を実施します。

④第三者の活用

- ・各府省が評価を行うに当たって、必要に応じ学識経験者、民間等の第三者等を活用することとします。
- ・総務省には、民間有識者により構成される「政策評価・独立行政法人評価委員会」が置かれ、総務省の政策評価の中立性及び公平性を確保するために、総務省が行う政策評価の計画、実施状況、主要な勧告等の調査審議を行っています。

評価の枠組み



2 法務省における政策評価（法務省政策評価に関する基本計画）

①法務省政策評価に関する基本計画とは

総務省のガイドラインを踏まえた法務省の政策評価の枠組みとして定めるもので、法務省の政策の特質等に応じた適切な政策評価活動が行われるように、基本とすべき計画を明確にするものです。

②評価の対象

政策評価の対象としての「政策」は、多くの場合、「政策（狭義）」、「施策」及び「事務事業」という区分において捉えられ、相互に目的と手段の関係を保ちながら、全体として一つの体系を形成します。

③評価の観点

政策評価の実施に当たっては、主として必要性、効率性又は有効性の観点から行うほか、評価の対象とする政策の特性に応じ、公平性、優先性その他適切と認める観点を加味して行います。

④評価的方式及び実施の考え方

政策評価の方式は、事業評価方式、実績評価方式及び総合評価方式の3方式を用いるものとします。

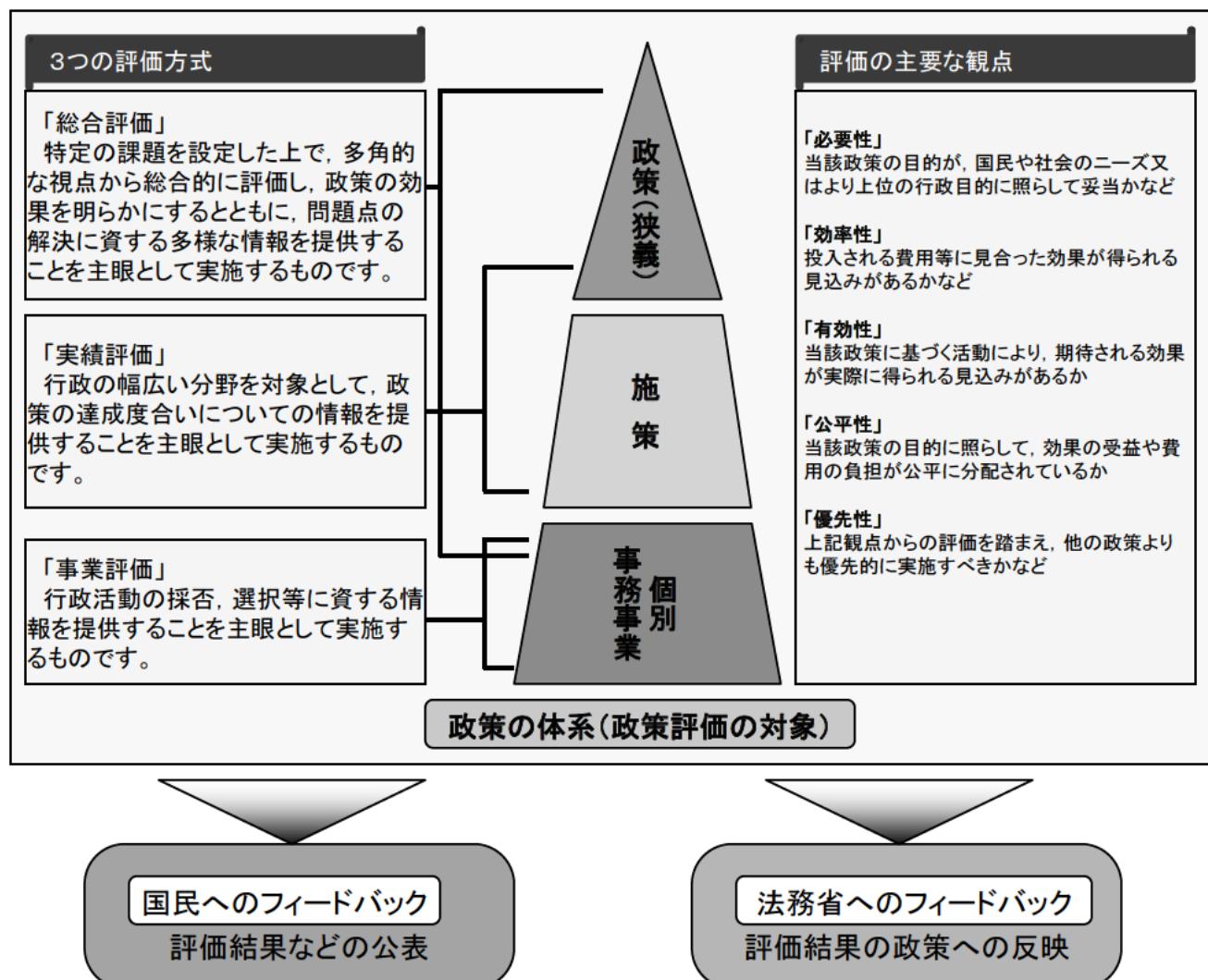
又、政策評価は、政策の性質等に応じ、対象となる政策ごとに適切な評価の方式を採用して実施します。

⑤評価結果の政策への反映

政策評価の結果は、政策の企画立案作業等における重要な情報として適時的確に活用される仕組みを構築しています。

⑥評価結果等の公表

政策評価に関する情報の公表は、インターネットのホームページ(<http://www.moj.go.jp>)を通じて行うほか、必要に応じて、政策評価企画室において随時行います。



3 法務省大臣官房施設課における政策評価（事業評価）

法務省大臣官房施設課事業評価の概要

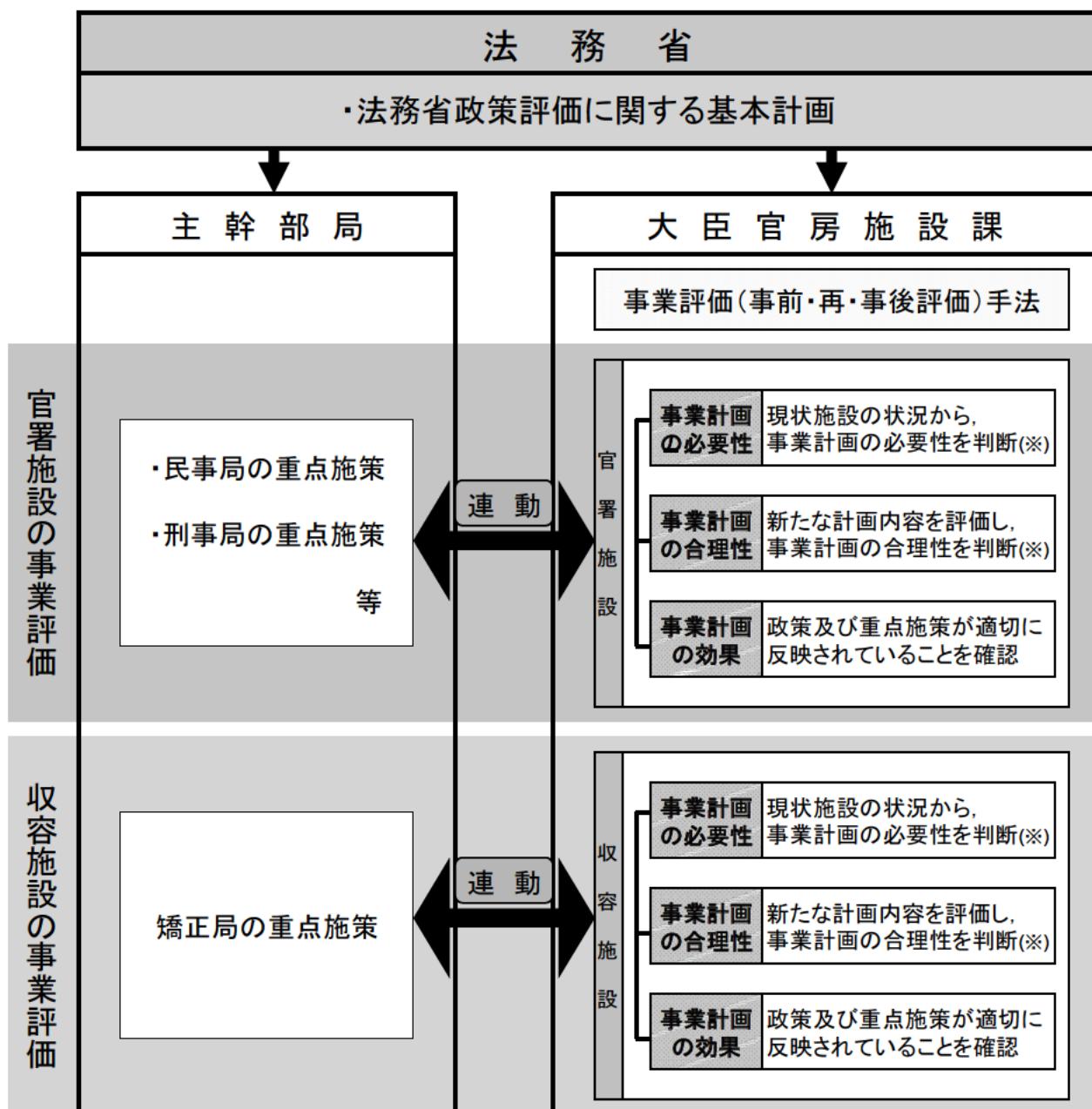
法務省大臣官房施設課では、法務省政策評価に関する基本計画を受け、政策評価のうち、事業評価を実施することとします。

○施設の特性に応じた2つの評価手法の構築

大臣官房施設課の所管する施設の特性を考慮し、「官署施設」と「収容施設」の2種類の事業評価を構築しています。
（「官署施設」とは、検察庁、法務局、地方更生保護委員会、入国管理局、公安調査局等のことをいいます。）
（「収容施設」とは、刑務所、拘置所、少年院、鑑別所等のことをいいます。）

○法務省主幹部局の重点施策と連動した評価手法

大臣官房施設課では、施設運営を統括する主幹部局の重点施策等と連動した事業評価を確立しています。

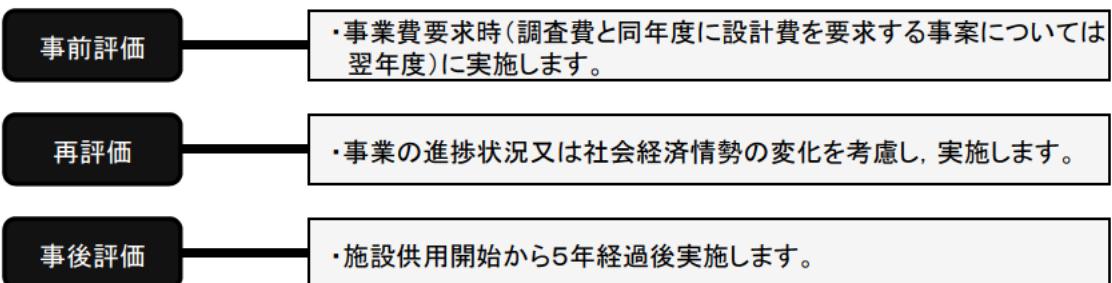


(※) 事業計画の実施の可否に関する評価であることから、原則として事後評価では実施しない。

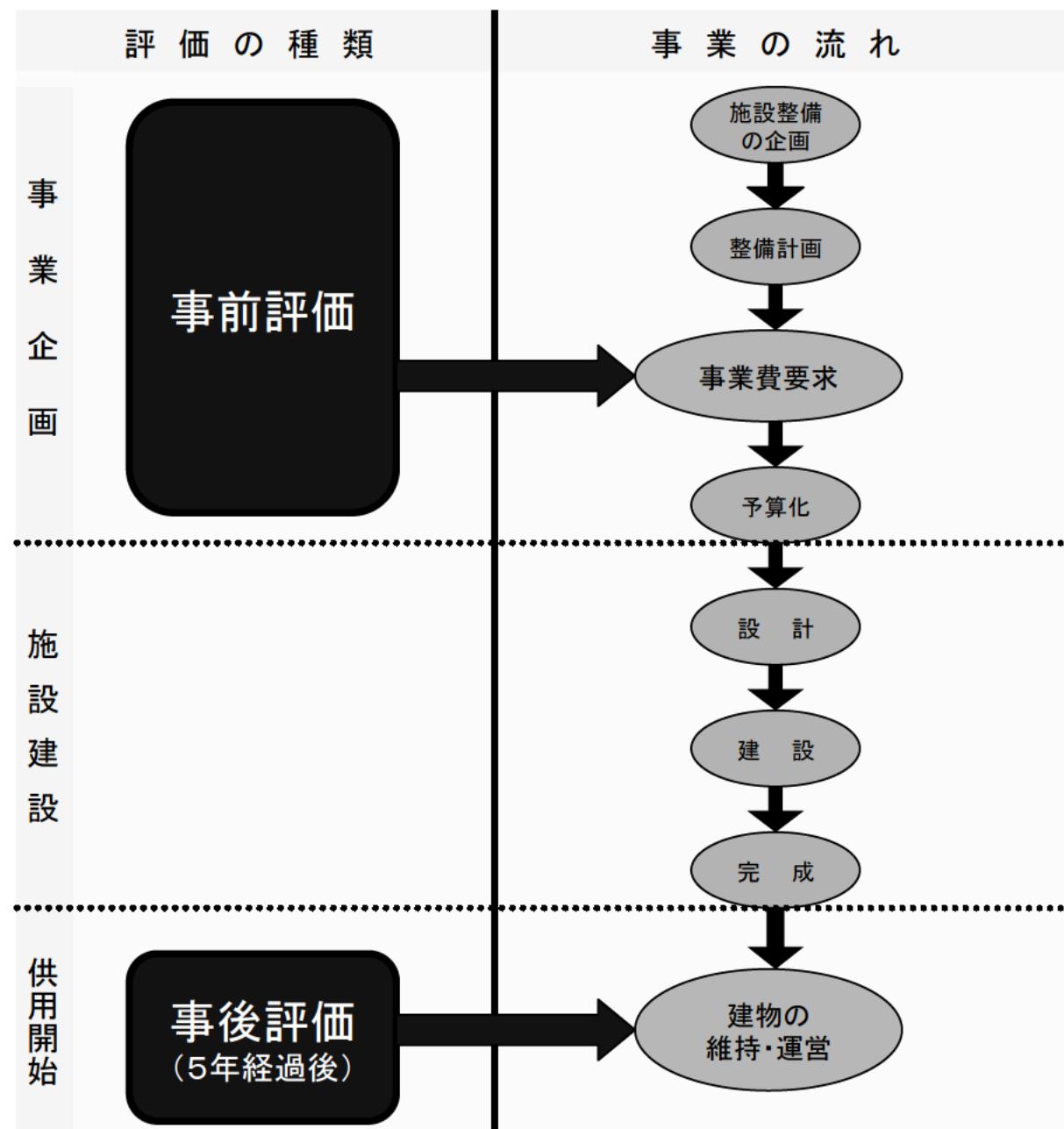
4 事業評価システムの流れ

事前・再・事後評価の実施

大臣官房施設課では、以下の時点で事業評価を実施します。



施設整備に関する業務の流れと評価の位置づけ

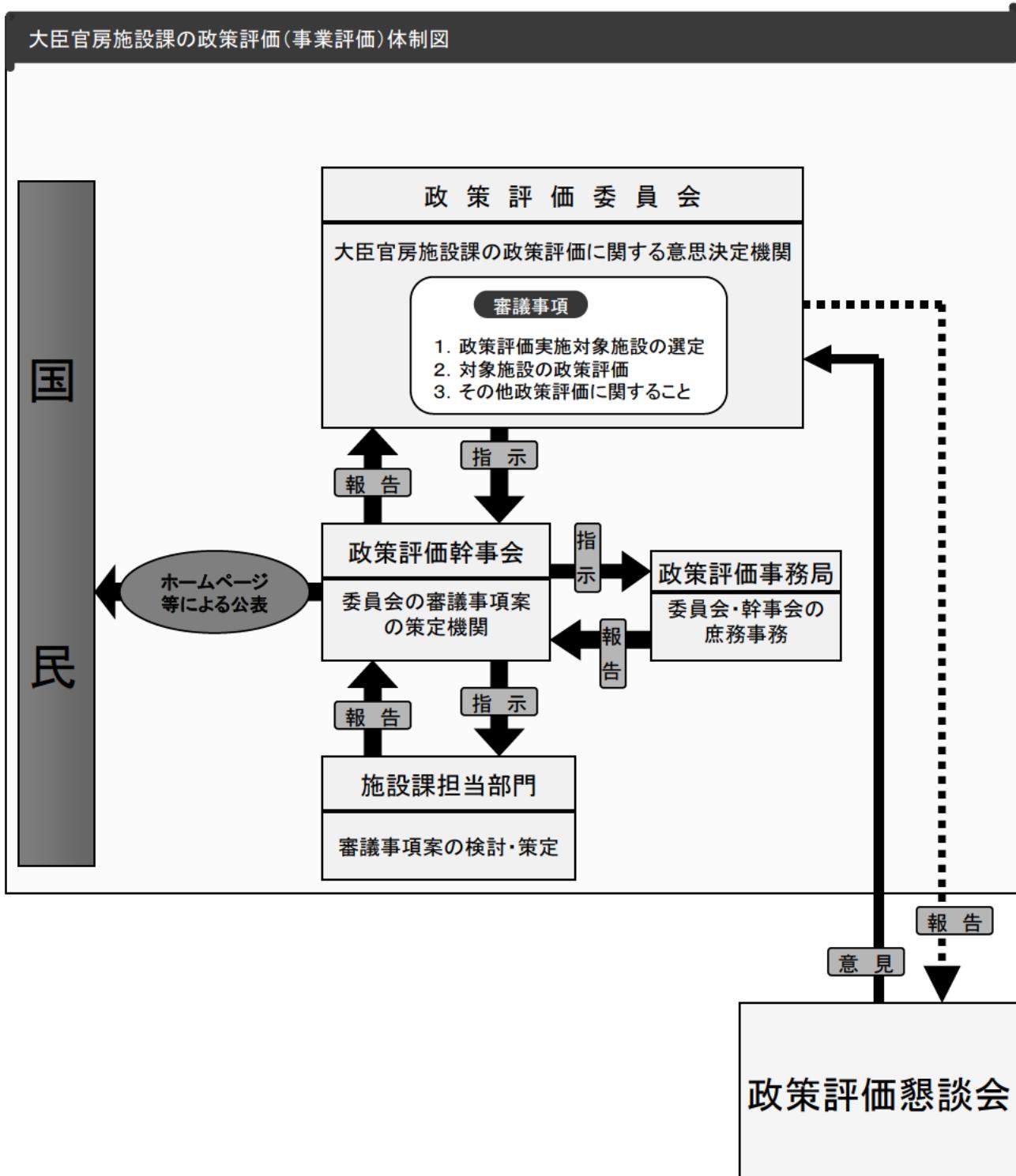


5 法務省大臣官房施設課における評価体制

目的

大臣官房施設課における政策評価(事業評価)を迅速かつ適正に実施していくことを目的として、以下のような評価体制を定めています。

大臣官房施設課の政策評価(事業評価)体制図



6 事業評価(事前・再・事後評価)システム

(1) 事前評価システム

官署施設及び収容施設の事前評価は、「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」、「事業計画の効果」の3つの評価指標から評価を実施します。

3つの評価指標の概要

事業計画の必要性

「事業計画の必要性に関する評価指標」により、「事業計画の必要性に関する評点」を算出し、事業計画の必要性を判断します。

事業計画の合理性

「事業計画の合理性に関する評価指標」により、「事業計画の合理性に関する評点」を算出し、事業計画の合理性を判断します。

事業計画の効果

「事業計画の効果に関する評価指標(B1・B2)」により、政策及び重点施策が適切に反映されていること(効果)を確認します。

ア 事業計画の必要性

○評価手法

事業計画が、「建替等の場合」か「新規施設の場合」かにより、「事業計画の必要性に関する評価指標」の計画理由を基に、①～③に示す手順により事業計画の評点を算出します。

- ①計画理由に該当する内容を抽出します(同一理由で2つ以上評点がある場合は、評点の高い方を採用する。)。
- ②計画理由が2以上の場合は、主要素と従要素に区分し、主要素についての評点に従要素それぞれについての評点の10%を加えた点数を事業計画の必要性の評点とします。
- ③法務総合庁舎計画、特々計画又はシビックコア計画(一団地の官公庁施設計画を含む)に基づくものには、②で算出した評点にそれぞれ10点を加算します。

事業計画の必要性に関する評点が基準レベル(100点)以上のものを必要性のある事業計画とします。

[事業計画の必要性に関する評価指標の用語の説明]

保安度：木造施設の経年による構造、設備等の劣化の度合いや立地条件に関する指標です。
建設時点を約9000とします。

現存率：非木造施設の建物全体としての新築時に対する現存価値を表す指標です。
建設時点を100とします。

面積率：現状施設の延床面積(m²)／新営施設の延床面積(m²)

事業計画の必要性に関する評価指標

●建替等の場合

計画理由	内 容	評 点							備 考
		100	90	80	70	60	50	40	
老朽	木造	保安度2,500以下	3,000以下	3,500以下	4,000以下	4,500以下	5,000以下	6,000以下	災害危険地域又は気象条件の極めて過酷な場所にある場合、10点加算する。
	非木造	現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	60%以下 同左	70%以下 同左	80%以下 同左				
狭隘	庁舎面積	面積率0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。
借用返還	立退要求がある場合		借用期限が切れ即刻立退が必要なもの		期限付き立退要求のもの		なるべく速やかに返還すべきもの		
	返還すべき場合、関係団体より借り上げの場合又は借料が高額の場合			緊急に返還すべきもの			なるべく速やかに返還すべきもの		
分散	事務能率低下、連絡困難		2ヶ所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの		2ヶ所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの		同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	相互距離は、通常利用する道路の延長とする。	
都市計画の関係	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地区	周囲が区画整理等施行済みで当該施行分だけが残っているもの	区画整理等施行中で早く立退かないと妨害となるもの		区画整理等が事業決定済であるもの(年度別決定済)		区画整理等が計画決定済であるもの	シビックコア計画に基づくもののうち、シビックコア内の当該施行分を除く施設、関連都市整備事業等全てが整備済のものは7点、全てが整備済または建設中のものは4点を加算する。	
	地域制上の不適		都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築で防火度50点以下のもの	60点以下	都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建物で防火度70点以下のもの	80点以下	都市計画的にみて、地域性上好ましくないもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建物で防火度100点未満のもの		
立地条件の不良	位置の不適		位置が不适当で業務上非常に支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不适当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの		位置が不适当で業務上又は環境上好ましくないもの		
	地盤の不良	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの		
施設の不備	必要施設の不備	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行が困難なもの		施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの		施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来庁者の利用上著しく支障があるもの	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。
衛生条件の不良	採光、換気不良		法令による基準よりはるかに低いもの		法令による基準より相当低いもの		法令による基準以下であるもの	新設新営の主理由として取り上げない。	
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの						国行政機関等の移転及び機構統廃合等に適用する。ただし、機構統廃合による場合は主理由として取り上げない。	

●新規施設の場合

計画理由	内 容	評 点							備 考
		100	90	80	70	60	50	40	
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの							
新たな行政需要	新たな行政需要に対応した整備	当該行政需要への対応が特に緊急を要する		当該行政需要への対応を至急すべき		当該行政需要への対応の必要性は認められるが急がなくてよい			
機構新設	機構新設に伴う整備	整備を行わない場合、業務の遂行が著しく困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行が困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行に支障を来すもの		整備を行わない場合、業務上好ましくないもの	

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

イ 事業計画の合理性

○評価手法

事業計画が、「事業計画の合理性に関する評価指標」のどの場合に該当するかを判断し、評点を算出します。

- ①事業計画と同等の性能を確保できる代替案(改修・増築・民借)の有無を確認します。
- ②想定される代替案と事業計画との経済性及びリスク等を比較します。

事業計画の合理性に関する評点が基準レベル(100点)のものを合理性のある事業計画とします。

事業計画の合理性に関する評価指標

評 点	評 価
100点	下記のいずれかに当てはまる。 <ul style="list-style-type: none">・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合。・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合。・他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合。
0点	上記のいずれにも当てはまらない。

ウ 事業計画の効果

○評価手法

「業務を行うための基本機能(B1)」と「政策及び重点施策に基づく付加機能(B2)」の2つの視点からそれぞれの評価指標により効果の有無を確認します。原則として、基本機能(B1)は基準レベル(100点)以上とします。

- ①「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合せ、100倍した数値を事業計画の効果(B1)の評点とします。
- ②「事業計画の効果(B2)に関する評価指標」により、各分類ごとにその取組状況を評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認します。

基本機能(B1)及び付加機能(B2)が適切に反映されているものを効果のある事業計画とします。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数					
		1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5
位置	用地取得の見込	取得済み、現地建替	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なものの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる		自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある		自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込みあり				整備の見込なし
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に入りできる構造の道路等に接している		敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に入りできる構造の道路等に接していない	
規模	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている		規模と業務内容等との関連が不明確		規模未定
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場等の確保に支障がある			
構造	単独庁舎、 総合庁舎としての 整備条件	単独庁舎の場合		単独庁舎としての整備が適当		総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要
	総合庁舎の場合			総合庁舎としての整備条件が整っている			総合庁舎としての整備条件が整っていない
	機能性等		適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である	適切な構造、機能として計画されていない		標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

(事前評価)

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	人権	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	防災性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	保安性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている

(2) 再評価システム

事業費要求後5年間未着手等、事業の進捗が望めない場合又は社会経済情勢に特段の変化があり、再度の評価が必要と考えられる場合に実施します。

官署施設及び収容施設の再評価は、事前評価時に実施した「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」、「事業計画の効果」の3つについてそれぞれの評価の見直しを実施します。

(3) 事後評価システム

事後評価は、施設の供用開始から、5年経過後に実施します。

なお、事前評価で実施した「事業計画の必要性」及び「事業計画の合理性」は、事業計画の実施の可否に関する評価であることから、原則として事後評価では実施しないこととします。

評価指標の概要

事業計画の効果

事前評価で実施した「事業計画の効果に関する評価指標(B1・B2)」に関する実績やデータを示して、政策及び重点施策が適切に反映されていること(効果)を確認します。

事業計画の効果

○評価手法

「業務を行うための基本機能(B1)」と「政策及び重点施策に基づく付加機能(B2)」について実績を示すとともに関連するデータを示して、それぞれの効果の有無を確認します。

- ①「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合せ、100倍した数値を事業計画の効果(B1)の評点とし、評点が100点以上あることを確認します。
- ②「事業計画の効果(B2)に関する評価指標」により、各分類ごとにその取組状況を評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認します。

それぞれの付加機能が適切に反映されているものを効果のある事業計画とします。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数					
		1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5
位置	用地取得の見込	取得済み、現地建替	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なものの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる		自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある		自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込みあり				整備の見込なし
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に入り出しができる構造の道路等に接している		敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に入り出しができる構造の道路等に接していない	
規模	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている		規模と業務内容等との関連が不明確		規模未定
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場等の確保に支障がある			
構造	単独庁舎、 総合庁舎としての 整備条件	単独庁舎の場合	単独庁舎としての整備が適当			総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要
	総合庁舎の場合		総合庁舎としての整備条件が整っている				総合庁舎としての整備条件が整っていない
	機能性等	適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である		適切な構造、機能として計画されていない		標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

(事後評価)

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
	人権	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
	防災性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
	保安性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている

**FACILITIES DIVISION
MINISTRY OF JUSTICE**

法務省大臣官房施設課

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1
TEL:03-3580-4111(代表) Fax:03-5511-7203
URL:<http://www.moj.go.jp>

平成23年度事後評価の実施に関する計画

1. 施策名等

施 策 名	施設の整備（苦小牧法務総合庁舎整備等事業）		
政 策 体 系 上 の 位 置 付 け	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 (VII-14-(2))		
施策の基本目標	司法制度改革の推進、治安情勢の変化に伴う新たな行政需要等により、十分な行政機能を果たすためには執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設の整備を行う。		
予 算 (案) 額	予算額（平成16年度～平成30年度）：2,032百万円		
評価実施予定期	平成24年8月	所 管 部 局	大臣官房施設課
評 価 方 式	事業評価方式		

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

既存施設（旧苦小牧法務総合庁舎）は昭和47年に建築された建物であるが、経年による老朽化に加えて、寒冷地という過酷な環境による建物各部の痛みが顕著な状況になっている。

また、統合受入れ等による職員の増加やOA機器等の増加により、著しい面積不足となっており、行政事務の円滑な遂行に支障を来している。

さらに、札幌法務局苦小牧支局では広範囲な地域を管轄していることから、遠方からの自家用自動車による来庁者が増加し、慢性的な駐車場不足の状況にある。

(2) 目的・目標

新営の必要に迫られている法務総合庁舎をPFI方式^{*1}による、現在地建替え整備をすることによって老朽及び面積不足の解消を図るとともに、適切な駐車台数を確保し、業務効率の改善、利用者へのサービスの向上を図るものである。

(3) 具体的内容

事業場所：北海道苦小牧市旭町3丁目5番

事業時期：平成16年度から（平成18年度から供用開始）

延べ面積：約3,528m²

入居官署：札幌地方検察庁苦小牧支部

札幌法務局苦小牧支局

3. 事前評価の概要

「大臣官房施設課における事業評価の概要」に基づき、次のとおり評価を行った。

(1) 必要性

事業の緊急性 118点（老朽、面積不足）

※ 事業の計画の緊急性（必要性）に関する評点が基準レベルである100点を超えたものを緊急性（必要性）のある事業とする。

※ 事業の緊急性とは、現状施設の老朽度、面積不足、事務所の借用、庁舎の分散、都市計画の関係、立地条件の不良、衛生条件の不良、施設の不備、法令等の状況を点数化したものである。

(2) 効率性

事業の効果 5.65

※ 事業の効果（費用対効果）が基準レベルである1を超えたものを効果のある事業とする。

※ 事業の効果とは、総費用（初期費用、維持修繕費）に対する建物の新営による

効果（利用者の利便、地域への寄与、安全の確保、環境への配慮）、検察庁としての加算効果（来庁者対応機能の充実、被害者への配慮、業務効率・適切な業務の遂行、防犯性の向上、位置の改善）及び法務局としての加算効果（来庁者対応機能の充実、業務処理機能充実）を比較した数値である。

（3）有効性

計画の妥当性 121点

※ 計画の妥当性に関する評点が基準レベルである100点を超えたものを妥当性のある事業とする。

※ 計画の妥当性とは、用地取得の見込み、災害防止・環境保全、アクセスの確保、都市計画・土地利用計画との整合性、敷地形状の位置に係る評価、建築物の規模、敷地の規模の規模に係る評価、単独庁舎・総合庁舎としての整備条件、機能性等の構造に係る評価を視点にして効果を点数化したものである。

（4）総合的評価

以上（1）（2）（3）より、新規事業採択の要件を満たしている。

4. 評価手法等

施設の供用開始から5年経過した後、「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」に基づき、「業務を行うための基本機能」と「政策及び重点施策に基づく付加機能」について実績を示すとともに関連するデータを示して、それぞれの効果の有無を確認することにより、本事業計画の効果について判定する。

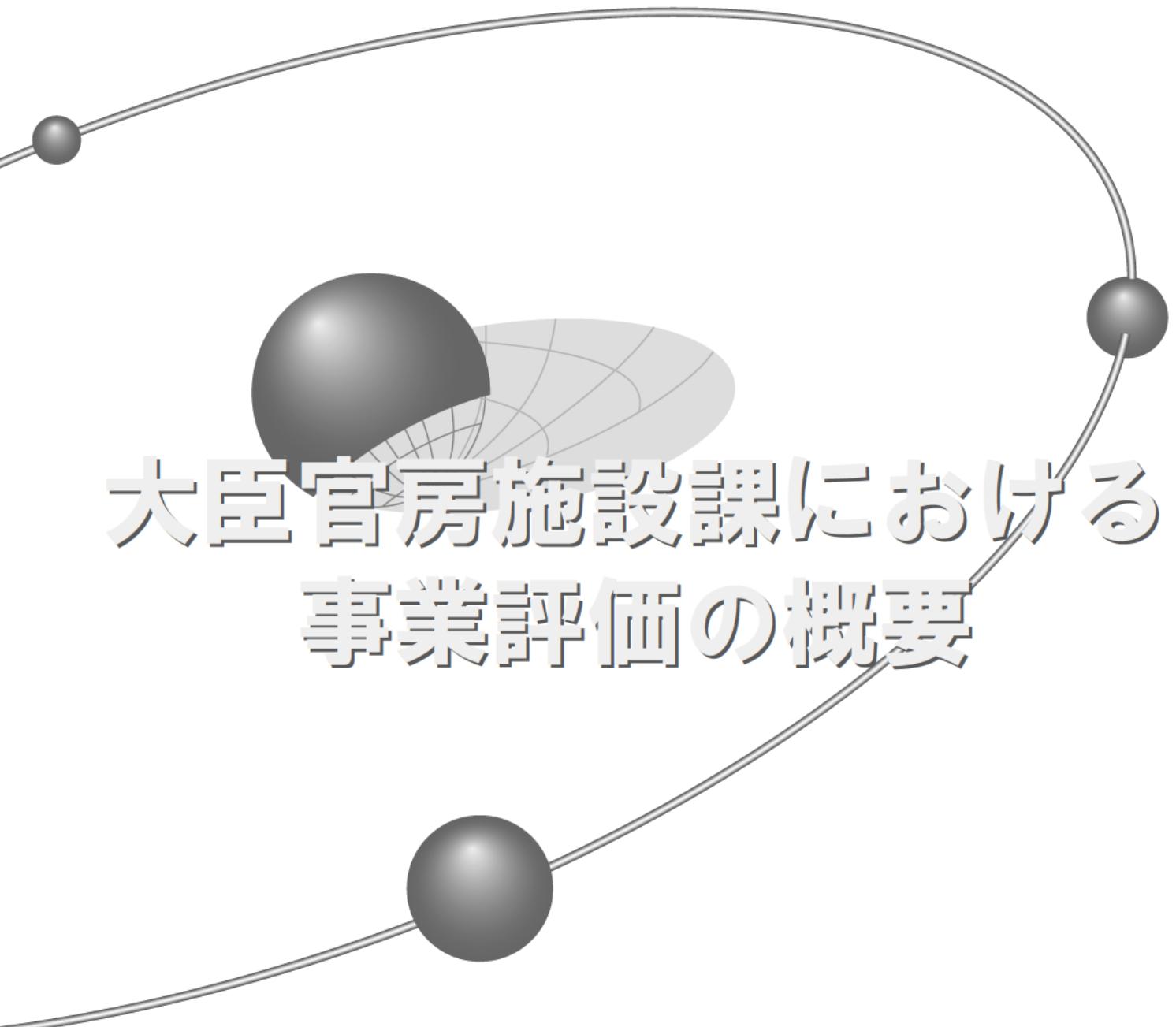
なお、事前評価においては、平成12年度に策定した「大臣官房施設課における事業評価の概要」に基づき評価を行ったが、平成21年度に一部の評価手法を見直し、「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」を策定したことから、事後評価においては同システムに基づき評価を実施する。

5. 関係する法令、施政方針演説等(主なもの)

6. 備考

*1 「PFI方式」

PFI (Private Finance Initiative)とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）に基づき実施され、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法のことである。



大臣官房施設課における 事業評価の概要

法務省大臣官房施設課

目 次

1. 政策評価とは	1
2. 法務省における政策評価	2
3. 法務省の政策の体系	3
4. 法務省大臣官房施設課における政策評価	4
5. 事業評価システムの流れ	5
6. 法務省大臣官房施設課における評価体制	6
7. 事業評価（事前評価）システムの概要	
(1) 官署施設	7
(2) 収容施設	13
参考資料	
• 費用対効果算出方法	19

①政策評価とは

政策評価とは、「国の行政機関が主体となり、政策の効果等を測定または分析し、客観的な判断を行うことにより、的確な政策の企画立案やその実施に資する情報を提供すること」です。

政策評価は、「企画立案(plan)」、「実施(do)」、「評価(see)」という政策の大きなマネジメント・サイクルの中に組み込まれ、実施されます。

②政策評価の目的

政策評価は、大きく以下の3項目を達成するために実施します。

- ①国民に対する行政の説明責任（アカウンタビリティ）の徹底。
- ②国民本位の効率的で質の高い行政の実現。
- ③国民的視点に立った成果重視への転換。

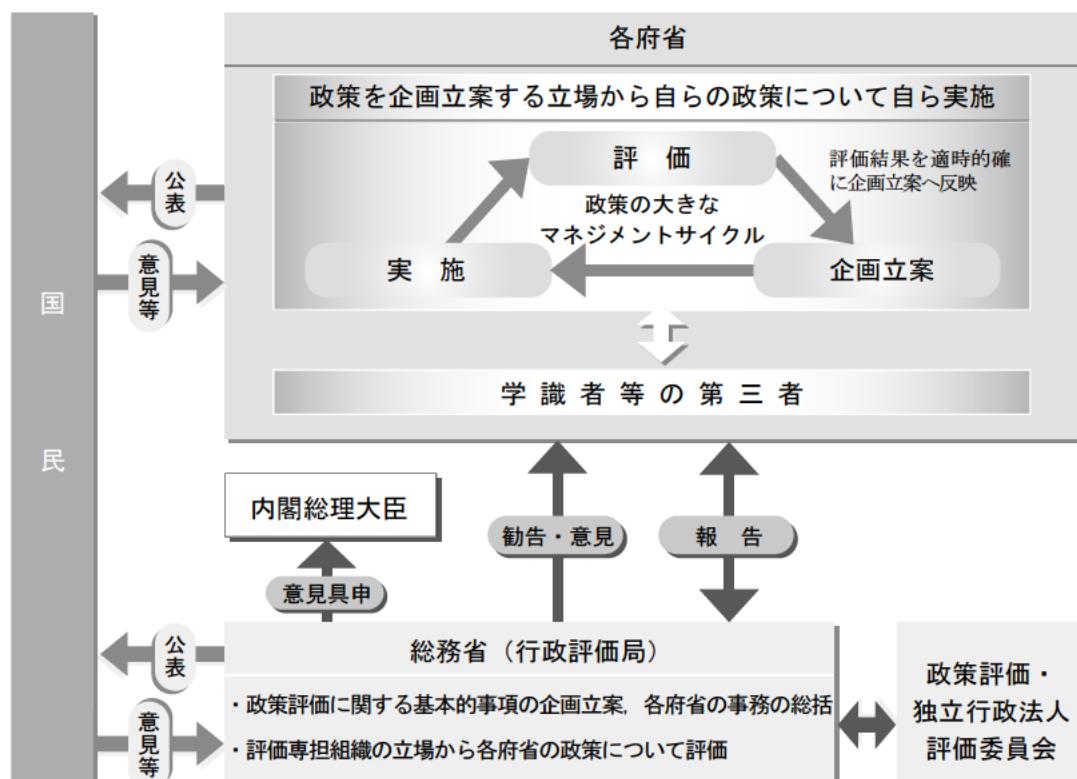
③評価の実施主体

- ・各府省は、政策を企画立案し遂行する立場からその政策について自ら評価を実施します。
- ・総務省は、評価専担組織の立場から各府省の政策について評価を実施します。

④第三者の活用

- ・各府省が評価を行うに当たって、必要に応じ学識経験者、民間等の第三者等を活用することとします。
- ・総務省には、民間有識者により構成される「政策評価・独立行政法人評価委員会」が置かれ、総務省の政策評価の中立性及び公平性を確保するために、総務省が行う政策評価の計画、実施状況、主要な勧告等の調査審議を行っています。

評価の枠組み



2. 法務省における政策評価 (法務省政策評価に関する基本計画)

① 法務省政策評価に関する基本計画とは

総務省のガイドラインを踏まえた法務省の政策評価の枠組みとして定めるもので、法務省の政策の特質等に応じた適切な政策評価活動が行われるように、基本とすべき計画を明確にするものです。

② 評価の対象

政策評価の対象としての「政策」は、多くの場合、「政策(狭義)」、「施策」及び「事務事業」という区分において捉えられ、相互に目的の手段の関係を保ちながら、全体として一つの体系を形成します。

③ 評価の観点

政策評価の実施に当たっては、主として必要性、効率性又は有効性の観点から行うほか、評価の対象とする政策の特性に応じ、公平性、優先性その他適切と認める観点を加味して行います。

④ 評価の方式及び実施の考え方

政策評価の方式は、事業評価方式、実績評価方式及び総合評価方式の3方式を用いるものとします。

又、政策評価は、政策の性質等に応じ、対象となる政策ごとに適切な評価の方式を採用して実施します。

⑤ 評価結果の政策への反映

政策評価の結果は、政策の企画立案作業等における重要な情報として適時的確に活用され、これに適切に反映される仕組を構築しています。

⑥ 評価結果等の公表

政策評価に関する情報の公表は、インターネットのホームページ(<http://www.moj.go.jp/>)を通じて行うほか、必要に応じて、政策評価企画室において隨時行います。

3つの評価方式

「総合評価」

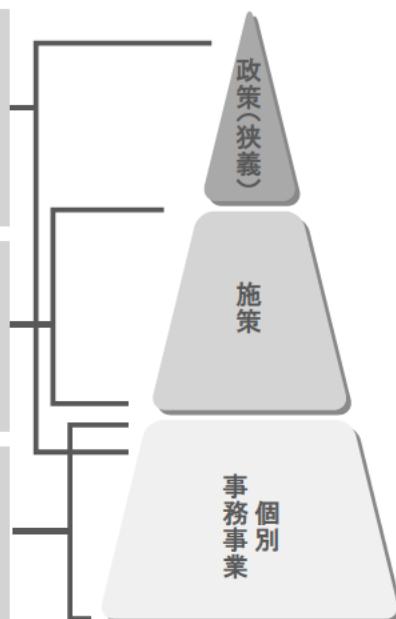
特定の課題を設定した上で、多角的な視点から総合的に評価し、政策の効果を明らかにするとともに、問題点の解決に資する多様な情報を提供することを主眼として実施するものです。

「実績評価」

行政の幅広い分野を対象として、政策の達成度合いについての情報を提供することを主眼として実施するものです。

「事業評価」

行政活動の採否、選択等に資する情報を提供することを主眼として実施するものです。



政策の体系（政策評価の対象）

評価の主要な観点

「必要性」

当該政策の目的が、国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当かなど

「効率性」

投入される費用等に見合った効果が得られる見込みがあるかなど

「有効性」

当該政策に基づく活動により、期待される効果が実際に得られる見込みがあるか

「公平性」

当該政策の目的に照らして、効果の受益や費用の負担が公平に分配されているか

「優先性」

上記観点からの評価を踏まえ、他の政策よりも優先的に実施すべきかなど

国民へのフィードバック

評価結果などの公表

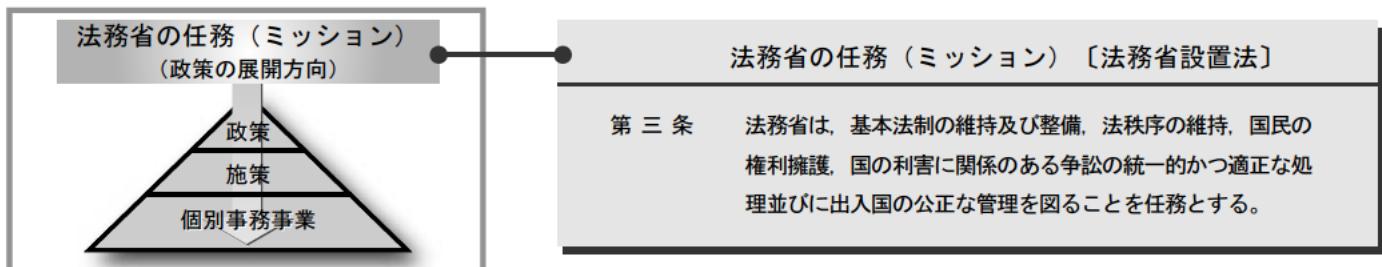
法務省へのフィードバック

評価結果の政策への反映

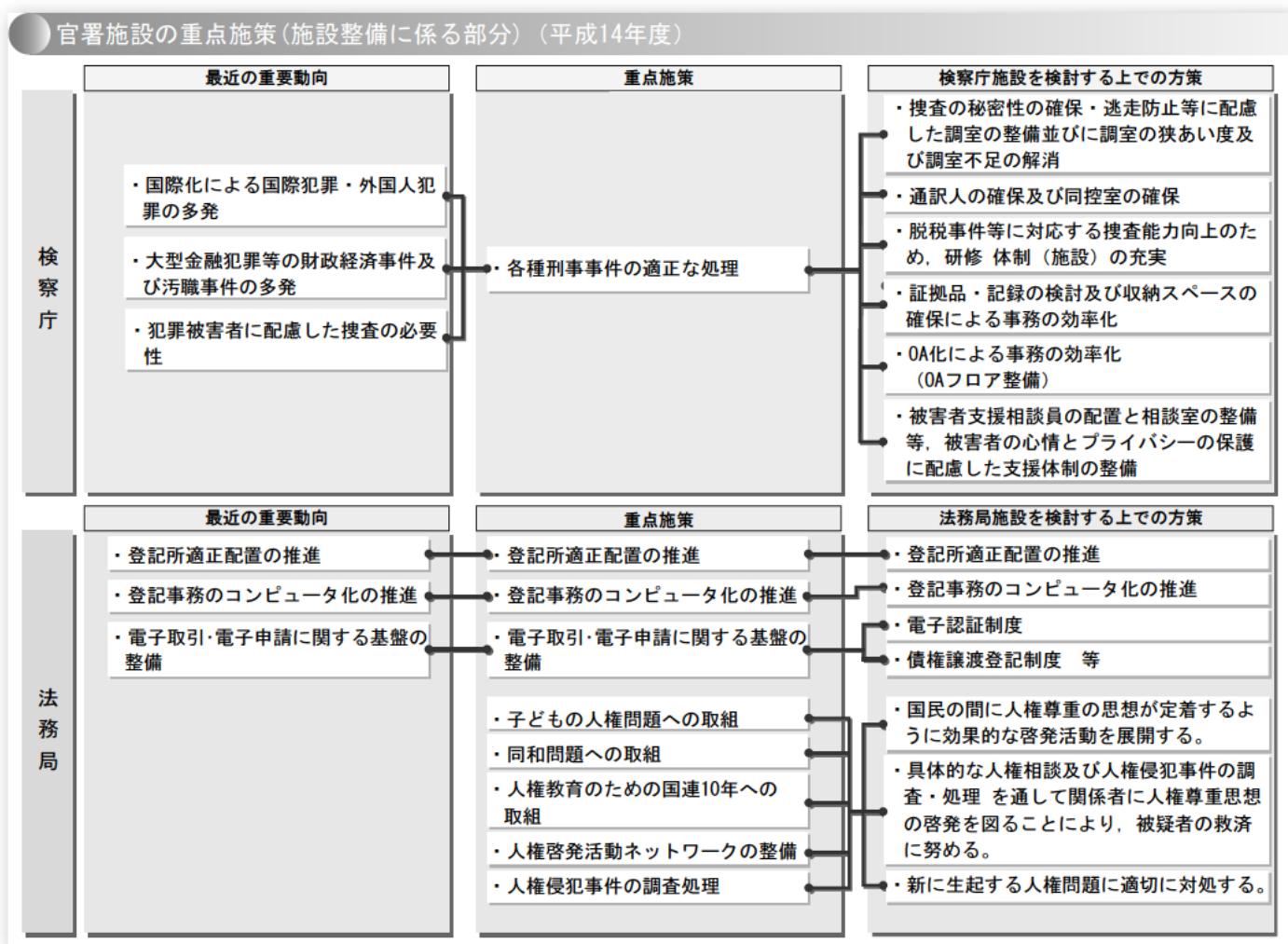
3. 法務省の政策の体系

政策の体系

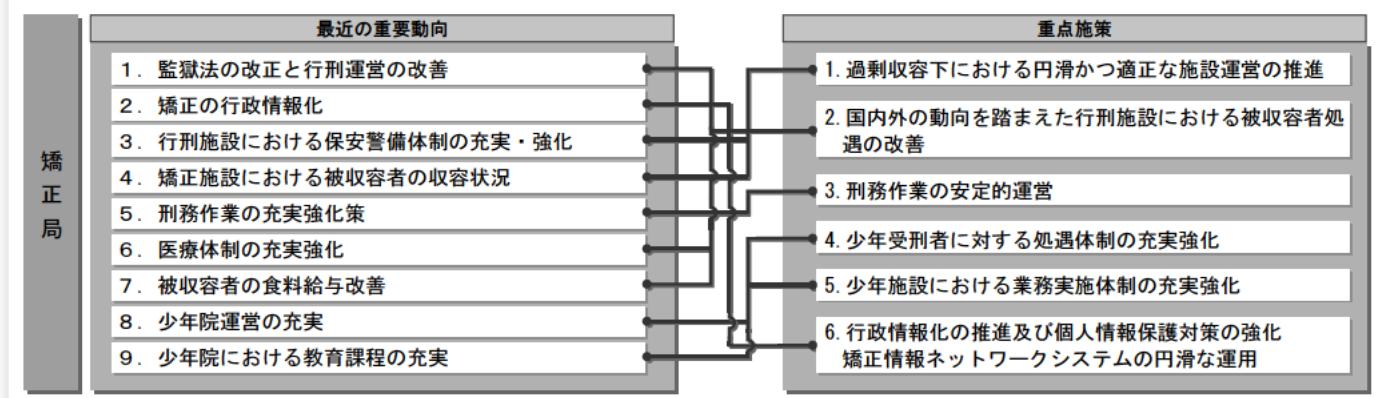
法務省では、政策の展開方向である法務省の任務（ミッション）を受け、毎年度、主幹部局（刑事局、民事局、矯正局等）が重点施策を策定しています。



官署施設の重点施策（施設整備に係る部分）（平成14年度）



収容施設の重点施策（平成14年度）



4. 法務省大臣官房施設課における政策評価（事業評価）

法務省大臣官房施設課の事業評価の概要

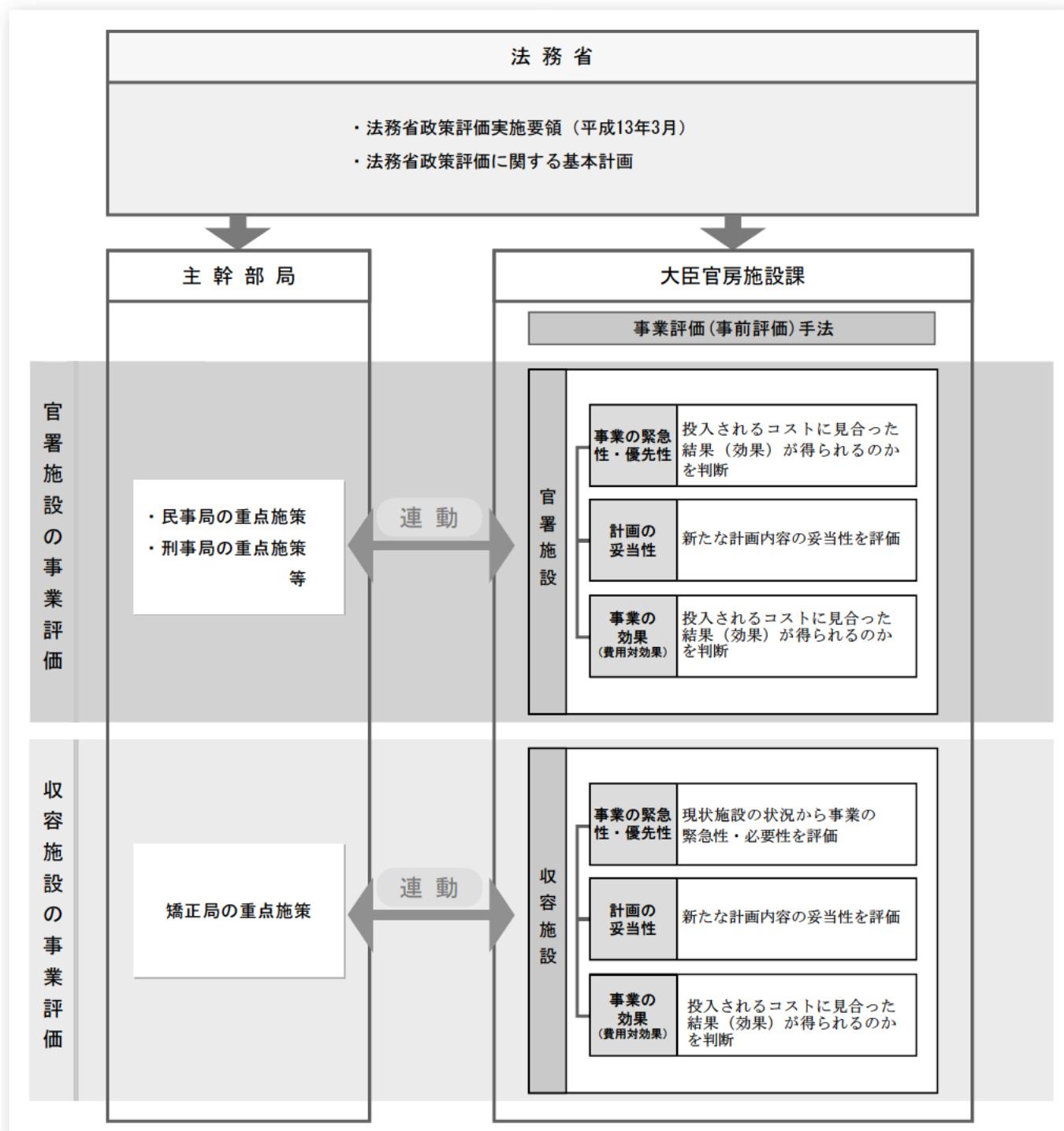
法務省大臣官房施設課では、法務省政策評価に関する基本計画を受け、政策評価のうち、事業評価を実施することとします。

○施設特性に応じた2つの評価手法の構築

大臣官房施設課の管轄する施設の特性を考慮し、「官署施設」と「収容施設」の大きく2つの事業評価を構築しています。
(官署施設とは、検察庁、法務局、地方更生保護委員会、保護観察所、入国管理局、公安調査局等のことです。)

○法務省主幹部局の重点施策と連動した評価手法

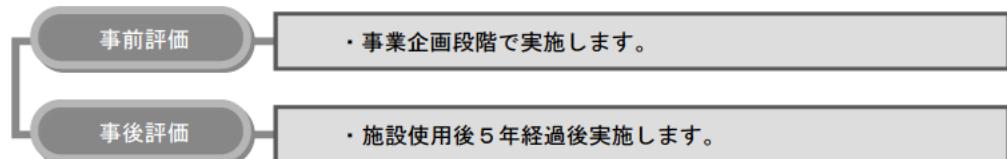
大臣官房施設課の事業評価では、施設運営を統括する主幹部局の重点施策等と連動した政策評価を確立しています。



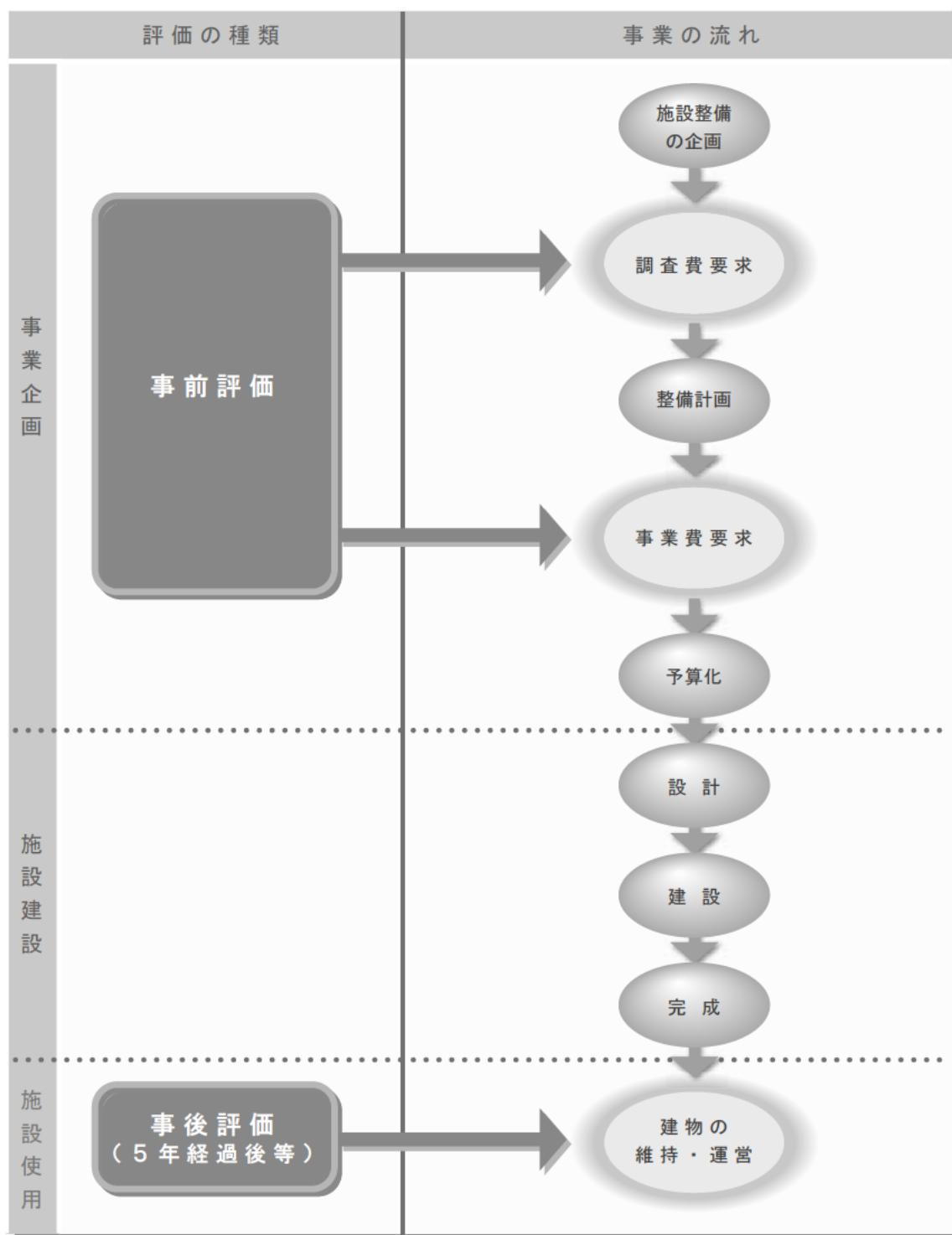
5. 事業評価システムの流れ

事前と事後の大体2つの評価の実施

大臣官房施設課では、大きく以下の時点で事業評価を実施します。



施設整備に関する業務の流れと評価の位置付け

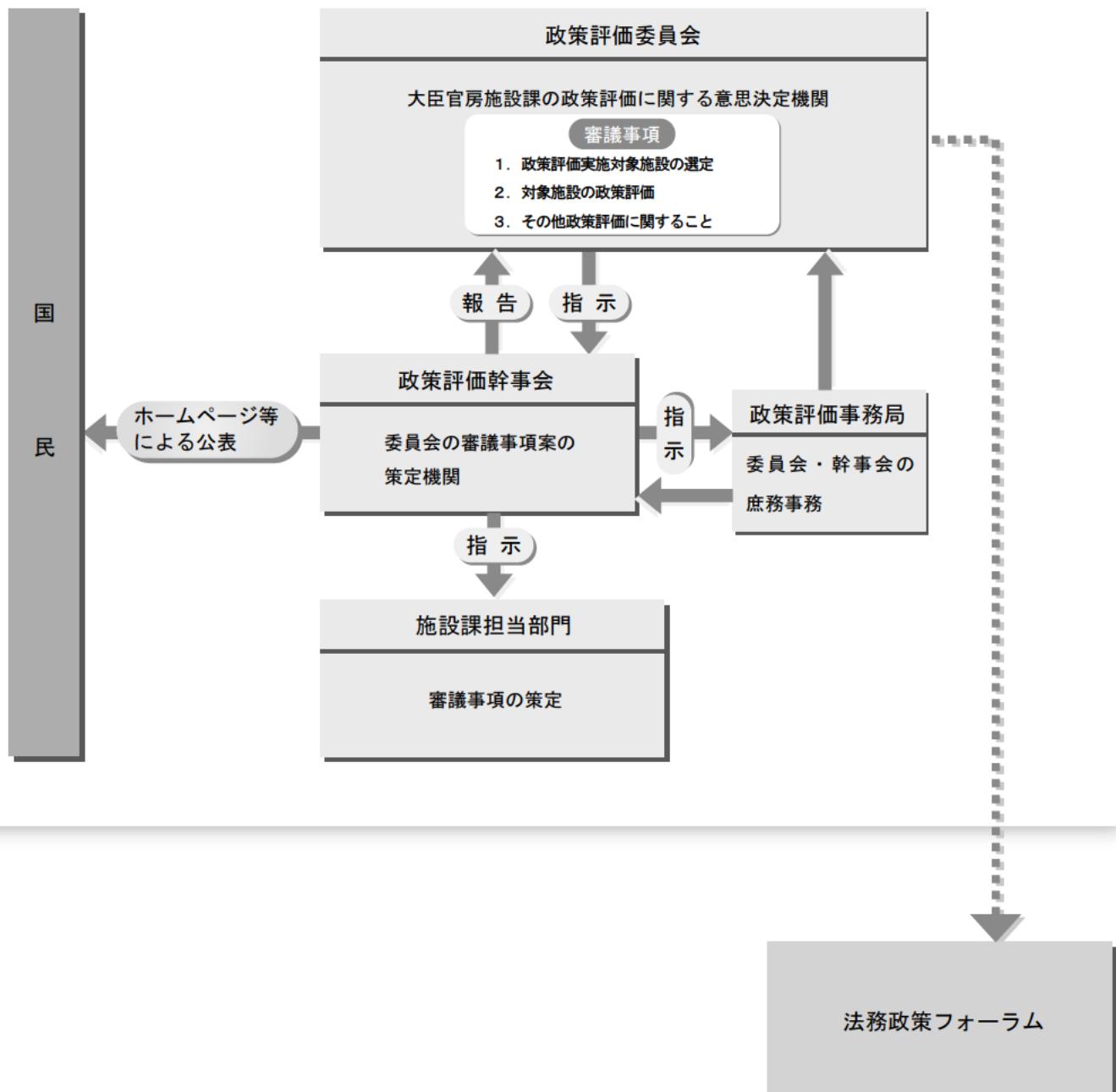


6. 法務省大臣官房施設課における評価体制

目的

大臣官房施設課における政策評価（事業評価）を迅速かつ適正に実施していくため、以下のような評価体制を定めています。

大臣官房施設課の政策評価（事業評価）体制図



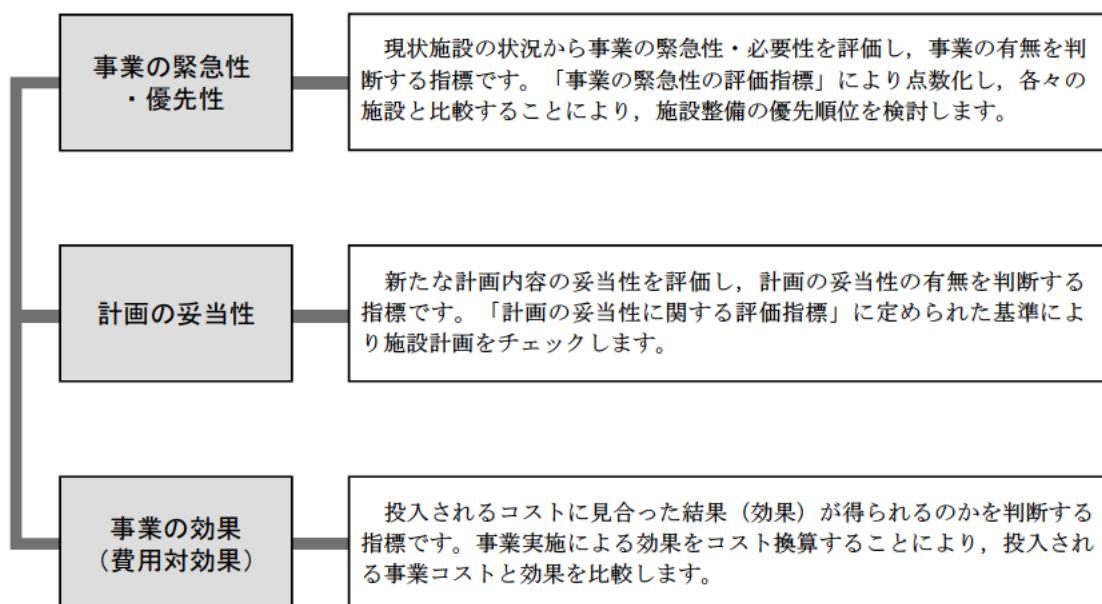
7. 事業評価(事前評価)システムの概要

(1) 官署施設

官署施設の事業評価（事前評価）システム

官署施設の事業評価（事前評価）は、「事業の緊急性・優先性」、「計画の妥当性」、「事業の効果（費用対効果）」の3つの評価指標から評価を実施します。

3つの評価指標の概要



事業の緊急性・優先性

○ 目的

現状の施設を、施設の現状から事業の緊急性・必要性を評価し、事業の有無を判断します。

○ 評価方法

- ① 入居官署を建替等の場合と新規施設の場合に分け、以下に示す評価指標を用いて官署ごとの評点を算出します。
- ② 計画理由に該当する内容を抽出します。
- ③ 計画理由が2以上のときは、主要素と従要素に区分し、主要素についての評点に従要素それぞれについての評点の10%を加えた点数を事業の緊急性・優先性の評点とします。
- ④ ただし、法務総合庁舎計画、特々計画又はシビックコア整備計画（一団地の官公庁施設計画を含む）に基づくものには、それぞれ10点を加算します。

事業の緊急性・優先性に関する評点が基準レベル（100点）を越えたものを緊急性のある事業とします。

用語の説明	保安度——木造施設の経年による構造、設備等の劣化の度合いや立地条件に関する指標です。 建設時点を約9000とします。
	現存率——非木造施設の経年による構造や設備等の劣化の度合いに関する指標です。 建設時点を100とします。
	面積率——現状施設の延床面積（m ² ）/新営施設の延床面積（m ² ）

○ 事業の緊急性・優先性の評価軸と基準

● 建替の場合

評価軸		判断基準				
		100	90	80	50	40
老朽	木造	保安度2,500以下	3,000以下	3,500以下	5,000以下	6,000以下
	非木造	現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	60%以下	70%以下		
狭あい	庁舎面積	面積率 0.50以下	0.55以下	0.60以下	0.75以下	0.80以下
借用返還	立退要求がある場合		借用期限が切れ即刻立退きが必要なもの		なるべく速やかに返還すべきもの	
	返還すべき場合、関係団体より借上げの場合又は借料が高額の場合			緊急に返還すべきもの	なるべく速やかに返還すべきもの	
分散	事務能率低下、連絡困難			2か所以上に分散、相互距離が1km以上で（同一敷地外）、業務上著しく支障があるもの		同一敷地内に分散業務上支障があるもの
都市計画の関係	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地	周囲が区画整理等施行済みで当該施行区分だけが残っているもの	区画整理等施行中で早く立ち退かないと妨害となるものの			区画整理等が計画決定済であるもの
	地域性上の不適			都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築で防火度50点以下のもの	80点以下	都市計画的に見て地域性上好ましくないもの又は防災地区若しくは準防災地区にある木造建物で防災度100点未満のもの
立地条件の不良	位置の不備			位置が不適当で業務上非常な支障を来している又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上又は環境上好ましくないもの
	地盤の不備	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの
衛生条件の不良	必要施設の不備	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行が困難なもの		施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来訪者の利用上著しく支障があるもの
施設の不備	採光、換気不良			法令による基準よりはるかに低いもの		法令による基準以下であるもの
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの				

● 新規施設の場合

評価軸		判断基準				
		100	90	80	50	40
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの				
新たな行政需要	新たな行政需要に対応した整備	当該行政需要への対応が特に緊急を要する		当該行政需要への対応を至急すべき		
機構新設	機構新設に伴う整備	整備を行わない場合、業務の遂行が著しく困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行が困難なもの		整備を行わない場合、業務上好ましくないもの

○ 計画の妥当性

○ 目的

新たな計画内容を評価し、計画の妥当性の有無を判断します。

○ 評価方法

- ① 各項目の該当する係数を抽出します。
- ② 各項目の係数をすべて掛け合わせ、100倍した数値を計画の妥当性の評点とします。
- ③ 施設計画の妥当性がある基準の100点以上を計画の妥当性の判断基準とします。

計画の妥当性に関する評点が基準レベル（100点）を越えたものを妥当性のある事業とします。

○ 計画の妥当性の評価軸と基準

評価軸		判断基準		
		1. 1	1. 0	0. 5
位置	用地取得の見込み	取得済み	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画有り、又は民有地を長期間借用可能なもの	敷地未定
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる	自然条件に災害防止・環境保全上著しい支援がある
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込み有り	整備の見込みなし
	都市計画・土地利用計画との整合性	都市計画・土地利用計画等に積極的に貢献	都市計画との整合	都市計画と整合しない
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に入出力できる構造の道路等に隣接している	
規模	建築物の規模	業務内容に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容に応じ、適切な規模が設定されている	規模未定
	敷地の規模	駐車場等、緑地等に必要な面積が確保されている	建物の規模に応じ適切な規模となっている	
構造	備 庁 営 単 独 廈 条 件 と し て の 合 同	単独庁舎の場合	単独庁舎計画としての整備が適當	合同庁舎計画として整備が必要
		合同庁舎の場合	合同庁舎としての整備条件が適當	合同庁舎計画として整備条件が整っていない
		機能性等	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である	標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能が満足されないおそれがある

事業の効果（費用対効果）

○ 目的

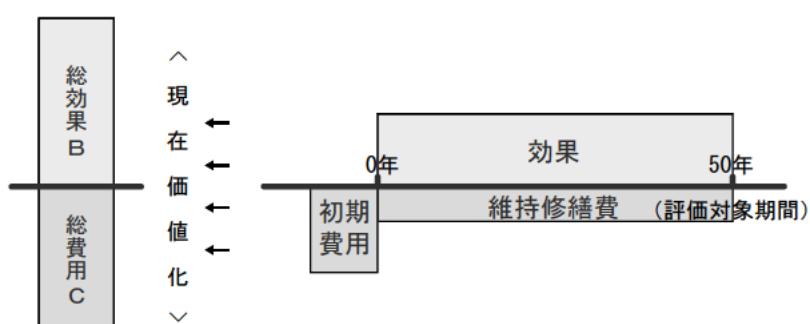
投入される事業コストに見合った結果（効果）が得られるかを評価します。具体的には、事業実施による効果をコスト換算し、投入される事業コストと比較します。

費用対効果分析方法の考え方

事業にかかる費用を上まわる効果があるかを表わす指標として費用対効果（B/C）を算出します。

費用対効果（B/C）		=	総効果 総費用
総費用	初期費用	・建設費 ・企画・設計関係費	
	維持修繕費	・修繕費・保全費・水道光熱費	
総効果	利用者の利便	・敷地利用の改善 (立地の改善) (規模の改善) ・行政サービスの向上 (執務能率の向上) (来庁者の利便性の向上)	
	地域への寄与	・地域住民の満足度の向上 ・地域経済効果	
	安全の確保	・地球温暖化対策 ・長期的耐用性	
	環境への配慮	・施設機能維持効果 ・防災安全性の向上	
	施設改善による各官署 (検察庁・法務局) の 行政サービスの向上	○検察庁の効果 ・来庁者対応機能の充実 ・被害者への配慮 ・業務効率・適切な業務の遂行 ・防犯性の向上 ・位置の改善 ○法務局の効果 ・来庁者対応機能の充実 ・業務処理機能の充実	
・費用及び効果の各項目は、当面の運用とし、適正な観点から適宜見直しを行います。			

費用対効果分析算出イメージ図



・評価対象期間は、原則として50年とします。

事業の効果（費用対効果）が基準レベル（1）を越えたものを効果のある事業とします。

○各効果項目の考え方

効果項目			効果の分類		考え方
			業務上の効果	利用者及び関係者の効果	
利用者の利便	敷地利用の改善	立地の改善		利便性の向上	立地場所の変化による最寄駅からのアクセスの短縮化を効果とします。
		規模の改善		利便性の向上	現状施設から新営施設の駐車スペースの増減を効果とします。
	行政サービスの向上	執務能率の向上	円滑な業務の遂行	利便性の向上	施設の新営に伴う狭あい解消、情報化への対応等による執務能率の向上を効果とします。
		来庁者の利便性の向上	円滑な業務の遂行	時間短縮	施設の新営に伴う来庁者の利便性（待ち時間短縮等）を効果とします。
地域への寄与	地域住民の満足度の向上			満足度の向上	施設整備により敷地及び建物の景観の向上を効果とします。
	地域経済効果			賑わいの創出	当該施設への来庁者による周辺への各種経済的向上を効果とします。
安全の確保	施設機能維持効果		LCCの削減	LCCの削減	現状施設のライフサイクルコストと新営した施設でのライフサイクルコストの差を効果とします。
	防災安全性の向上		耐震、防災安全性の向上	耐震、防災安全性の向上	新営施設が持つ耐震性、防災安全性のレベルまで現状施設のレベルを高めるために必要なコストを効果とします。
環境への配慮	地球温暖化対策		LCCO2の削減	LCCO2の削減	現状施設と新営施設の運用段階のエネルギー消費に伴うCO2の排出量の低減を効果とします。
	長期的耐用性		長期間の使用が可能	経済性の向上	新営施設をより長期間使用できるように計画することによって経済的効果を出すものです。

検察庁が入居する場合

施設改善による検察庁の行政サービスの向上の効果を加算することにより、
検察庁の「事業の効果」の項目とします。

検察庁としての加算効果項目	効果項目		効果の分類	
			業務上の効果	利用者及び関係者への効果
来庁者対応機能の充実	情報提供スペースの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的合意の形成 ・職員の意識改革 	<ul style="list-style-type: none"> ・検察業務への理解 ・国民の満足度の向上 	
	地域住民の満足度の向上		<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の安全性の向上 ・利便性の向上 	
被害者への配慮	被害者支援相談機能の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者支援相談員制度の円滑な実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者の保護 ・人権への配慮 	
	カウンセリング室の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・事件の協力への貢献 ・適切・迅速な事件処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者の安心感の向上 ・人権への配慮 	
業務効率・適切な業務の遂行	調査の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・適切・迅速な事件処理 ・円滑な業務の遂行 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会秩序の維持 ・事件の早期解決 	
	関係機関との打合せスペースの確保	<ul style="list-style-type: none"> ・適切・迅速な事件処理 ・警察官等捜査関係者の利便性の向上 	・事件の早期解決	
	保管機能の充実		<ul style="list-style-type: none"> ・記録や証拠品等を適切・安全に保管 ・検察行政に対する信頼性の向上 ・プライバシーの配慮 	
防犯性の向上	被疑者専用動線、控室等の充実・確保	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯性の向上 	・プライバシーの保護	
位置の改善	立地場所の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・円滑な業務の遂行 	・利用者の利便性向上	

法務局が入居する場合

施設改善による法務局の行政サービスの向上の効果を加算することにより、
法務局の「事業の効果」の項目とします。

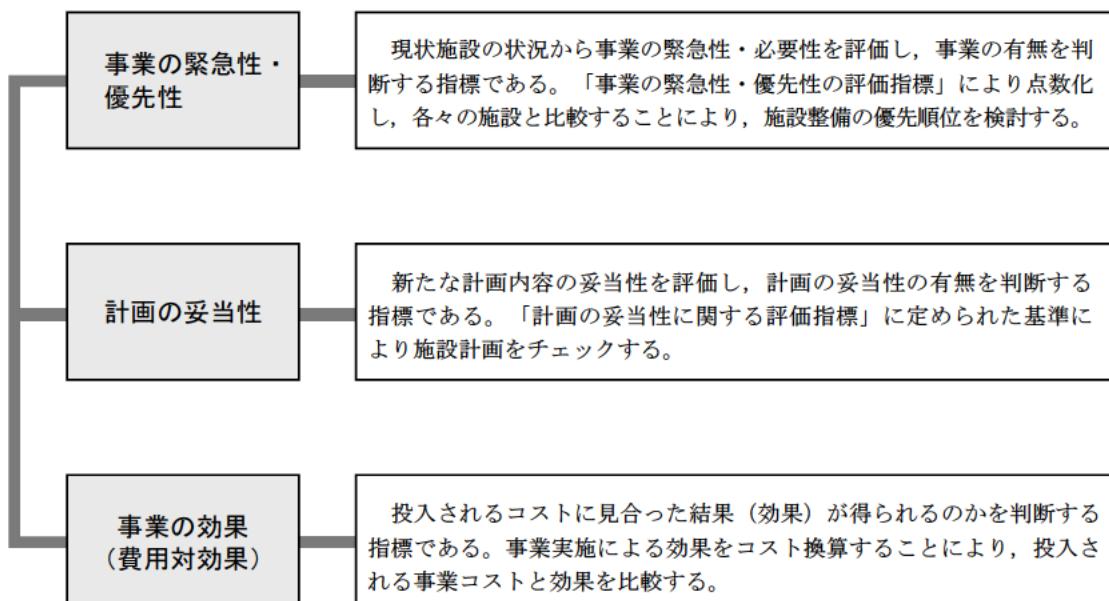
法務局としての加算効果項目	効果項目		効果の分類	
			業務上の効果	利用者及び関係者への効果
来庁者対応機能の充実	待合機能（情報提供スペース）の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・法務行政への理解の促進 ・アカウンタビリティの向上 ・人権啓発の推進 ・職員の意識改革 	<ul style="list-style-type: none"> ・登記制度、戸籍・国籍制度、人権問題の正しい理解 ・人権啓発効果の向上 	
	相談機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な人権問題への対応の充実・向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の満足度の向上 ・利用者の利便性の向上 	
	バリアフリー化（高齢者・身障者）への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・安全性の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の利便性の向上 ・利用者の安全性の向上 	
業務処理機能の充実	登記窓口・事務室の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・適正・迅速な業務の遂行 ・円滑な業務の遂行 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の待ち時間の短縮 ・利用者の利便性の向上 	
	閲覧機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・適正・迅速な業務の遂行 	・利用者の利便性の向上	
	書庫の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・データの安全管理の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の財産権の保護への寄与 ・社会基盤の維持 	

(2) 収容施設

○ 収容施設の事業評価（事前評価）システム

収容施設の事業評価（事前評価）は、被収容者等を収容するという施設の特性を考慮し、「事業の緊急性・優先性」、「計画の妥当性」、「事業の効果（費用対効果）」の3つの評価指標から評価を実施します。

○ 3つの評価指標の概要



○ 事業の緊急性・優先性

○ 基本的な考え方

現状施設の状況から事業の緊急性を評価し、政策的観点から事業の優先性を判断します。又、各々の施設と比較し、施設整備の優先順位を検討する資料の1つとしても活用します。

○ 評価方法

- ① 対象施設を建替施設の場合と新規施設の場合に分け、以下に示すそれぞれの評価指標を用いて評点を算出します。
- ② 計画理由に該当する内容を抽出します。
- ③ 計画理由が2以上のときは、主要素（評点が最も高い計画理由等）と従要素（その他の計画理由）に区分し、主要素についての評点に従要素それぞれについての評点の10%を加えた点数を事業の緊急性・優先性の評点とします。
- ④ 施設運営上非常に問題があり、建替の必要がある基準の100点以上を、事業の緊急性の判断基準とします。

事業の緊急性・優先性に関する評点が基準レベル（100点）を越えたものを緊急性のある事業とします。

用語の説明	保安度——木造施設の経年による構造、設備等の劣化の度合いや立地条件に関する指標です。 建設時点を約9000とします。 現存率——非木造施設の経年による構造や設備等の劣化の度合いに関する指標です。 建設時点を100とします。 面積率——現状施設の延床面積（m ² ）／新営施設の延床面積（m ² ）
-------	--

○ 事業の緊急性・優先性の評価軸と基準

● 建替の場合

評価軸		判断基準			
		100	90	50	40
老朽	木造	保安度2,500以下	3,000以下	5,000以下	5,500以下
	非木造	現存率50%以下又は 経年、被災等により 構造耐力が著しく低 下し、非常に危険な 状態にあるもの	60%以下 同左		
狭い	施設面積	面積率 0.50以下	0.55以下	0.75以下	0.80以下
収容能力	過剰収容	収容定員より3割 以上多く収容して いる	収容定員より2割 以上多く収容して いる		
施設の不備	機能・設備の不備	矯正施策の遂行上、 当該施設の機能・設 備面での不備のため 建替えが必要	矯正施策の遂行上、 当該施設の機能・ 設備面での不備の ため施設の大規模 な改善が必要		
法令等	現行法規 (都市計画法、建築 基準法)との適合	都市計画法に適合し ていない 建築基準法上、建替 えないと適合しない	建築基準法上、施設 全般にわたり、施設 の大規模な改善が必 要		

● 新規施設の場合

評価軸		判断基準			
		100	90	50	40
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に に基づき整備が必要な			
新たな行政需要	新たな行政需要 に対応した整備	当該行政需要への対 応が特に緊急を要す る			
機構新設	機構新設に伴う 整備	整備を行わない場合、 業務の遂行が著しく 困難なもの		整備を行わない場 合、業務上好まし くないもの	

計画の妥当性

○ 目的

新たな計画内容を評価し、計画の妥当性の有無を判断します。

○ 計画の妥当性に関する評価軸と基準

評価軸			評価基準	
			1. 1	1. 0
地域との調和	周辺環境との調和	景観への配慮	周辺環境に調和する景観計画が十分に行われている	周辺環境に調和する景観計画がある程度行われている
		安全性の確保		①人権・プライバシーの確保（俯瞰防止など）、②保安管理体制の確保、③外部からの呼びかけ、投げ込み等への配慮、のうち、3点とも充たす計画である
	地域の相談窓口の充実	相談窓口の設置	相談窓口が設置されている	
		地域の人々が気軽に利用しやすい配置		外来鑑別機能の存在を示す見やすい看板・案内の設置等、地域の人々が利用しやすい配慮がなされている
		地域に密着した青少年育成に係る各種相談窓口機能の充実		情報機器による相談対応が可能なよう機器設置スペース、または教育機関に対する研修が行える研修室等が確保されている
業務の効率化・処遇改善	来訪者対応機能の充実	面会待合室・面会室等の機能改善	収容人数に対して、十分な量と質が確保されている	収容人数に応じて適度な量と質が確保されている
	円滑な業務の遂行	面接調査室・調査室等の機能改善	収容人数に対して、十分な量と質が確保されている	収容人数に応じて適度な量と質が確保されている
	職業訓練の充実	職業訓練機能の充実	収容者に応じた職種を用意出来る量と質が十分確保されている	収容者に応じた職種を用意出来る量と質が適度に確保されている
	社会復帰体制の充実	改善更生の充実	収容人数に対して、十分な量と質が確保されている	収容人数に応じて適度な量と質が確保されている
	教育環境の充実	教育内容・教育方法の充実	収容人数に対して、十分な量と質が確保されている	収容人数に応じて適度な量と質が確保されている
	被収容者の処遇・生活環境の改善	居室（単独室・共同室）の機能改善	収容人数に対して、十分な量と質が確保されている	収容人数に応じて適度な量と質が確保されている
	職員の執務環境の向上	機能改善	職員数に応じた、十分な量と質が確保されている	職員数に応じて適度な量と質が確保されている
環境負荷の小さな施設づくり	環境にやさしい施設づくり（環境負荷低減型施設）	周辺環境の配慮	建物配置、建物形、使用材料、設備システムの検討等において、地域風土を十分に考慮した設計が行われている	建物配置建物形態、使用材料、設備システムの検討等において、地域風土をある程度考慮した設計が行われている
		ライフサイクルコストの低減・省エネ・省資源	自然エネルギー（通風・採光）活用、雨水の再利用、ソーラーシステム、透水性舗装等のうち、3つ以上について配慮されている	自然エネルギー（通風・採光）活用、雨水の再利用、ソーラーシステム、透水性舗装等のうち、2つ以上について配慮されている
		環境負荷の少ない材料の選択	自然材料（木材・石材）やリサイクル材が積極的かつ適切に利用されている	自然材料（木材・石材）やリサイクル材がある程度利用されている
フレキシビリティの向上	フレキシビリティの向上	施設のフレキシビリティの向上	特別に耐久性の高い材料・工法を使用している、または、将来の機能改善に適度に対応できる計画となっている	将来の機能改善への対応が考慮された計画となっている

○ 評価方法

- ① 各項目の該当する係数を抽出します。
- ② 各項目の係数をすべて掛け合わせ、100倍した数値を計画の妥当性の評点とします。

計画の妥当性に関する評点が基準レベル（100点）を越えたものを妥当性のある事業とします。

評価基準		対象施設ごとの評価項目	
0. 7	0. 5	地域との調和	周辺環境との調和
周辺環境との調和があまり考えられていない計画である		業務の効率化・ 処遇改善	来訪者対応機能の充実 円滑な業務の遂行 職業訓練の充実 社会復帰体制の充実 被収容者の処遇・生活環境の改善 職員の執務環境の向上
①人権・プライバシーの確保（俯瞰防止など）、②保安管理体制の確保、③外部からの呼びかけ、投げ込み等への配慮、のうち、1点も充たさない計画である			環境にやさしい施設づくり（環境負荷低減型施設）
			フレキシビリティの向上
全く確保されていない			
全く確保されていない			
1つの職業訓練しか出来ない			
全く確保されていない			
全く確保されていない		少年院	地域の相談窓口の充実 来訪者対応機能の充実 円滑な業務の遂行 教育環境の充実 被収容者の処遇・生活環境の改善 職員の執務環境の向上
全く確保されていない			環境にやさしい施設づくり（環境負荷低減型施設）
全く確保されていない			フレキシビリティの向上
自然エネルギー（通風・採光）活用、雨水の再利用、ソーラーシステム、透水性舗装等のうち、どれについても配慮されていない			
		少年鑑別所	地域の相談窓口の充実 来訪者対応機能の充実 円滑な業務の遂行 被収容者の処遇・生活環境の改善 職員の執務環境の向上
			環境にやさしい施設づくり（環境負荷低減型施設）
			フレキシビリティの向上

事業の効果（費用対効果）

○ 目的

投入される事業コストに見合った結果（効果）が得られるかを評価します。具体的には、事業実施による効果をコスト換算し、投入される事業コストと比較します。

費用対効果分析方法

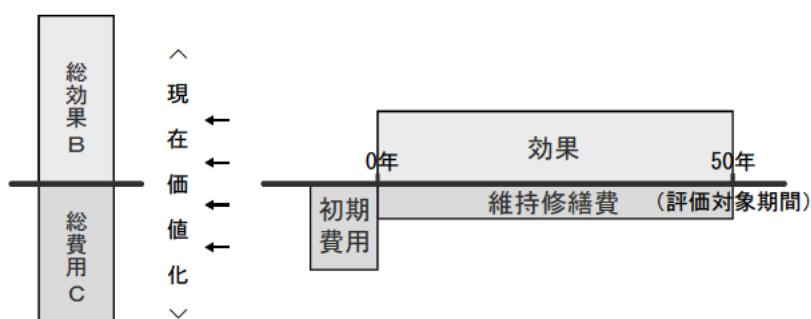
事業にかかる費用を上まわる効果があるかを表わす指標として費用対効果（B/C）を算出します。

$$\text{費用対効果 (B/C)} = \frac{\text{総効果}}{\text{総費用}}$$

総費用	初期費用	・建設費 ・企画・設計関係費
	維持修繕費	・修繕費　　・保全費　　・維持管理費
総効果	安全性の向上	・耐震安全性の向上 ・防火安全性の向上 ・保安安全性の向上
	業務効率・処遇改善	・円滑な業務の遂行 ・執務環境の向上による処遇改善
	建物価値の向上	・建物の長寿命化 ・ライフサイクルコストの削減
	過剰収容	・収容室の拡充
	環境への配慮	・LCCO2 の削減
	立地条件の改善 (移転の場合)	・時間・距離の短縮

・費用及び効果の各項目は、当面の運用とし、適正な観点から適宜見直しを行います。

費用対効果分析算出イメージ図



・評価対象期間は、原則として50年とします。

事業の効果（費用対効果）が基準レベル（1）を越えるものを効果のある事業とします。

○ 各効果項目の考え方

効果項目	効果	効果の分類		
		業務上の効果	利用者及び 関係者の効果	考え方
安全性の向上	耐震安全性 防災安全性 保安安全性) の向上	保安警備の充実	安心感の向上	新営施設が持つ耐震性、防火・防災性、保安安全性のレベルまで現状施設のレベルを高めるために必要なコストを効果とします。
業務効率・ 処遇改善	円滑な業務の遂行	円滑な業務の 遂行	処遇の改善 (人権への配慮)	施設の新営に伴う面会室、調室の充実による利用機会・利用時間の向上を効果とします。
	執務環境の向上による処遇改善	執務環境の向上	処遇の改善	施設の新営に伴う狭い解消、情報化への対応等による執務能率の向上と被収容者の処遇の改善を効果とします。
建物価値の 向上	建物の長寿命化	長期間の使用が 可能	経済性の向上	新営施設をより長期間使用できるように計画することによって、経済効果を出すものです。
	ライフサイクルコストの削減	LCCの削減	LCCの削減	現状施設のライフサイクルコストと新営でのライフサイクルコストの差を効果とします。
過剰収容への 対応	収容室の拡充	過剰収容への 対応	処遇の改善 (人権の配慮)	新営施設の収容室を適性に確保することによる過剰収容への対応を効果とします。
環境への配慮	LCCO ₂ の削減	LCCO ₂ の削減	LCCO ₂ の削減	現状施設と新営施設の運用段階のエネルギー消費に伴うCO ₂ の排出量の低減を効果とします。
地域への寄与	施設の開放利用		福祉の向上	新営施設の一部を地域住民に開放することによる地域福祉の向上を効果とします。
	災害時の緊急避難場所として利用		安心感の向上	新営施設の一部を災害時の緊急避難場所として開放することによる地域の安心感の向上を効果とします。
	地域経済効果		地域経済の向上	食糧・衣類・原材料等を地域から購入することによる地域経済の向上を効果とします。
位置の改善	時間・距離の短縮	円滑な業務の 遂行		立地場所の変化による関係機関へのアクセスの短縮化を効果とします。

(参考資料) 費用対効果算出方法

官署施設費用対効果算出方法

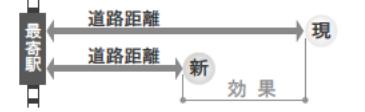
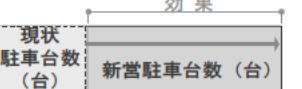
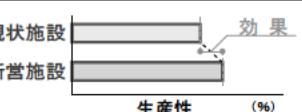
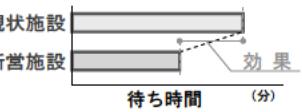
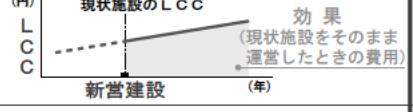
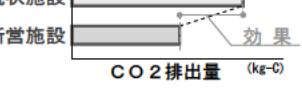
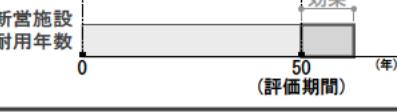
○総費用の算出方法

凡例 

項目		(各年の費用の) 算出方法
初期費用	建設費	建設工事に要する費用を積み上げにより算出する。
	企画・設計関係費	<ul style="list-style-type: none"> 建設企画、現地調査、設計、環境管理（アセスメント）、効果分析に要する費用を積み上げ算出する。 ただし、積み上げが困難な場合は、建設費の5%とする。
維持修繕費	修繕費	評価対象期間中の大規模修繕、各所修繕に要する費用を実績値等により算出する。
	保全費	評価対象期間中の経常的に発生する建設維持に要する費用（点検及び保守、運転・監視、清掃等）を実績値等により算出する。
	水道光熱費	評価対象期間中の電気、ガス、水道、油等に要する費用を実績値等により算出する。

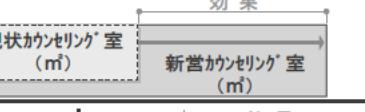
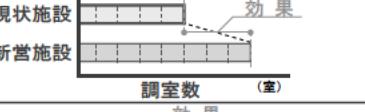
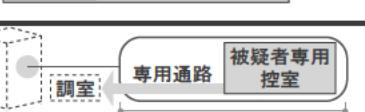
○検察庁・法務局共通の効果項目の算出方法

凡例   

項目		(各年の効果の) 算出方法	効果計測イメージ
利用者の利便	敷地利用の改善	立地の改善 (現状施設までの距離 - 新営施設までの距離) ÷ 80m/分 × 年間来庁者数 × 時間短縮費用(40円/分)	
		規模の改善 (新営施設駐車台数 - 現状施設駐車台数 ^(注1)) × 8時間 × 周辺駐車料金 × 240日 × 積働率0.5	
	行政サービスの向上	執務能率の向上 職員平均年収(6,000千円/年) × 生産性向上率 × 職員計画人員	
		来庁者の利便性の向上 滞在短縮時間 × 年間来庁者数 × 時間短縮費用 (40円/分)	
地域への寄与	地域住民の満足度の向上	(新営建設費 - 現状再建設費 × 現状施設現存率/100) × 評価係数0.7	
	地域経済効果	(新営施設経済効果額 - 旧庁舎経済効果額) × 年間来庁者数	
安全の確保	施設機能維持効果	現状施設の修繕費 + 増築想定庁舎の修繕費	
	防災安全性の向上	(耐震改修単価(56.6千円/m ²) + 防災改修単価(18.4千円/m ²)) × 現状施設延床面積	
環境への配慮	地球温暖化対策	(現状施設CO ₂ 排出量 - 新営施設CO ₂ 排出量) (kg-C) × 原単位(1640円/kg-C)	
	長期的耐用性	新営施設の建設費(円) × 残存率 [※] (%) $\text{※残存率} = \frac{\text{耐用年数} - \text{評価対象期間}}{\text{評価対象期間}}$	

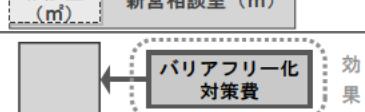
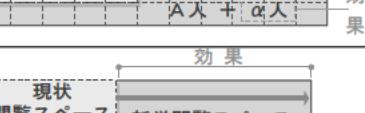
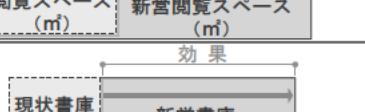
○検察庁の加算効果項目の算出方法

凡例  毎年効果が発生する項目  現状施設  新営施設

項目		(各年の効果の) 算出方法	効果計測イメージ
来庁者対応機能の充実	情報提供スペースの充実	(新営待合室面積 - 現状待合室面積) (坪) × 周辺オフィス相場(円/坪・月) × 12か月	
	バリアフリー化(高齢者・障害者)への対応	バリアフリー化対策費単価(6,400円/m²) × 新営延床面積(m²)	
被害者への配慮	被害者支援相機能の設置	(新営被害者支援相談室面積(坪) × 周辺オフィス相場(円/坪・月) × 12か月	
	カウンセリング室の設置	(新営カウンセリング室面積 - 現状カウンセリング室面積) (坪) × 周辺オフィス相場(円/坪・月) × 12か月	
業務効率・適切な業務の遂行	調査の充実	調査室の増加数(室) × 配置人員(2人/室) × 労働時間(2,000時/年) × 労働コスト(3,200円/時)	
	関係機関との打合せ室の確保	(新営打合せ室面積 - 現状打合せ室面積) (坪) × 周辺オフィス相場(円/坪・月) × 12か月	
	保管機能の充実	(新営保管機能面積 - 現状保管機能面積) (坪) × 周辺倉庫相場(円/坪・月) × 12か月	
防犯性の向上	被疑者専用動線、控室等の充実・確保	(新営被疑者専用控室の床面積(坪) × 1.5) × 周辺オフィス相場(円/坪・月) × 12か月	
位置の改善	立地場所の改善	裁判所との移動短縮時間(分) × 機会費用(500円/分) × 年間移動回数(台/年)	

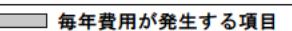
○法務局の加算効果項目の算出方法

凡例  毎年効果が発生する項目  現状施設  新営施設

項目		(各年の効果の) 算出方法	効果計測イメージ
来庁者対応機能の充実	待合機能(情報提供スペース)の充実	(新営待合室面積 - 現状待合室面積) (坪) × 周辺オフィス相場(円/坪・月) × 12か月	
	相談機能の充実	(新営相談室面積 - 現状相談室面積) (坪) × 周辺オフィス相場(円/坪・月) × 12か月	
	バリアフリー化(高齢者・身障者)への対応	バリアフリー化対策費単価(円/m²) × 新営延床面積(m²)	
業務効率・適切な業務の遂行	登記窓口・事務室の充実	(登記事務室の増加床面積(m²) ÷ 基準面積(m²/人)) × 労働時間(2,000時/年) × 劳働コスト(3,200円/時)	
	閲覧機能の充実	(新営閲覧スペース面積 - 現状閲覧スペース面積) (坪) × 周辺オフィス相場(円/坪・月) × 12か月	
	書庫の充実	(新営書庫 - 現状書庫) (坪) × 周辺倉庫相場(円/坪・月) × 12か月	

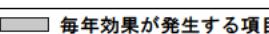
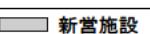
収容施設費用対効果算出方法

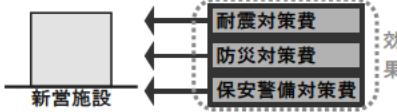
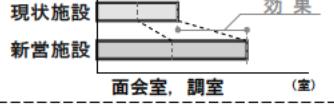
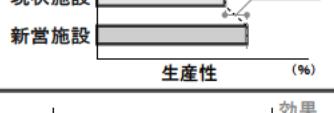
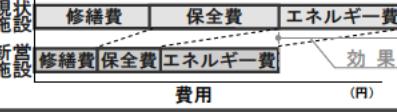
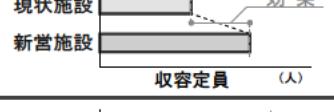
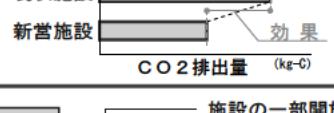
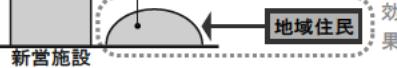
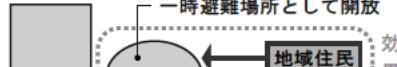
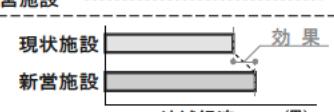
○総費用の算出方法

凡例 

項目		(各年の費用の) 算出方法
初期費用	建設費	建設工事に要する費用を積み上げにより算出する。
	企画・設計関係費	・建設企画、現地調査、設計、環境管理（アセスメント）、効果分析に要する費用を積み上げ算出する。 ・ただし、積み上げが困難な場合は、建設費の5%とする。
維持修繕費	修繕費	評価対象期間中の大規模修繕、各所修繕に要する費用を実績値等により算出する。
	保全費	評価対象期間中の経常的に発生する建設維持に要する費用（点検及び保守、運転・監視、清掃等）を実績値等により算出する。
	水道光熱費	評価対象期間中の電気、ガス、水道、油等に要する費用を実績値等により算出する。

○総効果の算出方法

凡例   

効果項目	効果	算出方法	効果計測イメージ
安全性の向上	耐震安全性 防災安全性 の向上 保安安全性	(耐震対策費 (56.6千円/m ²) + 防災対策費 (18.4千円/m ²) + 保安警備対策費 (15.6千円/m ²)) × 新営施設の延床面積 (m ²)	
業務効率 処遇改善	円滑な業務の遂行	(面会室の利用時間の増加 + 調査の利用增加時間) × 機会費用 (3千円/年)	
	執務環境の向上による処遇改善	職員の平均年収 (6,300千円/年) × 生産性向上率 × 職員計画人員	
建物価値 の向上	建物の長寿命化	新営施設の建設費 × 残存率	
	ライフサイクルコストの削減	現状施設のLCC - 新営施設のLCC	
過剰収容 への対応	収容室の拡充	必要面積 (m ²) - 建設単価 (円/m ²)	
環境への配慮	LCCCO ₂ の削減	(現状施設CO ₂ 排出量 - 新営施設CO ₂ 排出量) (kg CO ₂) × 原単位 (1,640円/kg CO ₂)	
地域への寄与	施設の開放利用	年間利用者数 (人/年) × 1人当りの利用時間 (分) × 機会費用 (10円/分・人)	
	災害時の緊急避難場所として利用	避難場所の収容定員 (人) × 1人当りの被害軽減額 (28.3千円/人)	
	地域経済効果	(新営収容定員 - 現状収容定員) (人) × 被害者 1人当りの地域からの購入費 (円)	
位置の改善	時間・距離の短縮	移動短縮時間数 × 機会費用単価 (500円/分)	



FACILITIES DIVISION MINISTRY OF JUSTICE

法務省大臣官房施設課

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1
TEL:03-3580-4111(代) FAX:03-5511-7203
URL:<http://www.moj.go.jp>

法務省大臣官房施設課における事業評価システム

法務省大臣官房施設課

目次

1 政策評価とは	1
2 法務省における政策評価	2
3 法務省大臣官房施設課における政策評価(事業評価) ..	3
4 事業評価システムの流れ	4
5 法務省大臣官房施設課における評価体制	5
6 事業評価(事前・再・事後評価)システム	
(1) 事前評価システム	6
(2) 再評価システム	12
(3) 事後評価システム	12

1 政策評価とは(政策評価に関する標準的 ガイドラインから)

平成13年5月17日省議決定

①政策評価とは

政策評価とは、「国の行政機関が主体となり、政策の効果等を測定または分析し、客観的な判断を行うことにより、的確な政策の企画立案やその実施に資する情報を提供すること」です。

政策評価は、「企画立案(plan)」「実施(do)」「評価(see)」という政策の大きなマネジメントサイクルの中に組み込まれ、実施されます。

②政策評価の目的

政策評価は、大きく以下の3項目を達成するために実施します。

- ①国民に対する行政の説明責任(アカウンタビリティ)の徹底。
- ②国民本位の効率的で質の高い行政の実現。
- ③国民的視点に立った成果重視への転換。

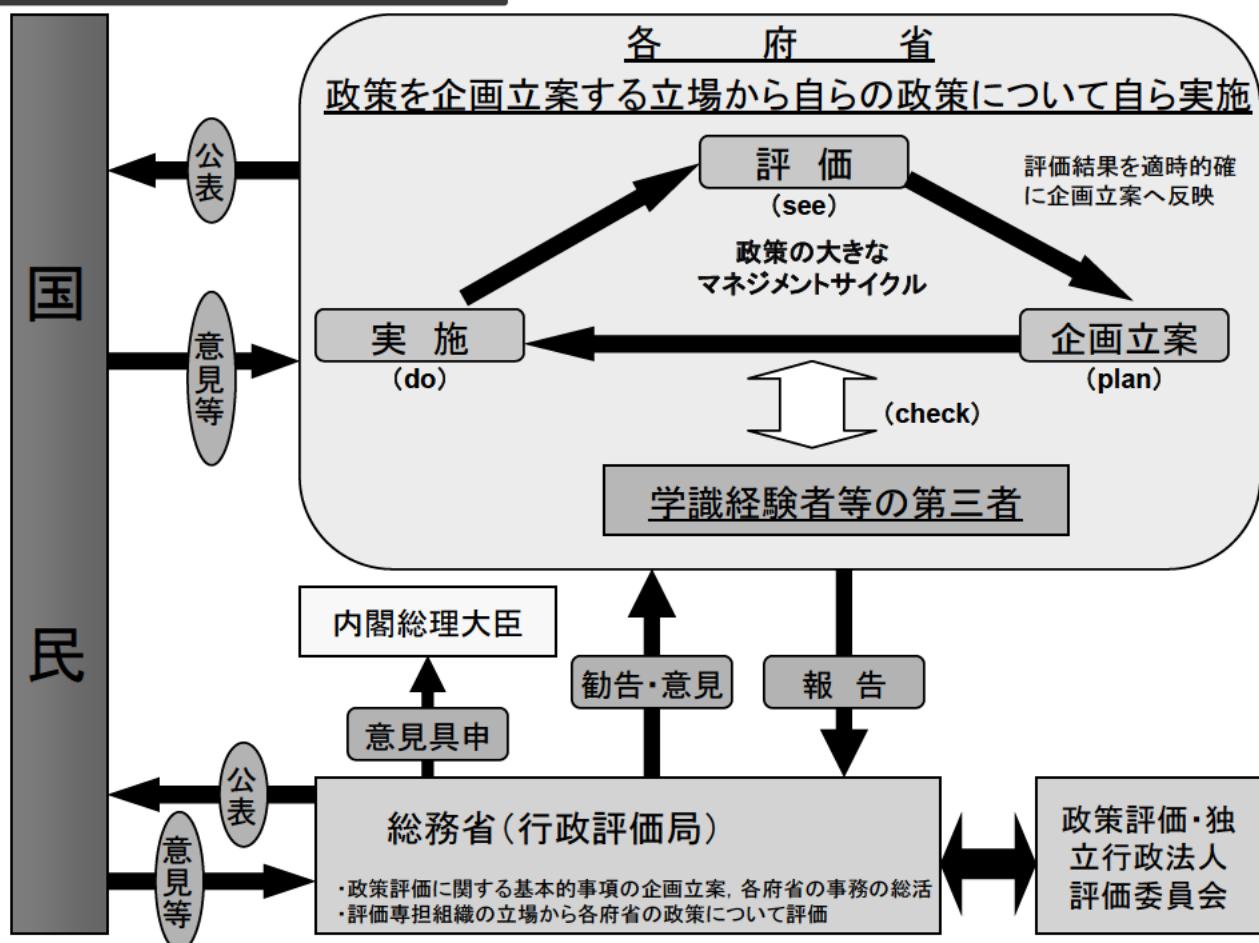
③評価の実施主体

- ・各府省は、政策を企画立案し遂行する立場からその政策について自ら評価を実施します。
- ・総務省は、評価専担組織の立場から各府省の政策について評価を実施します。

④第三者の活用

- ・各府省が評価を行うに当たって、必要に応じ学識経験者、民間等の第三者等を活用することとします。
- ・総務省には、民間有識者により構成される「政策評価・独立行政法人評価委員会」が置かれ、総務省の政策評価の中立性及び公平性を確保するために、総務省が行う政策評価の計画、実施状況、主要な勧告等の調査審議を行っています。

評価の枠組み



2 法務省における政策評価（法務省政策評価に関する基本計画）

①法務省政策評価に関する基本計画とは

総務省のガイドラインを踏まえた法務省の政策評価の枠組みとして定めるもので、法務省の政策の特質等に応じた適切な政策評価活動が行われるように、基本とすべき計画を明確にするものです。

②評価の対象

政策評価の対象としての「政策」は、多くの場合、「政策（狭義）」、「施策」及び「事務事業」という区分において捉えられ、相互に目的と手段の関係を保ちながら、全体として一つの体系を形成します。

③評価の観点

政策評価の実施に当たっては、主として必要性、効率性又は有効性の観点から行うほか、評価の対象とする政策の特性に応じ、公平性、優先性その他適切と認める観点を加味して行います。

④評価的方式及び実施の考え方

政策評価の方式は、事業評価方式、実績評価方式及び総合評価方式の3方式を用いるものとします。

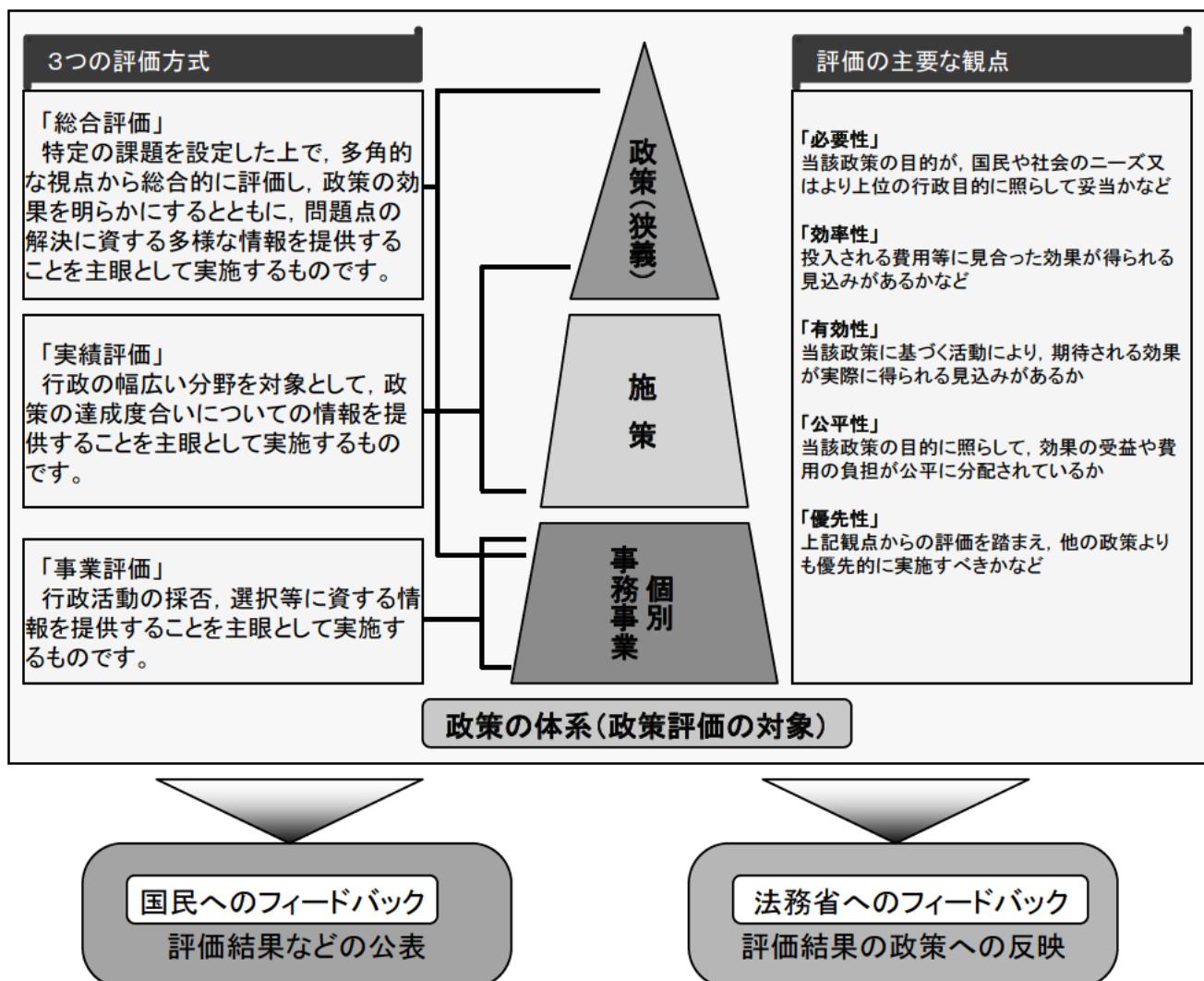
又、政策評価は、政策の性質等に応じ、対象となる政策ごとに適切な評価の方式を採用して実施します。

⑤評価結果の政策への反映

政策評価の結果は、政策の企画立案作業等における重要な情報として適時的確に活用される仕組みを構築しています。

⑥評価結果等の公表

政策評価に関する情報の公表は、インターネットのホームページ(<http://www.moj.go.jp>)を通じて行うほか、必要に応じて、政策評価企画室において随時行います。



3 法務省大臣官房施設課における政策評価（事業評価）

法務省大臣官房施設課事業評価の概要

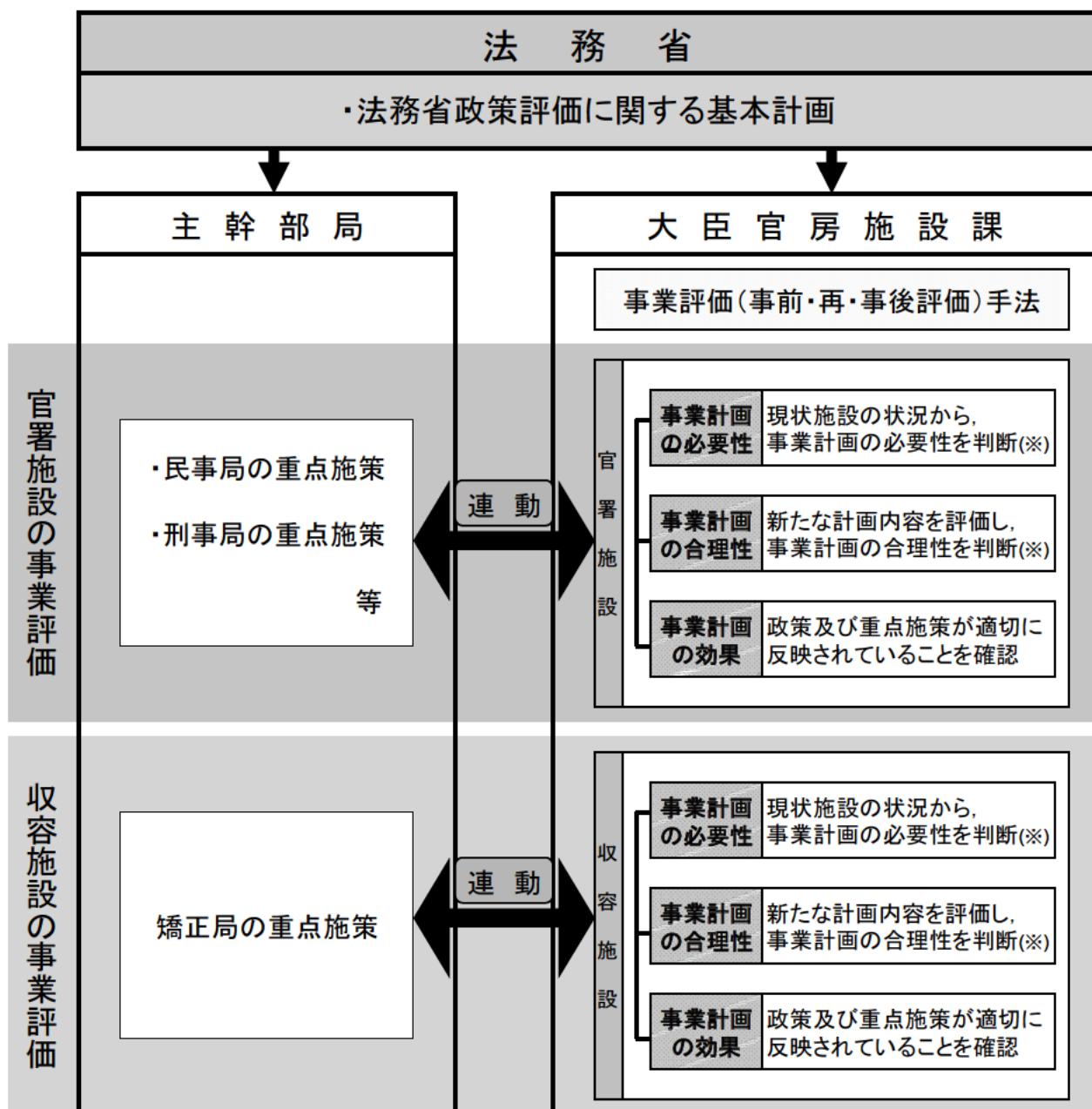
法務省大臣官房施設課では、法務省政策評価に関する基本計画を受け、政策評価のうち、事業評価を実施することとします。

○施設の特性に応じた2つの評価手法の構築

大臣官房施設課の所管する施設の特性を考慮し、「官署施設」と「収容施設」の2種類の事業評価を構築しています。
（「官署施設」とは、検察庁、法務局、地方更生保護委員会、入国管理局、公安調査局等のことをいいます。）
（「収容施設」とは、刑務所、拘置所、少年院、鑑別所等のことをいいます。）

○法務省主幹部局の重点施策と連動した評価手法

大臣官房施設課では、施設運営を統括する主幹部局の重点施策等と連動した事業評価を確立しています。

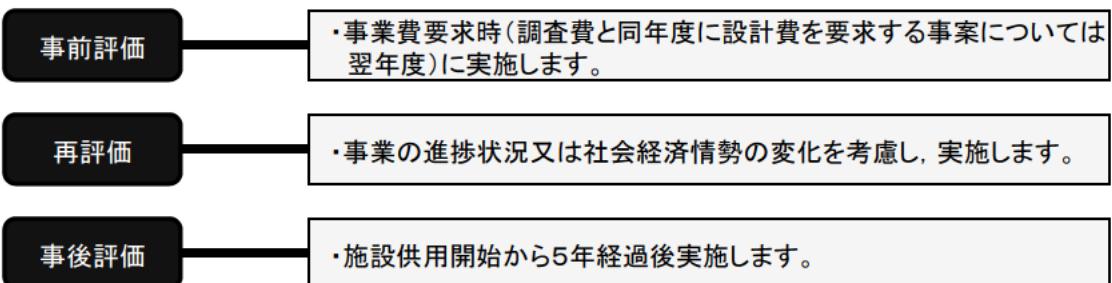


(※) 事業計画の実施の可否に関する評価であることから、原則として事後評価では実施しない。

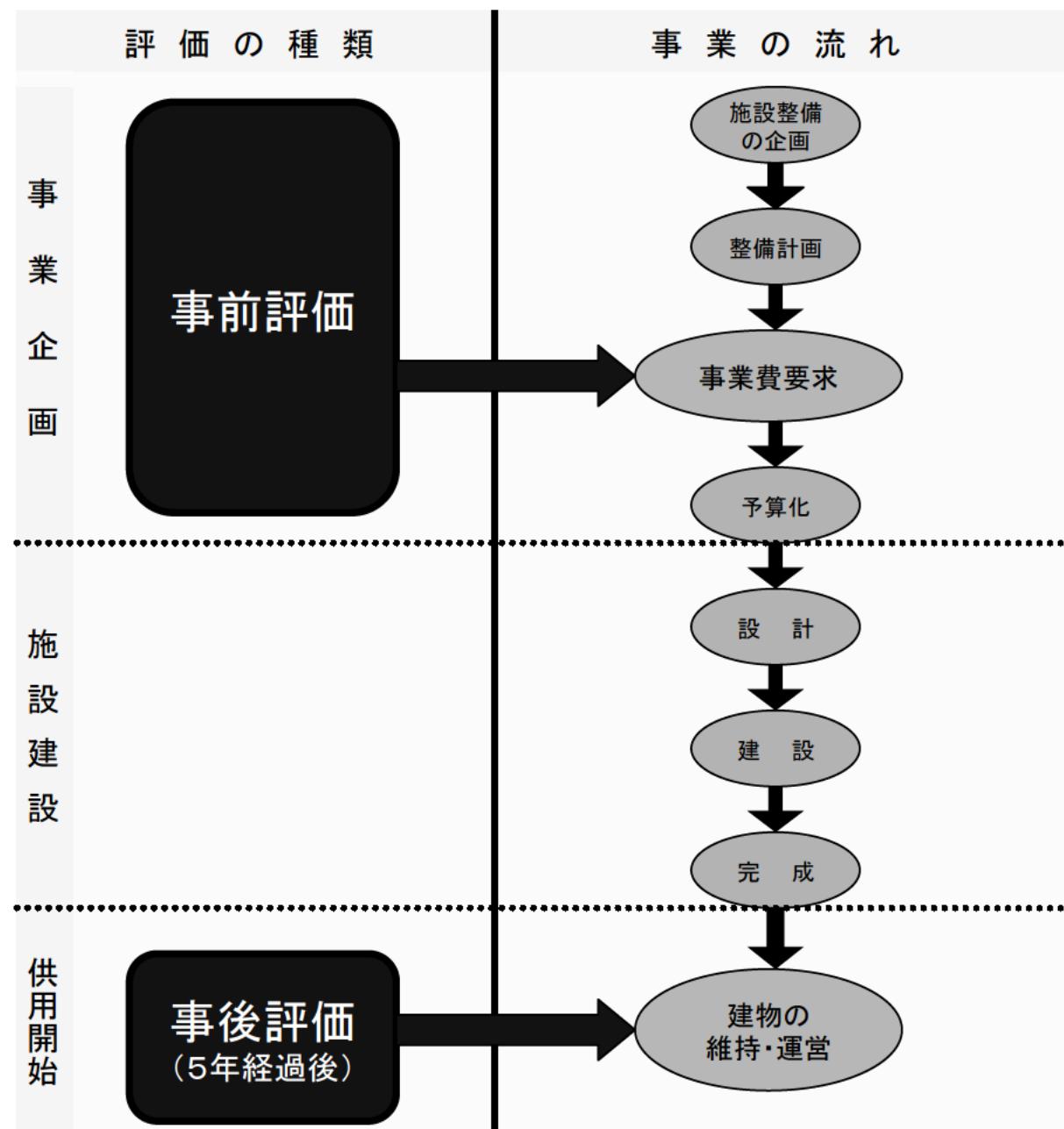
4 事業評価システムの流れ

事前・再・事後評価の実施

大臣官房施設課では、以下の時点で事業評価を実施します。



施設整備に関する業務の流れと評価の位置づけ

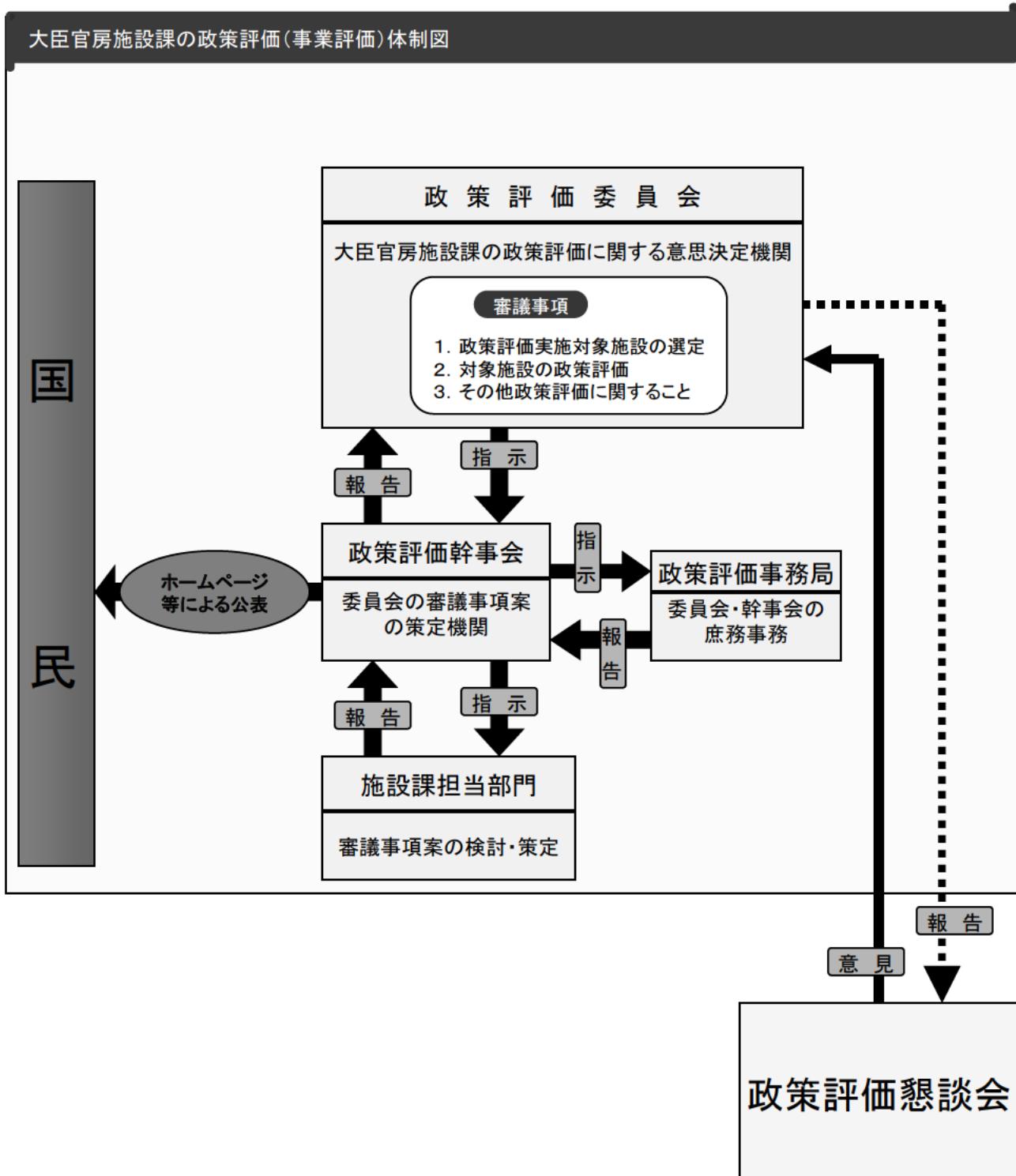


5 法務省大臣官房施設課における評価体制

目的

大臣官房施設課における政策評価(事業評価)を迅速かつ適正に実施していくことを目的として、以下のような評価体制を定めています。

大臣官房施設課の政策評価(事業評価)体制図



6 事業評価(事前・再・事後評価)システム

(1) 事前評価システム

官署施設及び収容施設の事前評価は、「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」、「事業計画の効果」の3つの評価指標から評価を実施します。

3つの評価指標の概要

事業計画の必要性

「事業計画の必要性に関する評価指標」により、「事業計画の必要性に関する評点」を算出し、事業計画の必要性を判断します。

事業計画の合理性

「事業計画の合理性に関する評価指標」により、「事業計画の合理性に関する評点」を算出し、事業計画の合理性を判断します。

事業計画の効果

「事業計画の効果に関する評価指標(B1・B2)」により、政策及び重点施策が適切に反映されていること(効果)を確認します。

ア 事業計画の必要性

○評価手法

事業計画が、「建替等の場合」か「新規施設の場合」かにより、「事業計画の必要性に関する評価指標」の計画理由を基に、①～③に示す手順により事業計画の評点を算出します。

- ①計画理由に該当する内容を抽出します(同一理由で2つ以上評点がある場合は、評点の高い方を採用する。)。
- ②計画理由が2以上の場合は、主要素と従要素に区分し、主要素についての評点に従要素それぞれについての評点の10%を加えた点数を事業計画の必要性の評点とします。
- ③法務総合庁舎計画、特々計画又はシビックコア計画(一団地の官公庁施設計画を含む)に基づくものには、②で算出した評点にそれぞれ10点を加算します。

事業計画の必要性に関する評点が基準レベル(100点)以上のものを必要性のある事業計画とします。

[事業計画の必要性に関する評価指標の用語の説明]

保安度：木造施設の経年による構造、設備等の劣化の度合いや立地条件に関する指標です。
建設時点を約9000とします。

現存率：非木造施設の建物全体としての新築時に対する現存価値を表す指標です。
建設時点を100とします。

面積率：現状施設の延床面積(m²)／新営施設の延床面積(m²)

事業計画の必要性に関する評価指標

●建替等の場合

計画理由	内 容	評 点							備 考
		100	90	80	70	60	50	40	
老朽	木造	保安度2,500以下	3,000以下	3,500以下	4,000以下	4,500以下	5,000以下	6,000以下	災害危険地域又は気象条件の極めて過酷な場所にある場合、10点加算する。
	非木造	現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	60%以下 同左	70%以下 同左	80%以下 同左				
狭い	庁舎面積	面積率0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。
借用返還	立退要求がある場合		借用期限が切れ即刻立退が必要なもの		期限付き立退要求のもの		なるべく速やかに返還すべきもの		
	返還すべき場合、関係団体より借り上げの場合又は借料が高額の場合			緊急に返還すべきもの			なるべく速やかに返還すべきもの		
分散	事務能率低下、連絡困難		2ヶ所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの		2ヶ所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの		同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	相互距離は、通常利用する道路の延長とする。	
都市計画の関係	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地区	周囲が区画整理等施行済みで当該施行分だけが残っているもの	区画整理等施行中で早く立退ないと妨害となるもの		区画整理等が事業決定済であるもの(年度別決定済)		区画整理等が計画決定済であるもの	シビックコア計画に基づくもののうち、シビックコア内の当該施行分を除く施設、関連都市整備事業等全てが整備済のものは7点、全てが整備済または建設中のものは4点を加算する。	
	地域制上の不適		都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築で防火度50点以下のもの	60点以下	都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建物で防火度70点以下のもの	80点以下	都市計画的にみて、地域性上好ましくないもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建物で防火度100点未満のもの		
立地条件の不良	位置の不適		位置が不适当で業務上非常に支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不适当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの		位置が不适当で業務上又は環境上好ましくないもの		
	地盤の不良	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの		
施設の不備	必要施設の不備	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行が困難なもの		施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの		施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来庁者の利用上著しく支障があるもの	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。
衛生条件の不良	採光、換気不良		法令による基準よりはるかに低いもの		法令による基準より相当低いもの		法令による基準以下であるもの	新設新営の主理由として取り上げない。	
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの						国行政機関等の移転及び機構統廃合等に適用する。ただし、機構統廃合による場合は主理由として取り上げない。	

●新規施設の場合

計画理由	内 容	評 点							備 考
		100	90	80	70	60	50	40	
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの							
新たな行政需要	新たな行政需要に対応した整備	当該行政需要への対応が特に緊急を要する		当該行政需要への対応を至急すべき		当該行政需要への対応の必要性は認められるが急がなくてよい			
機構新設	機構新設に伴う整備	整備を行わない場合、業務の遂行が著しく困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行が困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行に支障を来すもの		整備を行わない場合、業務上好ましくないもの	

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

イ 事業計画の合理性

○評価手法

事業計画が、「事業計画の合理性に関する評価指標」のどの場合に該当するかを判断し、評点を算出します。

- ①事業計画と同等の性能を確保できる代替案(改修・増築・民借)の有無を確認します。
- ②想定される代替案と事業計画との経済性及びリスク等を比較します。

事業計画の合理性に関する評点が基準レベル(100点)のものを合理性のある事業計画とします。

事業計画の合理性に関する評価指標

評 点	評 価
100点	<p>下記のいずれかに当てはまる。</p> <ul style="list-style-type: none">・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合。・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合。・他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合。
0点	上記のいずれにも当てはまらない。

ウ 事業計画の効果

○評価手法

「業務を行うための基本機能(B1)」と「政策及び重点施策に基づく付加機能(B2)」の2つの視点からそれぞれの評価指標により効果の有無を確認します。原則として、基本機能(B1)は基準レベル(100点)以上とします。

- ①「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合せ、100倍した数値を事業計画の効果(B1)の評点とします。
- ②「事業計画の効果(B2)に関する評価指標」により、各分類ごとにその取組状況を評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認します。

基本機能(B1)及び付加機能(B2)が適切に反映されているものを効果のある事業計画とします。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数					
		1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5
位置	用地取得の見込	取得済み、現地建替	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なものの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる		自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある		自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込みあり				整備の見込なし
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に入りできる構造の道路等に接している		敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に入りできる構造の道路等に接していない	
規模	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている		規模と業務内容等との関連が不明確		規模未定
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場等の確保に支障がある			
構造	単独庁舎、 総合庁舎としての 整備条件	単独庁舎の場合		単独庁舎としての整備が適当		総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要
	総合庁舎の場合			総合庁舎としての整備条件が整っている			総合庁舎としての整備条件が整っていない
	機能性等		適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である	適切な構造、機能として計画されていない		標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

(事前評価)

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	人権	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	防災性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	保安性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている

(2) 再評価システム

事業費要求後5年間未着手等、事業の進捗が望めない場合又は社会経済情勢に特段の変化があり、再度の評価が必要と考えられる場合に実施します。

官署施設及び収容施設の再評価は、事前評価時に実施した「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」、「事業計画の効果」の3つについてそれぞれの評価の見直しを実施します。

(3) 事後評価システム

事後評価は、施設の供用開始から、5年経過後に実施します。

なお、事前評価で実施した「事業計画の必要性」及び「事業計画の合理性」は、事業計画の実施の可否に関する評価であることから、原則として事後評価では実施しないこととします。

評価指標の概要

事業計画の効果

事前評価で実施した「事業計画の効果に関する評価指標(B1・B2)」に関する実績やデータを示して、政策及び重点施策が適切に反映されていること(効果)を確認します。

事業計画の効果

○評価手法

「業務を行うための基本機能(B1)」と「政策及び重点施策に基づく付加機能(B2)」について実績を示すとともに関連するデータを示して、それぞれの効果の有無を確認します。

- ①「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合せ、100倍した数値を事業計画の効果(B1)の評点とし、評点が100点以上あることを確認します。
- ②「事業計画の効果(B2)に関する評価指標」により、各分類ごとにその取組状況を評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認します。

それぞれの付加機能が適切に反映されているものを効果のある事業計画とします。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数					
		1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5
位置	用地取得の見込	取得済み、現地建替	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なものの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる		自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある		自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込みあり				整備の見込なし
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に入り出しができる構造の道路等に接している		敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に入り出しができる構造の道路等に接していない	
規模	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている		規模と業務内容等との関連が不明確		規模未定
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場等の確保に支障がある			
構造	単独庁舎、 総合庁舎としての 整備条件	単独庁舎の場合	単独庁舎としての整備が適当			総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要
	総合庁舎の場合		総合庁舎としての整備条件が整っている				総合庁舎としての整備条件が整っていない
	機能性等	適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である		適切な構造、機能として計画されていない		標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

(事後評価)

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
	人権	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
	防災性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
	保安性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている

**FACILITIES DIVISION
MINISTRY OF JUSTICE**

法務省大臣官房施設課

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1
TEL:03-3580-4111(代表) Fax:03-5511-7203
URL:<http://www.moj.go.jp>

平成23年度成果重視事業実施計画

1. 事業名及び関連施策

(1) 事業名等

事業名	出入国管理業務の業務・システムの最適化
評価実施予定期	平成26年8月（平成24年度は中間報告）
所管部局	入国管理局総務課入国管理企画官室
評価方式	実績評価方式

(2) 関連施策（事業の実施計画上の位置付け）

施策名	出入国の公正な管理
政策体系上の位置付け	出入国の公正な管理 (V-12-(1))
上記施策の基本目標	不法滞在者等を生まない社会の構築を図るとともに共生社会を実現するため、新しい在留管理制度の創設に係る法令の整備を始めとする施策を行うとともに、我が国の国際協調と国際交流を推進し、我が国社会の健全な発展を目指す。
予算（案）額	平成23年度当初予算額：11,805百万円

2. 課題・目的・必要性

外国人旅行者・ビジネスマンの訪日促進、我が国と諸外国との間の人的交流の拡大・活性化、これによる審査対象者の急激な増加、テロリズム・外国人犯罪の脅威、リピーター^{*1}の増加、不法就労・不法滞在事案の巧妙化、偽変造文書・なりすまし事案の横行など、出入国管理行政を取り巻く環境は大きく変化している。

このような諸課題に柔軟かつ迅速に対応するため、現行の業務・システムを見直す一方で、費用対効果の向上に留意しつつ、IT（情報通信技術）を最大限活用した業務・システムを取り入れ、利用者の利便性の向上や負担の軽減等はもとより、より一層の業務の効率化・合理化を図る必要がある。

3. 目標の内容等

(1) 達成目標

出入国管理に関する業務及びシステムを効率化の観点で見直し、システム運用経費を削減することにより、バイオメトリクスシステム導入及び新しい在留管理制度^{*2}の施行後の平成25年度におけるシステム運用経費全体の増加額を抑制する。

【目標期間】

平成18年度から平成25年度まで

【目標値等】

達成年度	平成25年度
目標値（増加額の上限）	30.1億円
参考(達成年度までの削減額)	38.7億円

(2) 目標設定の考え方

本事業は、出入国審査、在留審査、退去強制等に関する外国人出入国情報システムを始めとした各種システムについて、いわゆるレガシーシステム^{*3}からオープンシステム^{*4}へ刷新するとともに、外国人入国者について、要注意人物との指紋情報等を照合するバイオメトリクスシステムを活用した出入国審査体制の構築、外国人登録証明書に代わり在留カードを発行する「新しい在留管理制度」の施行など、業務・システムの最適化を図るものである。本事業を推進するに当たり、レガシーシステムの刷新によりシステム運用経費の削減が見込まれる。その一方で、バイオメトリクスシステムの導入及び新しい在留管理制度等の施行に伴いシステム運用経費が増加することから、本事業完了後の平成25年度におけるシステム運用経費全体の抑制を目標として設定している（※）。

(※) 目標値は、以下のとおり算出した。

レガシーシステムの刷新並びに在留管理の実施及び外国人・外部機関との情報連携の強化等に伴い、平成25年度以降において年間約38.7億円（試算値）のIT改善効果（ITに係る経常経費の節減効果）を得ることが可能である。他方、バイオメトリクスシステム及び新しい在留管理制度の導入等を含んだシステム全体の運用経費の試算としては、平成25年度以降新たに年間約68.8億円が必要となる。そこで、両者の差額である30.1億円を、「システム運用経費全体の増加額」として目標値に設定した。

(3) 目標の達成度合いの判定方法・基準

【判定方法】

「出入国管理業務の業務・システム最適化計画^{※5}」が完了する平成25年度において、システム運用経費全体の増加額が、目標値以下であれば達成とする。

平成19年度から平成25年度においては、上記最適化計画に基づき各年度ごとに実施することとされた工程の進捗状況により判定する。

【基準】

ランク	進捗状況（割合）	達成度合い
A	100%	達成
B	75%以上100%未満	おおむね達成
C	50%以上75%未満	達成が不十分
D	50%未満	達成していない

(4) 手段と目標の因果関係

レガシーシステムの刷新に当たっては、特定の開発業者の技術に依存しない公平・透明なシステム調達を可能とするオープンな設計思想の採用、サーバ及び記憶装置の統合による効率化を実施し、システム運用経費を削減する。これにより、新たなシステム導入後のシステム運用経費全体の増加を抑制する。

4. 関係する法令、施政方針演説等（主なもの）

○犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008（平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定）

第3－2－① 新たな在留管理制度の創設

「外国人の在留管理に必要な情報を一元的・正確かつ継続的に把握する制度を創設し、的確な在留管理を行う。・・・（以下略）」

○新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）

第3章－（4）観光立国・地域活性化戦略

「訪日外国人を2020年初めまでに2,500万人、将来的には3,000万人まで伸ばす。」

5. 備考

*1 「リピーター」

過去に退去強制歴がありながら、偽変造旅券や他人名義の旅券を利用するなどして繰り返し不法入国を企図する者

*2 「新しい在留管理制度」

第171回国会において「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」(以下「入管法等改正法」という。)が可決・成立した。

「新しい在留管理制度」とは、これまで入管法に基づいて入国管理官署が行っていた情報の把握と、外国人登録法に基づいて市区町村が行っていた情報の把握を基本的に一つにまとめて、法務大臣が在留管理に必要な情報を継続的に把握する制度の構築を図ろうとするものである。

*3 「レガシーシステム」

一般に、時代遅れとなった旧式システムのこと。特定の開発業者の独自の技術や仕様を多用していることから他の開発業者の参入が容易でなく、結果として特定開発業者の技術等に依存し、多大なコストを要するというデメリットがある。

*4 「オープンシステム」

一般に、特定の開発業者の技術や仕様に依存しない一般にも開放されたシステムのこと。特定の開発業者の技術等によらず、多くの開発業者がシステム開発に参入することが可能となり、その結果、より最適でしかもより低価格のシステムの調達が容易となるメリットがある。

*5 「出入国管理業務の業務・システム最適化計画」

「出入国管理業務の業務・システム最適化計画」(以下「最適化計画」という。)は、「電子政府構築計画」(平成15年7月17日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定、平成16年6月14日一部改定)に基づき平成18年3月31日に策定された後、新しい在留管理制度の見直しに係る検討が進められていることなどの諸事情に鑑み、平成19年8月31日に改定された。なお、新しい在留管理制度の導入を内容とする入管法等改正法の成立を受け、平成22年3月23日にも再度改定されたところである。

出入国管理行政では、外国人の円滑な受入れ(円滑化)と、我が国にとって好ましくない外国人に対する厳格な対応(厳格化)という二つの大きな柱のバランスを保ちつつ、適正に業務を推進していくことを主要な課題としている。

そこで、出入国管理行政を取り巻く環境が大きく変化する中、「外国人受入政策の立案及び制度設計(Plan)」「政策及び制度の具体的な実施(Do)」「入国・在留外国人の現状把握・情報分析(Check)」及び「外国人受入政策の見直し(Act)」という出入国管理行政全体の今後の展開に向けたPDCAサイクルを実現して、我が国の外国人の受入れをめぐる周辺環境の変化に柔軟かつ迅速に対応できるような態勢を構築し、上記課題に対処していく必要がある。

上記を踏まえ、最適化計画の策定に際しては、国民生活の安全性確保、利用者サービスの向上、業務処理の効率化・合理化・集約化、高度情報通信技術の活用、システムの利便性向上、レガシーシステム問題の解消及びITの導入により費用対効果の向上等を基本理念としている。最適化工程表については、<http://www.moj.go.jp/content/000008873.pdf>を参照

なお、本政策評価は、最適化計画(平成22年3月改定)において実施することとしているものである。